

東京地方裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、第●●号ないし第●●号 所得税更正処分取消等請求事件、平成●●年（〇〇）第●●号、第●●号 更正の請求拒否通知処分取消請求事件

国側当事者・国（右京税務署長・日野税務署長・中野税務署長・福岡税務署長・天王寺税務署長・昭和税務署長・世田谷税務署長・品川税務署長・諏訪税務署長・芝税務署長）

平成27年5月21日認容・控訴

判 決

当事者の表示 別紙1当事者目録記載のとおり

（なお、別紙1で用いた略語は以下の本文及び他の別紙でも用いることとする。）

主 文

- 1 右京税務署長が平成23年3月9日付けで原告甲に対してした原告甲の平成19年分の所得税に係る更正のうち、総所得金額8879万6320円、納付すべき税額2209万1700円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定のうち、85万円を超える部分を取り消す。
- 2 日野税務署長が平成22年7月30日付けで原告乙に対してした原告乙の平成19年分の所得税に係る更正のうち、総所得金額6299万5849円、納付すべき税額2104万5400円を超える部分を取り消す。
- 3 中野税務署長が平成22年7月30日付けで原告丙に対してした原告丙の平成19年分の所得税に係る更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。
- 4 福岡税務署長が平成23年3月11日付けで原告丁に対してした原告丁の平成19年分の所得税に係る更正のうち、総所得金額3億5143万7441円、納付すべき税額8101万6300円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定を取り消す。
- 5 天王寺税務署長が平成23年3月10日付けで原告戊に対してした原告戊の平成19年分の所得税に係る更正のうち、総所得金額1億2405万8438円、納付すべき税額3448万7000円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定を取り消す。
- 6 昭和税務署長が平成23年3月8日付けで原告Aに対してした原告Aの平成19年分の所得税に係る更正のうち、総所得金額1億2632万0379円、納付すべき税額3722万5600円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定を取り消す。
- 7 世田谷税務署長が平成23年3月11日付けで原告Bに対してした原告Bの平成19年分の所得税に係る更正のうち、総所得金額1億5477万5308円、納付すべき税額5805万3200円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定を取り消す。
- 8 品川税務署長が平成23年3月11日付けで原告Cに対してした原告Cの平成19年分の所得税に係る更正のうち、総所得金額2億8132万8525円、納付すべき税額6024万4100円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定を取り消す。
- 9 諏訪税務署長が平成23年3月10日付けで原告Dに対してした原告Dの平成19年分の所得税に係る更正のうち、総所得金額1億5533万6689円、納付すべき税額3689万7900円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定を取り消す。
- 10 芝税務署長が平成23年3月10日付けで原告Eに対してした原告Eの平成19年分の所得税

に係る更正のうち、総所得金額4億1765万9504円、納付すべき税額8884万6200円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定を取り消す。

11 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、原告らが、他の出資者と共に組合契約を締結して民法上の組合を組成した上、金融機関から金員を借り入れて航空機を購入し、これを航空会社に賃貸する事業を営んでいたところ、航空機を売却して当該事業を終了する際、①航空機を購入原資の一部となった借入金の一部に係る債務の免除を受けたことによる利益（以下「本件ローン債務免除益」という。）及び②当該組合の業務執行者に対して支払うべき手数料に係る債務の免除を受けたことによる利益（以下「本件手数料免除益」といい、本件ローン債務免除益と併せて「本件各免除益」という。）が発生したことについて、それぞれ各処分行政庁から、本件各免除益が所得税法26条1項所定の不動産所得や同法35条1項所定の雑所得に該当するとして、更正をすべき理由がない旨の通知又は更正及び過少申告加算税賦課決定を受けたことから、本件各免除益はいずれも同法34条1項所定の一時所得に該当すると主張し、これらの処分はいずれも違法であるとして、その全部又は一部の取消しを求める事案である。

なお、被告は、本件訴訟において、本件ローン債務免除益は雑所得に、本件手数料免除益は、主位的には不動産所得に、予備的には雑所得に、それぞれ該当すると主張している。

1 関係法令の定め

本件の関係法令の定めは、別紙2「関係法令の定め」記載のとおりである。なお、別紙2において改正注記をしたものについては、本文及び他の別紙においても同様であるから、改正注記を省略する。

2 前提事実（証拠等を掲げていない事実は、当事者間に争いがない。なお、以下、書証については、特記するものを除き、各枝番を含むものとする。）

（1）原告らによる組合契約の締結

ア F株式会社（以下「F」という。）は、平成10年3月23日付けの「航空機賃貸事業のご案内ーG向けリース」という文書により、個人投資家とFの関連会社を組合員とする民法上の任意組合を組成した上、組合員による出資金と金融機関からの借入金（責任財産を原則として組合財産に限定したもの）を原資として航空機を購入し、その航空機を航空会社に貸し付けるという航空機リース事業について、出資者（組合員）の募集を行った。（乙A1）

イ Fの募集に応じた原告ら10名を含む個人投資家●名とFの関連会社であるH有限会社（以下「本件業務執行者」という。）の合計●名（以下「本件各組合員」と総称する。）は、平成10年4月●日付けで、要旨次のような内容を含む任意組合契約（以下「本件組合契約」といい、本件組合契約に基づいて組成された民法上の組合を「本件組合」という。）を締結した。

（ア）組合の名称（第1条）

本件組合はIと称する。

(イ) 目的 (第2条)

本件組合は、本件各組合員が出資した出資金及び本件組合の資産に適当な担保を設定して金融機関から借り入れた金員をもって航空機1機(●●年製●●型機、製造番号●●。以下「本件航空機」という。)を取得し、取得した本件航空機をG(以下「G」という。)又はその他の賃借人にリースし、リース契約終了後は本件航空機の売却等の処分をするという、航空機の取得、賃貸、管理、売却及びこれに附帯する一切の事業(以下、併せて「本件組合事業」という。)を行うことによって、組合員相互の利益を図ることを目的とする。

(ウ) 組合の発足時期及び存続期間 (第3条及び第4条)

本件組合の存続期間は、本件組合契約の契約書に別に定める場合のほか、本件組合が発足する平成10年4月●日から7年間とする。

ただし、業務執行者が存続期間の延長を提案し、かつ、本件組合に対する出資割合の過半数を有する本件各組合員の書面による同意が得られた場合には、これを延長する。

(エ) 業務執行者 (第8条)

本件各組合員は、本件業務執行者を本件組合の唯一の業務執行者と定め、本件組合における一切の業務執行を委任する。本件業務執行者以外の本件各組合員は、本件組合契約に定めるもののほか、何ら業務についての権限を有しない。

業務執行者は、本件組合から、本件組合の業務執行に対する報酬として、リース契約所定のリース料の3%相当額(消費税込み。)の支払を受けることができる(以下、この報酬を「本件手数料」という。)

(オ) 事業年度及び事業報告 (第9条及び第11条)

本件組合の事業年度は、1月1日から12月31日までの1年間(初年度の開始日は本件組合発足の日から12月31日まで、最終年度は1月1日から本件組合の解散の日までとする。)とし、業務執行者は、各事業年度の本件組合事業につき、貸借対照表及び損益計算書を作成し、各事業年度終了後60日以内に本件各組合員に送付して報告を行う。

(カ) 損益の分配 (第10条)

業務執行者は、本件組合事業から生ずる損益を事業年度毎に計算し、本件各組合員に対し、その出資割合に応じて分配する。

(キ) 重要事項に関する特則 (第13条)

本件航空機全部の売却及び本件組合の存続期間の延長は、業務執行者の提案に基づき、本件組合に対する出資割合の過半数以上を有する本件各組合員の書面による同意により行われる。

(ク) 解散 (第22条)

本件組合は、存続期間が満了した場合や本件航空機全部を売却した場合等に解散する。

(ケ) 清算 (第23条)

本件組合を解散したときは、業務執行者が清算人となる。清算人は、現務の結了、債権の取立て及び債務の弁済並びに残余財産の引渡しを行うために必要な一切の行為を行うことができる。また、残余財産は本件各組合員の出資割合に応じて配当する。

ウ 本件各組合員は、本件組合契約に基づき、別紙3出資金等一覧表の「出資金」欄記載のとおりの出資をし、同表の「出資割合」欄記載の出資割合により、本件組合による本件組合事業から生じる損益の分配を受けることとなった。

(2) 最初のリース契約の締結

ア 本件組合は、平成10年4月24日、J,Tokyo Branch（本件組合の解散時の商号は、K銀行東京支店。以下「本件融資銀行」という。）を貸主、本件組合を借主とし、利率を年7.82%、返済期間を同年5月6日から平成16年4月20日まで、毎月の返済金額を39万3000米国ドル（以下「ドル」という。）（元利均等払。ただし、同月5日は18万4000ドル、同月20日は1427万3766.26ドル）とする金銭消費貸借契約（以下「本件ローン契約」という。）を締結し、本件航空機の購入資金として3143万5442.49ドルを借り入れた（以下、本件ローン契約に基づく借入元本、利息金その他返済金を併せて「本件借入金」という。）。

なお、本件ローン契約では、本件借入金の返済原資を原則として本件航空機等の本件組合の組合財産のみに限定し、本件各組合員の個人財産を返済の原資としないものと定められていたが（以下、この定めをした条項を「ノン・リコース条項」という。）、これに加えて、一定の場合に本件借入金に係る債務のうちの本件航空機等の本件組合の組合財産を上回る部分を当然に免除する旨の条項等は設けられていなかった。（甲A2、弁論の全趣旨）

イ 本件組合は、平成10年4月24日、本件各組合員の出資した出資金及び本件ローン契約に基づく借入金を原資として、本件航空機を4200万ドルで購入した。

ウ 本件組合は、Gとの間で、期間を平成10年4月から平成16年4月まで、リース料を月額43万ドルとして、本件航空機を貸し渡す旨のリース契約（以下「旧リース契約」という。）を締結し、平成10年4月、Gに対して本件航空機を貸し渡し、Gが倒産した平成13年までの間、旧リース契約で定められたリース料の支払を受け、同リース料のうち39万3000ドルを毎月の本件借入金の返済（元利均等払）に充て、その残額を毎月の本件手数料の支払等に充てていた。

(3) Gの倒産と新たなリース契約の締結

ア 本件航空機のリース先であったGは、平成13年9月11日に発生したアメリカ合衆国における同時多発テロ事件（航空機テロ事件）の影響を受け、同年11月●日、倒産した。（弁論の全趣旨）

イ 本件組合は、平成14年5月頃、L（平成16年1月13日に「M」へ商号変更。以下「L」という。）との間で、期間を平成14年5月10日から平成16年3月31日まで（1年間のリース期間延長のオプション付き）、リース料を月額9万ドルから13万ドルとして、本件航空機を貸し渡す旨のリース契約（以下「新リース契約」という。）を締結し、Lに対して本件航空機を貸し渡した。（甲A3、甲A5、弁論の全趣旨）

なお、本件組合とLは、平成15年6月19日、新リース契約について、リース期間を平成22年3月31日までに、平成16年4月1日以降のリース料を月額12万5000ドルに、それぞれ変更する旨合意した。（甲A4、甲A5、弁論の全趣旨）

ウ 本件組合は、Gの倒産に伴う本件航空機の取戻し及びLとの間の新リース契約に関する費用が必要となったため、平成14年5月8日、同年6月17日及び平成15年4月8日の3回に分けて、Fから総額276万6093.27ドルを借り入れて（以下、この借入れに基づく借入元本、利息金その他返済金を「F借入金」という。）、上記費用の支払に充てた。（甲A3、甲A4、甲A8、乙A2、弁論の全趣旨）

エ 本件組合は、新リース契約における月額リース料が本件借入金の返済月額に足りないもの

となったことから、平成14年11月25日、平成15年7月2日及び平成18年12月22日の3回にわたり、本件融資銀行との間で、本件ローン契約の契約内容の見直しを行い、その結果、新リース契約のリース料全額を本件借入金の返済に充当することや返済期限を平成22年3月31日までに延長すること、利率を年5.48%に変更することなどが合意されたが、ノン・リコース条項の変更は行われていない。

(4) 本件手数料の支払猶予

ア 本件各組員は、本件組合契約に基づき、本件業務執行者に対し、本件航空機のリース料の3%に相当する本件手数料を支払うことになっていたところ、Gの倒産からLとの間の新リース契約の締結までの間は本件航空機に係るリース料収入を得られなかったことや、新リース契約における月額リース料全額が本件借入金の返済に充てられることになったことから、平成13年11月分以降、本件手数料を支払うことができなくなった。

イ 本件業務執行者は、上記のような状況を受けて、平成14年8月1日付けで、本件各組員に対し、新リース契約のリース期間中の本件手数料の支払については、新リース契約の終了時又はそれ以降に繰り延べられることになる旨通知した。(甲A3)

ウ 原告らは、本件手数料を支払わなくなった平成13年11月以降も、従前と同様に、本件手数料のうちの自らの出資割合に相当する部分を不動産所得の必要経費に算入して所得税に係る確定申告を行っていた。(弁論の全趣旨)

(5) 本件組合の解散

ア 本件組合は、平成15年4月23日付けの本件業務執行者の提案に基づき、出資割合の過半数を有する組員の同意により、その存続期間を平成29年4月21日まで延長した。(甲A4、甲A5)

イ 本件業務執行者は、平成19年2月1日付け報告書により、本件各組員に対し、次のとおり、本件航空機を売却して本件組合事業を終了するという提案を行った。

(ア) 米国などにおける景気低迷、平成13年9月の米国での同時多発テロ、イラク戦争等の影響により、航空業界は、かつて経験したことがないほど厳しい状況になり、航空機マーケットも低迷が続いている。また、N社が平成16年10月に●●型航空機(●●及び●●)の生産を中止したため、本件航空機に関するマーケットは依然として厳しい状況にある。

そして、鑑定会社5社の評価によると、本件航空機の平成19年1月時点の市場価格は、1360万ドルないし1848万ドルであるが、これは同年2月時点の本件借入金の元本残高である約2130万ドルを下回る水準となっている。

このような状況の中で本件組合事業を継続しても、出資金の回収の見込みが生じる可能性は小さい。

(イ) 以上の情報と諸般の事情を前提に、本件組合の業務執行者として、本件融資銀行及びFと交渉を行った結果、次のaないしdの取引についての合意を取り付けることができる見込みとなり、これらにより、本件各組員に追加出資を求めることなく、本件組合事業を終了させることが可能となった。

a 本件組合は、平成19年2月5日を基準として本件航空機を1700万ドルで売却する(本件航空機の最終的な売却価格は、実際の売却日によって変更になる可能性がある。)

- b 本件組合は、上記の本件航空機の売却代金の一部を用いて、本件融資銀行に対して約 1400 万ドルを支払うことにより、本件借入金を完済し（平成19年2月時点の本件借入金の元本残高は約2130万ドルであるが、本件融資銀行との交渉により、その返済必要額が減額される予定である。）、当該返済に充てた残額により、F 借入金（金利を含めて約300万ドル）を完済する。
- c 本件組合は、Gの倒産時に、本件航空機を取り戻すため、Gが支払っていなかった管制料や空港使用料等をカナダ当局等に対して立替払しているところ、この立替金を取り戻すために行ったカナダの裁判に関連して今後発生する債権債務をFに譲渡し、本件各組合員には当該裁判に関する資金負担が今後発生しないようにし、本件組合事業を速やかに終了させる。
- d 本件組合事業においては、本件航空機売却の手数料は機体売却価格の3%となっているが、今回の売却に伴う手数料については0とする。
- ウ 上記イの提案について、本件組合契約13条に基づき、本件組合の出資割合の過半数を有する組合員が、書面によって同意をした。（弁論の全趣旨）
- エ 本件組合は、平成19年2月5日、本件融資銀行との間で、本件融資銀行に対して本件ローン契約に基づく債務の全部かつ最終の弁済として1400万ドルを同年3月5日に支払う旨合意した。
- オ 本件業務執行者は、平成19年3月5日、本件航空機を1700万ドルで売却した。
- カ 本件組合は、平成19年3月5日、本件融資銀行に対し、本件航空機の売却代金を原資として、本件借入金の元金の弁済として1400万ドル（同日現在の元本残高は2117万4562.71ドル）を、同日までの利息の弁済として10万0117.17ドルを、それぞれ支払い、その一方で、本件融資銀行から、本件借入金に係る残債務（717万4562.71ドル）を免除された（以下、本件融資銀行が行ったこの債務免除を「本件ローン債務免除行為」という。）。(甲A10、甲A11、甲A22、甲A24)
- 本件ローン債務免除行為によって本件ローン債務免除益が発生し、原告らについて、別紙3出資金等一覧表のとおり、出資割合に応じた債務免除益が発生した。(甲Bイないしヌの各1)
- キ 本件組合は、平成19年3月5日、本件業務執行者から、同日時点で未払となっていた本件手数料に係る債務全額（合計23万1370ドル）を免除された（以下、本件業務執行者が行ったこの本件手数料の免除を「本件手数料免除行為」という。）。(甲A11、甲A14)
- 本件手数料免除行為によって本件手数料免除益が発生し、原告らについて、別紙3出資金等一覧表の「本件手数料免除益」欄記載のとおり、出資割合に応じた債務免除益が発生した。(甲Bイないしヌの各1、弁論の全趣旨)
- ク 本件組合は、平成19年3月6日、Fに対し、本件航空機の売却代金を原資として、F借入金の残額298万9587.19ドルを弁済した。(甲A11、甲A12、甲A13、甲A24)
- ケ 本件組合は、平成19年3月●日、本件組合契約22条に基づいて解散した。(弁論の全趣旨)
- (6) 本件業務執行者による本件各免除益の扱い等
- ア 本件業務執行者（本件組合の清算人）は、本件組合の平成19年1月1日から同年3月●

日までの事業年度の損益計算書において、本件各免除益を、債務免除益として計上した。

イ 本件業務執行者は、本件各組合員に対し、本件各免除益を記載した本件組合の損益計算書や、出資割合に応じた本件各組合員それぞれの本件各免除益（別紙3出資金等一覧表の「本件各免除益」欄記載のとおり）を記載した計算書等を会計報告書として送付した。

（7）確定申告及びこれに対する更正等

別紙4「更正等の経緯」のとおり、原告らは、それぞれ、平成19年分の所得税に係る確定申告等をし、これらに対して各処分行政庁による更正等がされたが、その概要は、次のとおりである（別紙5の1ないし10参照）。なお、別紙4で用いた略語は以下の本文及び他の別紙でも用いることとする。（甲Bイないしヌの各1ないし4、弁論の全趣旨）

ア 原告らは、それぞれ、平成19年分の所得税について、本件各免除益のうちの出資割合に応じた部分の金額を、原告乙及び原告丙については雑所得に係る総所得金額に、原告丁、原告戊、原告A、原告B、原告C、原告D及び原告Eについては一時所得に係る総所得金額に、それぞれ算入し、原告甲についてはいずれの所得に係る総収入金額にも算入せず、確定申告をした（原告Aについては修正申告もした。）。

イ 原告乙及び原告丙は、上記アの各確定申告後、本件各免除益は一時所得に該当するなどとして、それぞれを所轄する各処分行政庁に対して更正の請求をしたが、原告乙更正請求に対しては、日野税務署長が、社会保険料の控除漏れは認めたものの、本件各免除益は不動産所得に該当するとして原告乙更正処分を、原告丙更正請求に対しては、中野税務署長が、更正をすべき理由がない旨の原告丙通知処分を、それぞれした。

また、原告丁、原告戊、原告A、原告B、原告C、原告D及び原告Eについては、本件各免除益が一時所得に該当するものとして、確定申告を行っていたため、同原告らを所轄する各処分行政庁は、いずれも、本件各免除益が雑所得に該当するとして、各更正及び過少申告加算税賦課決定をした。

さらに、原告甲については、原告甲確定申告において本件各免除益を申告していなかったため、右京税務署長は、本件各免除益が雑所得に該当するとして、原告甲更正処分及び原告甲賦課決定処分をした。

ウ 原告らは、上記の各更正等（以下「本件各更正処分等」という。）に対して、それぞれ適法な不服申立てをした。

（8）本件各訴えの提起

原告らは、平成24年7月13日、それぞれ本件各訴えを提起した。（顕著な事実）

3 被告が主張する更正等の根拠と適法性

被告が主張する本件各更正処分等の根拠と適法性は、別紙6「更正等の根拠と適法性（被告の主張）」のとおりである。

4 争点及び当事者の主張の要旨

本件における争点は、本件各免除益の所得区分であり、具体的には、① 本件ローン債務免除益が、一時所得に該当するか、あるいは、雑所得に該当するか、② 本件手数料免除益が、不動産所得に該当するか、不動産所得に該当しない場合に、一時所得に該当するか、あるいは、雑所得に該当するか、が争われている。

争点に関する当事者の主張は、別紙7「被告の主張」及び別紙8「原告らの主張」のとおりであるが、その要点は以下のとおりである。なお、別紙7で用いた略語は以下の本文及び他の別紙

でも用いることとする。

(1) 被告

ア 本件ローン債務免除益は、一時所得に該当せず、雑所得に該当する。

(ア) ある所得が、所得税法における所得区分のいずれに該当するかを判断するに当たっては、当該所得が得られた直接的な原因（原因をなす行為等の事実やそれに対する法的評価）を重要な考慮要素としつつ、それ以外にも所得の性質や発生の態様及びそれに関連する事実関係をも総合考慮した上で、事実関係に即した法的評価を行い、利子所得ないし雑所得の10種類の所得の意義及び要件を定めた同法23条ないし35条のいずれに該当するかを判断すべきである。

(イ) 本件ローン債務免除益が除外要件を充足することは認める。

(ウ) 原告らを含む本件各組合員が営んでいた本件組合事業は、本件各組合員による出資金及び本件借入金をもって本件航空機を取得し、これを賃貸、管理、売却すること及びこれらに附帯する一切の業務を含むものであり、これにより組合員相互の利益を図ることを目的とするものであるから、「営利を目的とする継続的行為」に該当することは明らかである。そして、本件ローン債務免除益は、原告らを含む本件各組合員が営む本件組合事業を遂行するに当たって不可欠な本件航空機の取得資金を調達するために締結した本件ローン契約において、追加出資のリスクを回避するためにノン・リコース条項が設けられていることを前提として、本件組合が本件ローン契約において定められた債務者としての義務を履行し続けたことにより、本件航空機を売却した際にその売却代金を含む組合財産によって返済できなかった本件ローン契約に基づく本件借入金に係る残債務につき、本件融資銀行から免除を受けることによって発生したものである。したがって、本件ローン債務免除益は、原告らが営む航空機賃貸事業の一環として生じたものであって、賃貸料収入等と同様、営利事業から生じる定期的あるいは回帰的な所得と把握し得るものであるから、営利を目的とする継続的行為から生じた所得に該当し、非継続要件を充足しない。

(エ) 次に、非対価要件における対価性は、直接的な対価関係より相対的に広い概念であり、ある者が別の者から何かを受け取る場合において、そこに牽連関係が存在したと認め得る状況があれば、労務その他の役務の対価としての性質を有するものとして、非対価要件を充足しない。

そして、本件ローン債務免除益の発生の態様及び考慮すべき事実関係をみると、原告らは、航空機賃貸事業における事業主で、かつ、本件ローン契約における金員の借主であり、ノン・リコース条項が設けられた本件ローン契約により、本件航空機等の本件組合の財産のみを本件融資銀行の担保権の対象にした契約上の地位にあることに加え、本件融資銀行における本件ローン契約の締結及びその後の本件ローン債務免除行為までの一連の行為に経済的合理性が認められることからすると、原告らが本件融資銀行にリスク投資の機会を与えたとの関係が認められ、このような関係から生じた本件ローン債務免除益には牽連関係が存在した状況を認めることができるから、本件ローン債務免除益は非対価要件を充足しない。

(オ) したがって、本件ローン債務免除益は一時所得に該当せず、雑所得に該当する。

イ 本件手数料免除益は不動産所得に該当する。仮に不動産所得に該当しないとしても、一時所得には該当せず、雑所得に該当する。

(ア) 不動産所得に該当する不動産等の貸付けによる所得とは、使用収益期間に対応して定期的かつ継続的に支払われる賃料がその典型であるが、これに限らず、賃借人から賃貸人に移転される経済的利益のうち、目的物を使用収益する対価としての性質を有するもの又はこれに代わる性質を有するものをいう。そして、ある所得が不動産所得に該当するか否かは、当該所得が得られた直接的な原因だけでなく、所得の性質や発生の様態及びこれらに関連する事実関係も考慮要素に含めて判断すべきである。

この点、不動産所得の必要経費に該当するというためには、当該所得を得るための活動、すなわち不動産貸付事業（ないし業務）と直接の関連を有し、当該事業（ないし業務）を行うために客観的に必要な支出であることが必要とされるのであり、このような必要経費に該当する支出と当該事業（ないし業務）との関連性は、事後的に当該必要経費に係る支払が免除されたからといって直ちに失われるものではない。そうすると、不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入した費用が未払となっていたところ、その後、当該未払となっている費用について債権者から債務免除を受けた場合の当該債務免除を受けた部分については、特別な事情がない限り、当該債務免除益が生じた日の属する年分の不動産所得の総収入金額に算入すべきである。このように解することは、必要経費に算入されていた費用に係る債務の免除が、過去に不動産所得から控除していた必要経費を事後的に減少させ、その結果、不動産所得を増加させるという経済的実質をもっていることや、所得税法の他の規定からみても理由がある。

そして、本件手数料は、本件組合事業の執行を本件業務執行者に委託したことに基づく当該業務執行に対する報酬であり、原告らが本件組合を通じて行った本件航空機の賃貸による不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入されていたものであるところ、本件手数料免除益は、未払となっていた平成13年11月分以降の本件手数料全額を本件業務執行者が債務免除したこと（本件手数料免除行為）によって発生した経済的利益であるから、不動産所得に該当するということになる。

(イ) 仮に、本件手数料免除益が不動産所得に該当しないとしても、本件手数料免除益は、未払となっていた平成13年11月分以降の本件手数料を本件業務執行者が債務免除したことによって生じた経済的利益であり、本件組合の活動から得られた損益として認識されたものである。そして、本件手数料免除益は、営利を目的とする継続的行為に該当する本件組合事業（航空機賃貸事業）の一環から生じたものであること、そして、原告らが本件組合事業の委託者である本件組合の組合員であるが故に生じたものであることからすれば、偶発的に生じたものではなく、営利を目的とする継続的行為から生じた所得であり、労務その他の役務の対価としての性質を有することも明らかであるから、本件手数料免除益は一時所得には該当せず、雑所得に該当する。

(2) 原告ら

ア 本件ローン債務免除益は一時所得に該当する。

(ア) ある所得が一時所得に該当するためには、①利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち（除外要件）、② 営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で（非継続要件）、③ 労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないもの（非対価要件）という各要件を充足する必要があるところ（所得税法34条1項）、本件ローン債務免除益が除外

要件を充足することは、当事者間に争いがない。

(イ) また、本件ローン債務免除益が発生した原因は本件ローン債務免除行為であるところ、本件ローン債務免除行為は、原告らが本件組合を通じて行っていた本件組合事業において予定されておらず、偶発的に行われたものであり、かつ、繰り返し生じることが予定されていない1回限りのものであるから、本件ローン債務免除益は非継続要件を充足する。

(ウ) さらに、本件ローン債務免除益の発生に関し、原告らは本件融資銀行に対して何ら「労務その他の役務」の提供や「資産の譲渡」を行っていないから、本件ローン債務免除益は非対価要件も充足する。

(エ) したがって、本件ローン債務免除益は一時所得に該当する。

イ 本件手数料免除益は、不動産所得に該当せず、一時所得に該当する。

(ア) 本件手数料免除益が発生した原因は、本件業務執行者が未払となっていた本件手数料に係る債務を免除したという本件手数料免除行為であるところ、本件手数料免除益が本件航空機の貸付けによる所得でないことは明らかであり、また、本件手数料免除行為を行った本件業務執行者は本件航空機の借主でもないから、本件手数料免除益は不動産所得に該当しない。

(イ) 次に、本件手数料免除益は、不動産所得に該当しないことを含めて、除外要件を充足する。また、本件手数料免除益の発生原因である本件手数料免除行為は、本件組合事業終了時に未払となっていた本件手数料を支払う資金が本件組合になかったなどの事情に鑑みて、本件業務執行者がやむなく行ったものであり、本件組合事業の開始する時点で予定されておらず、偶発的に行われたものであり、かつ、本件組合契約上も繰り返して生じることが予定されていない1回限りのものであるから、本件手数料免除益は非継続要件を充足する。さらに、本件手数料免除益に関し、原告らは本件業務執行者に対して何ら「労務その他の役務」の提供や「資産の譲渡」を行っていないから、本件手数料免除益は非対価要件も充足する。

(ウ) したがって、本件手数料免除益は一時所得に該当する。

第3 当裁判所の判断

1 前提

(1) 本件組合事業によって得られた所得の納税義務者

民法上の組合（任意組合）は、複数の組合員が共同の事業を営む組織であり、組合員となる者が出資をして共同の事業を営むことを約する旨の組合契約を締結することによって設立されるが（同法667条1項）、組合は事業の主体ではあっても、権利義務の帰属する法主体ではないから、その活動によって得られる損益は、組合を通り抜け、組合契約で定める損益分配割合（同法674条）に応じて直接各組合員に帰属する。

所得税法は、民法上の組合の活動によって生み出された所得の計算や組合員に対する所得配分について何ら規定を設けていないものの、上記のとおり、民法上の組合は法主体ではなく、その活動による損益は直接各組合員に帰属することからすると、組合の活動によって生み出された所得に関しては、組合員がそれぞれ納税義務を負うことになる。

そして、前提事実（1）イのとおり、原告らを含む本件各組合員は、本件組合契約を締結して民法上の組合である本件組合を組成し、本件融資銀行からの本件借入金と本件各組合員の出資した出資金を原資として本件航空機を購入し、本件航空機を賃貸するという本件組合事業を

営んでいるところ（本件組合契約2条）、本件組合事業による損益は、出資割合に応じて直接本件各組合員に帰属することになるから（本件組合契約10条）、本件組合事業によって生み出された所得については、本件各組合員である原告らがそれぞれ納税義務を負うことになる。

（2）所得区分該当性の判断の在り方

所得税法は、所得をその源泉ないし性質によって、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得の10種類に区分し、これらの所得ごとに所得の金額を計算することとしている（同法21条1項1号）。

これは、所得はその性質や発生の態様によって担税力が異なるという前提に立って、公平負担の観点から、各種の所得について、それぞれの担税力の相違に応じた計算方法を定め、また、それぞれの態様に応じた課税方法を定めるためである。

したがって、ある所得がどの所得区分に該当するかについては、所得を分類し、その種類に応じた課税を定めている同法の趣旨及び目的に照らして判断するのが相当である。

2 本件ローン債務免除益について

（1）本件ローン債務免除益について問題となる所得区分

本件ローン債務免除益が利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得であることは当事者間に争いがないことから、本件ローン債務免除益の所得区分については、一時所得に該当するか否か、具体的には、除外要件を充足することを前提として、非継続要件（営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得であること）及び非対価要件（労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しない所得であること）を充足するか否かが問題となる。

（2）本件ローン債務免除益の非継続要件充足の有無について

ア 所得税法上、一時所得は、通常は担税力が乏しいとされる一時的、臨時的な所得であるために、50万円の特別控除がされた後（同法34条2項及び3項）、その金額の2分の1に相当する金額が総所得金額に算入されるものと規定されているところ（同22条2項2号）、非継続要件が一時所得に該当するための要件とされているのは、営利を目的とする継続的行為から生じた所得は偶発的に発生した所得ではなく、類型的にその担税力が偶発的な所得の担税力よりも大きいと考えられるからである。

そして、所得税法34条1項及び35条1項の規定からすると、所得税法上、除外要件を充足する所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得は、一時所得ではなく雑所得に区分されるところ、営利を目的とする継続的行為から生じた所得であるか否かは、当該行為ないし所得の性質を踏まえた上で、行為の期間、回数、頻度その他の態様、利益発生の規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して判断するのが相当である（最高裁平成●●年（○○）第●●号同27年3月10日第三小法廷判決・裁判所時報1623号52頁参照）。

イ この点、本件ローン債務免除益は、本件融資銀行が本件借入金の残債務を免除したという本件ローン債務免除行為によって発生したものであるところ、前提事実によれば、本件ローン債務免除益は、次のような点を指摘することができる。

（ア）本件ローン債務免除益は、本件航空機の賃貸を含む本件組合事業を行っていた本件組合が、本件航空機を売却して本件組合事業を清算するに際し、本件航空機の購入資金の一部となった本件ローン契約に基づく本件借入金の一部について、債務免除（本件債務免除行

為)を受けたことによって発生したものであり、本件ローン債務免除益が、本件組合事業の一環として生じたものであること、そして、本件ローン債務免除益が、原告らを含む本件各組合員の共通の利益となるものであることは確かである。

しかしながら、本件組合事業として行われた本件航空機の賃貸が営利を目的とする継続的行為であるとしても、本件ローン債務免除益は、飽くまで本件ローン債務免除行為によって発生したものであって、本件航空機の賃貸自体から発生したものではない。

(イ) また、本件ローン契約では、本件借入金の返済原資を原則として本件航空機等の本件組合の組合財産のみに限定し、それ以外の原告らを含む本件各組合員の財産を返済の原資としないというノン・リコース条項が設けられていたが、一定の場合に、本件借入金に係る債務の全部又は一部を本件融資銀行が当然に免除するというような条項は設けられていなかった。しかも、本件融資銀行は、ノン・リコース条項を前提としても、本件航空機を含む本件組合の組合財産の全部から本件借入金を回収することができたにもかかわらず、本件航空機の任意売却に同意した上、その売却代金である1700万ドル全額ではなく、その一部である1400万ドルを受領しただけで、本件借入金の残額に係る債務を免除するという本件ローン債務免除行為をしていることからすると、本ローン債務免除行為は、必ずしもノン・リコース条項を前提とした法律関係を反映したものというわけではなく、本件ローン債務免除益は、本件組合事業において、本件ローン契約やノン・リコース条項に基づいて当然に発生したものではなかったといえることができる。

(ウ) さらに、本件組合は、本件ローン契約に基づく本件借入金及び原告らを含む本件各組合員の出資金を原資として本件航空機1機を購入し、これを賃貸する事業を行うことを目的として組成された組合であり、本件ローン契約の内容からすると、約6年後には本件航空機を売却処分するなどして本件融資銀行からの本件借入金を返済し、組合事業を終了することを予定していたものと認めることができるから、そもそも、本件ローン契約に設けられたノン・リコース条項が問題となるということ自体が、事業終了時点で本件借入金为本件組合の組合財産を上回るなどの限定的な場合に発生する可能性があるものにすぎなかった。

もとより、ノン・リコース条項が設けられていたことから明らかなように、本件組合事業を開始するに当たり、本件組合事業終了時に本件借入金为本件組合の組合財産を上回って、ノン・リコース条項が問題となるという事態が発生することも想定されていたといえることができるし、また、そのような場合に、本件融資銀行が債務免除を行うということがおよそ想定することができなかったといえることはできず、さらに、実際、本件融資銀行は、本件ローン契約にノン・リコース条項が設けられていたことや、原告らを含む本件各組合員が本件融資銀行に対してノン・リコース条項の存在を前提とした高い利息を支払っていたことなども踏まえて、本件ローン債務免除行為を行うに至ったものと推認することができる。

しかしながら、前記のとおり、そもそもノン・リコース条項が問題となるという場合自体が限られていたことからすると、本件融資銀行が債務免除を行うということは、そのような場合に生じ得る様々な可能性の一つにすぎなかったといえるべきである。

以上に加え、現に、Fが組成した個人向け航空機リース事業●組中、ノン・リコース条項が設けられた金銭消費貸借契約に基づく借入金に係る債務免除が行われたのは、本件組

合のみであったことなどに鑑みても（甲A17）、結局のところ、本件融資銀行は、本件航空機の売却代金が想定されていた価額を大幅に下回り、本件借入金で本件航空機の売却代金を上回るという事情が生じた中で、ノン・リコース条項を前提としつつ、その経営判断により、様々な可能性の中から本件ローン債務免除行為をするという選択をしたのであって、本件ローン債務免除行為及びそれによる本件ローン債務免除益の発生は、本件組合事業において予定されたものでもなかったというべきである。

（エ）加えて、実際、本件ローン債務免除行為は、本件組合事業において、1回限り行われたものであり、これによる本件ローン債務免除益も1回限り発生したものである。

ウ 以上によれば、本件ローン債務免除益は、本件組合が行っていた営利を目的とする継続的行為である本件航空機の賃貸自体によって発生したものではなく、また、本件組合事業の終了に伴って当然に発生したものでも、発生が予定されていたものでもなく、本件融資銀行の判断により、一時的、偶発的に発生したものと認めるのが相当であるから、営利を目的とした継続的行為から生じた所得以外の一時の所得に該当するものというべきである。

エ これに対し、被告は、本件組合事業は営利を目的とする継続的行為であるところ、本件ローン債務免除益は本件組合事業の一環として生じたものであるとして、本件ローン債務免除益が営利を目的とする継続的行為から生じた所得に該当し、非継続要件を充足しないなどと主張する。

この点、前提事実によれば、本件組合が行っていた本件組合事業は、営利を目的とする継続的行為である本件航空機の賃貸を含むものであること、そして、本件ローン債務免除益は、本件航空機を売却して本件組合事業を終了するに際し、本件航空機を購入する際の原資の一部となった本件ローン契約に基づく本件借入金の一部の債務免除を受けたことによって発生したものであり、本件組合事業の一環として発生したものであることは確かである。

しかしながら、本件組合事業に営利を目的とする継続的行為である本件航空機の賃貸が含まれていたからといって、これを含む本件組合事業において行われる行為が全て営利を目的とする継続的行為ということにはならず、本件ローン債務免除益が、本件航空機の賃貸という営利を目的とした継続的行為を含む本件組合事業の一環として発生したものであることをもって、直ちに本件ローン債務免除益が営利を目的とする継続的行為から生じた所得であるとすることはできないというべきである。そして、被告が指摘するとおり、原告らを含む本件各組合員が、本件組合契約を締結し、本件組合を通じて、本件航空機を購入して賃貸するという本件組合事業を行っていたこと、原告らを含む本件各組合員は、本件組合事業に不可欠な本件航空機の購入資金を確保するために本件ローン契約を締結して金員を借り入れていたこと、本件ローン契約においては、ノン・リコース条項が設けられており、その反面、通常よりも高い利率が設定されていたこと、原告らを含む本件各組合員が、本件ローン契約で定められた義務を履行していたことは確かであり、また、本件融資銀行は、本件ローン契約にノン・リコース条項が設けられていたことや、原告らを含む本件各組合員がノン・リコース条項を前提とした通常よりも高い利息の支払等の本件ローン契約に基づく義務を履行していたことを踏まえて、本件ローン債務免除行為を行ったということではできるとしても、前記判断のとおり、本件ローン債務免除益は、本件組合事業や本件ローン契約において当然に発生したものでも、発生が予定されていたものでもなく、1回限りのものとして、偶発的に発生したものと認めるのが相当であり、非継続要件が一時所得の要件とされている趣旨を

踏まえて考えると、本件ローン債務免除益が営利を目的とした継続的行為によって生じた所得であると認めることはできないというべきである。

オ その他、被告は、本件ローン契約にノン・リコース条項が設けられていたことなどから、本件ローン債務免除行為が予定されていたなどとも主張するが、前記判断のとおり、本件組合事業を終了するに当たって、本件融資銀行が本件借入金のうちの本件組合の組合財産を上回る部分について債務免除することが、およそ想定されていなかったということとはできないものの、それは、本件組合事業の終了時に本件借入金が本件組合の組合財産を上回るというような限定的な場合において、しかも、そのような場合に発生し得る様々な可能性の一つにすぎないものであったというべきから、やはり、本件ローン債務免除行為は、本件融資銀行によって偶発的に行われたものであり、本件ローン債務免除益は偶発的に発生したものと認めるのが相当である。

カ 以上のとおりであるから、本件ローン債務免除益は、非継続要件を充足するものと認めることができる。

(3) 本件ローン債務免除益の非対価要件充足の有無について

ア 非対価要件が一時所得の要件とされているのは、対価性を有する所得は、たとえ一時的なものであっても偶発的に発生した所得ではなく、類型的にその担税力が対価性のない偶発的な所得の担税力よりも大きいと考えられるからであり、この非対価要件も、一時所得の範囲について、その対象となる所得を一般に担税力が低いと考えられる一時的、偶発的に生じたものに限定する趣旨のものと理解することができる。

イ この点、そもそも、原告らは、本件ローン債務免除益の発生原因である本件ローン債務免除行為を行った本件融資銀行に対し、その対価となるような具体的な労務その他の役務を提供したと認めることはできない。

ウ また、原告らは、本件融資銀行に対し、本件組合を通じて、本件借入金の主債務の弁済や利息の支払を行っているものの、主債務の弁済は、借り受けた金員の返済であり、利息の支払も、借り受けた金員を一定期間使用収益したことに対する対価と評価すべきものであって、いずれも本件ローン債務免除益と対価関係があるものと認めることは困難である。本件ローン契約では、ノン・リコース条項が設けられていたことを前提として、通常よりも高い利率が定められていたと推認することができるものの、この高い利率に基づく利息の支払についても、ノン・リコース条項によって本件借入金の返済原資が原則として本件航空機等の本件組合の組合財産のみに限定されることとの間に経済的な関係性を認めることができるとしても、本件ローン債務免除行為を原因として発生した本件ローン債務免除益との間の対価関係を認めることまではできないというべきである。

エ さらに、被告が指摘するように、原告らを含む本件各組合員が、本件ローン契約において、本件借入金の借主の地位にあったこと、本件ローン契約には、本件借入金の返済原資を原則として本件航空機等の本件組合の組合財産のみに限定するノン・リコース条項が設けられていたこと、ノン・リコース条項が設けられていたことにより、通常よりも高い利率が定められていたところ、原告らを含む本件各組合員がこの利率に基づく利息の支払をしていたこと、そして、このような状況の下で、本件融資銀行が本件ローン債務免除行為を行ったことによって本件ローン債務免除益が発生したところ、この本件ローン契約から本件ローン債務免除行為までの本件融資銀行の一連の行為も特段不合理というわけではないことからすると、社

会的な事実として、ノン・リコース条項が設けられた本件ローン契約の締結や原告らを含む本件各組合員による本件ローン契約上の義務の履行と、本件ローン債務免除益の発生との間に一定の関連性があることは確かであり、被告は、上記のような関連性を牽連関係と主張し、このような牽連関係が認められる以上、本件ローン債務免除益は非対価要件を充足しないと主張している。

しかしながら、前記のとおり、そもそも一時所得に該当するための要件として非対価要件が設けられているのは、対価性を有する所得は、たとえ一時的なものであっても偶発的に発生した所得ではなく、その担税力が、典型的に、対価性のない偶発的な所得の担税力よりも大きいと考えられるためであり、このような非対価要件の趣旨からすると、ある所得が労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有するというためには、当該所得と一定の関係がある事実が存在するというだけでは足りず、少なくとも当該所得が偶発的に発生したものではないといえるような関係にある事実が存在することが必要と解するのが相当である。

そして、結果的に、本件ローン債務免除行為によって発生した本件ローン債務免除益と、原告らを含む本件各組合員と本件融資銀行がノン・リコース条項が設けられた本件ローン契約を締結し、原告らを含む本件各組合員が本件ローン契約に基づく義務を履行していたこととの間に一定の関係があったとしても、本件ローン契約で設けられたノン・リコース条項は飽くまで本件借入金の返済原資の範囲を限定するものにすぎないし、本件ローン契約には条件付きの債務免除の条項等は設けられていなかったことからすると、本件ローン債務免除益は本件組合事業において本件ローン契約に基づいて当然に発生すべきものであったと認めることはできない。また、本件組合事業の内容やノン・リコース条項の存在を前提としても、本件融資銀行が本件ローン債務免除行為をするということは、本件組合事業の終了時点で本件借入金が本件組合の組合財産を上回るというような限定的な場合において、しかも、そのような場合に発生し得る様々な可能性の一つにすぎないものであったことからすると、本件ローン債務免除益は偶発的に発生したものと認めるのが相当であり、原告らが本件融資銀行に対して本件ローン債務免除益の対価となるような労務その他の役務を提供したと認めることはできないというべきである。

したがって、非対価要件の対価としての性質が直接的な対価関係より相対的に広い概念であることを前提としたとしても、本件ローン債務免除益が、労務その他の役務の対価としての性質を有するものということとはできない。また、本件ローン債務免除益が資産の譲渡の対価としての性質を有しないことは明らかである。

オ 以上によれば、本件ローン債務免除益は、非対価要件も充足するものと認めることができる。

(4) 小括

よって、本件ローン債務免除益は一時所得に該当する。

3 本件手数料免除益について

(1) 本件手数料免除益の不動産所得該当性について

ア 雑所得に該当するためには、一時所得に該当しないことが要件となり（所得税法35条1項）、一時所得に該当するためには、除外要件との関係で、不動産所得に該当しないことが要件となることから（同法34条1項）、本件手数料免除益については、まず、被告が主張

するように、不動産所得に該当するか否かを検討すべきことになる。

イ 所得税法上、不動産所得とは、「不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機の貸付けによる所得（事業所得又は譲渡所得に該当するものを除く。）」をいうとされており（同法26条1項）、また、不動産所得を生ずべき業務に関し、当該業務の全部又は一部の休止、転換又は廃止その他の事由により当該業務の収益の補償として取得する補償金その他これに類するものについて、その業務の遂行により生ずべき不動産所得に係る収入金額に代わる性質を有するものも、不動産所得に該当するものとされている（同法施行令94条1項2号）。

これらの規定によれば、不動産所得とは、賃貸人が賃借人に対して一定の期間、目的物を使用収益させる対価として受け取る利益又はこれに代わる性質を有するものと解するのが相当である。

ウ しかし、本件手数料免除益の発生原因である本件手数料免除行為を行ったのは本件業務執行者であるところ、本件業務執行者は、本件航空機の賃借人ではなく、本件航空機を使用収益していたわけではない。そして、本件手数料免除益は、本件組合の業務執行に対する報酬である本件手数料に係る債務が、債権者（本件業務執行者）によって免除されたことによって発生した利益であり、本件航空機を使用収益させる対価又はこれに代わる性質を有するものでないことは明らかである。

エ この点、被告は、ある所得が不動産所得に該当するか否かは、当該所得が得られた直接的な原因だけではなく、所得の性質や発生の態様及びこれらに関する事実関係も考慮要素に含めて判断すべきであるとして、本件手数料免除益の直接的な発生原因は本件手数料免除行為であるものの、所得税法26条2項における不動産所得の計算方法を踏まえて考えると、本件手数料は本件航空機の賃貸による不動産所得の必要経費とされていたものであり、本件手数料と本件航空機の賃貸との関連性は、その後に本件手数料に係る債務が免除されたことによって直ちに失われるものではないから、本件手数料免除行為によって発生した本件手数料免除益は、不動産所得に該当すると主張する。

しかしながら、同条が、不動産等の貸付けという特定の業務に対応した所得種類を設け、同時に、当該業務に係る収入と費用とを対応させた所得計算を規定していることからすると、不動産所得とされる所得とその必要経費とされる費用との間に一定の関係があることは確かであるし、被告が指摘する所得税法施行令94条1項が、不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務に関し、当該業務に係るたな卸資産等について損失を受けたことにより取得する保険金、損害賠償金、見舞金その他これらに類するもの（同項1号）と、当該業務の全部又は一部の休止、転換又は廃止その他の事由により当該業務の収益の補償として取得する補償金その他これに類するもの（同項2号）について、当該業務の遂行により生ずべきこれらの所得に係る収入金額に代わる性質を有するものは、これらの所得に係る収入金額とする旨定めていることも確かであるが、そもそも、ある費用が必要経費に該当するか否かという判断と、当該費用に係る債務が免除されたことによる所得がどの所得区分に該当するかという判断は、本来、別々に行われるべきものであり、不動産所得についても、ある所得が不動産所得の必要経費とされていた費用に係る債務の免除によって発生したものであったとしても、そのことをもって直ちに、発生した当該所得が、目的物を使用収益する対価又はこれに代わる性質を有するものであると認めることはできない。また、同法には、未払の費用が特定の所得の必要経費に算入されていたところ、後にその費用に係る債務の免

除がされたという場合に、その債務免除によって発生した利益をその費用が従前必要経費に算入されていた所得に区分すべきものとした規定も存在しないことからすると、同法上、ある所得とその必要経費とされる費用であったという関係をもって、当該費用に係る債務が免除されたことによって発生した所得を、当然に、当該費用が必要経費として算入されていた所得区分に係る所得とするものとはされていないというべきである。被告が主張するように、ある所得が不動産所得に該当するか否かは、当該所得が得られた直接的な原因だけでなく、所得の性質や発生の様態及びこれらに関する事実関係も考慮要素に含めて判断するということを前提としたとしても、本件手数料免除益について、特に不動産所得に区分すべき事情を認めることはできない。

したがって、本件航空機を使用収益する対価又はこれに代わる性質を有するものではない本件手数料免除益については、従前、本件航空機の賃貸によって発生した不動産所得の必要経費とされていた本件手数料に係る債務が免除されたことによって発生したものであるということをもって、不動産所得に該当するものと認めることはできないというべきである。

オ また、被告は、本件手数料免除益を不動産所得とすべき根拠として、要するに、本件手数料免除益は、過去に不動産所得の必要経費に算入されていた本件手数料に係る債務を免除することによって生じたものであり、過去の不動産所得の必要経費を事後的に減少させ、不動産所得を取り戻させる（増加させる）ものであるということも主張する。

確かに、本件手数料免除益は、支払債務は発生していたが支払はされていなかったという本件手数料について、所得税法26条2項所定の不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入されていたところ、その後その支払債務の免除を受けたことによって発生したものであり、計算上は、不動産所得の総収入金額から控除されていた必要経費を減額し、その分、不動産所得を増加させるものという見方もできないわけではないことからすると、本件手数料免除益は、その経済的実質に着目すれば、不動産所得に該当するというのも理解できないわけではない。

しかしながら、同法上、未払であっても債務として確定した費用は、その確定した日の属する年分の必要経費に算入するものとされ（同法37条1項）、その一方で、債務免除によって生じる経済的利益は、それが生じた日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入すべき金額に該当するという仕組みがとられていること（同法36条1項）、また、前記のとおり、同法には、未払の費用が特定の所得の必要経費に算入されていたところ、後にその費用に係る債務の免除がされたという場合に、その債務免除による利益をその費用が必要経費に算入されていた所得に区分すべきものとした特段の規定もないことからすると、上記のような経済的実質の点から本件手数料免除益を不動産所得に該当するものと認めることは、租税法律主義の観点から許容することができないものではないというべきである。

カ 以上によれば、本件手数料免除益は、不動産所得に該当するものと認めることはできないというべきである。

（2）本件手数料免除益の一時所得該当性について

ア 前記判断のとおり、本件手数料免除益は不動産所得に該当せず、また、本件手数料免除益が利子所得、配当所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得であることは当事者間に争いがなかったことから、次に、本件手数料免除益が一時所得に該当するか否か、具体的には、除外要件を充足することを前提として、非継続要件（営利を目的と

する継続的行為から生じた所得以外の一時の所得であること）及び非対価要件（労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しない所得であること）を充足するか否かが問題となる。

イ この点、本件手数料免除益が、原告らが本件組合を通じて行っていた本件組合事業の一環として、原告らが本件業務執行者に対して従前から業務を委託していたという関係で発生したものであることは確かである。

しかしながら、原告らが本件組合を通じて行っていた本件組合事業が、本件航空機の賃貸という営利を目的とした継続的行為を含むものであったとしても、本件手数料免除益は、本件航空機の賃貸を原因として発生したものではなく、本件業務執行者が原告らに対して未払となっていた本件手数料に係る債務を免除したという本件手数料免除行為を原因として発生したものであり、本件手数料免除益が本件組合事業の一環として発生したものであることから直ちに、本件手数料免除益が営利を目的とした継続的行為から生じた所得と認めることはできない。また、本件組合契約では、本件業務執行者に対する本件手数料の支払義務が明確に合意されており、その免除を定めた規定はもちろん、本件手数料に係る債務を担保すべき責任財産の範囲を限定する条項も設けられていなかったことからすると、本件手数料免除益は、本件組合事業において、本件組合契約に基づいて当然に発生したものでも、その発生が予定されていたものではなく、むしろ、その発生は予定されていなかったものと認めるのが相当であるから、本件手数料免除益は偶発的に発生したものであり、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得と認めるのが相当である。

したがって、本件手数料免除益については、非継続要件を充足するものというべきである。

ウ また、原告らを含む本件各組合員は、本件組合契約に基づき、本件業務執行者に対して本件手数料の支払をしていたものの、これは本件業務執行者の業務執行に対する対価として支払っていたのであって、本件手数料免除益の対価としての性質を有するものではない。その他、原告らが、本件業務執行者に対して何らかの労務その他の役務を提供していたものと認めることもできず、また、本件手数料免除益が資産の譲渡の対価としての性質を有しないことは明らかであるから、本件手数料免除益は、非対価要件も充足するものと認めるのが相当である。

エ 以上によれば、本件手数料免除益は一時所得に該当する。

4 原告らの税額と更正等の適法性

（１）原告丙を除く原告らに対する各更正処分及び原告丙通知処分について

本件各免除益は、いずれも一時所得に該当するから、原告らの平成19年分の所得税に係る総所得金額及び納付すべき税額は、それぞれ、別紙9「原告らに係る所得税の計算書」のとおりとなる。

したがって、原告丙を除く原告らに対する各更正処分は、上記計算書に記載されたそれぞれの総所得金額及び納付すべき税額を超える部分について違法であり、原告丙通知処分も違法である。

なお、原告Eについては、認定した総所得金額は4億1755万9504円、納付すべき税額は8880万6200円であるが、原告E確定申告及び本件訴訟において取消しを求める部分を超えて原告Eの請求を認容することはできない。

（２）原告乙及び原告丙を除く原告らに対する過少申告加算税賦課決定について

ア 前提事実（８）（別紙４「更正等の経緯」）及び上記（１）の判断を前提とすると、原告乙及び原告丙を除く原告らのうち、原告甲を除く原告らについては、平成１９年分の所得税に係る更正を受ける前にした確定申告又は修正申告において、いずれも過少申告をしていないことになるから、上記各更正に伴って同原告らに対してされた過少申告加算税賦課決定は、いずれも違法である。

イ また、前記（１）のとおり、原告甲更正処分は総所得金額８８７９万６３２０円、納付すべき税額２２０９万１７００円を超える部分について違法であるところ、原告甲が原告甲更正処分により新たに納付すべきこととなった税額のうち、上記金額以下の部分（上記金額から当初申告額を控除した部分。２２０９万１７００円－１３５８万２５００円＝８５０万円。なお、国税通則法１１８条３項により、１万円未満の金額は切り捨て。）については、その計算の基礎となった事実のうちに原告甲更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法６５条４項に規定する正当な理由があると認められるものがあるとは認められないから、上記の８５０万円については、同条１項に基づいて過少申告加算税が課されることになる。

そして、原告甲に課されるべき平成１９年分の所得税に係る過少申告加算税の額は、同項に基づき、上記の８５０万円に１００分の１０の割合を乗じて算出した金額８５万円となるところ、この金額は、原告甲賦課決定処分における過少申告加算税の額（甲Ｂイ２の１枚目「過少申告加算税」欄参照）である１６６万円を下回るから、原告甲賦課決定処分のうち８５万円を超える部分は違法となる。

５ 結論

以上によれば、原告らの請求はいずれも理由があるから、これらを認容することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第２部

裁判長裁判官 増田 稔

裁判官 齊藤 充洋

裁判官 佐野 義孝

(別紙1)

当事者目録

●●号事件原告	甲 (以下「原告甲」という。)
●●号事件原告	乙 (以下「原告乙」という。)
●●号事件原告	丙 (以下「原告丙」という。)
●●号事件原告	丁 (以下「原告丁」という。)
●●号事件原告	戊 (以下「原告戊」という。)
●●号事件原告	A (以下「原告A」という。)
●●号事件原告	B (以下「原告B」という。)
●●号事件原告	C (以下「原告C」という。)
●●号事件原告	D (以下「原告D」という。)
●●号事件原告	E (以下「原告E」という。)
上記10名訴訟代理人弁護士	増田 晋 尾本 太郎 小山 浩
同訴訟復代理人弁護士	宮島 聡子 中島 将良 酒井 真 白川 剛士
被告	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
●●号事件処分行政庁	右京税務署長 岩下 守
●●号事件処分行政庁	日野税務署長 板橋 智
●●号事件処分行政庁	中野税務署長 橋本 秀法
●●号事件処分行政庁	福岡税務署長 手島 久隆

●●号事件処分行政庁	天王寺税務署長 松本 通
●●号事件処分行政庁	昭和税務署長 安江 晋一郎
●●号事件処分行政庁	世田谷税務署長 梶山 清児
●●号事件処分行政庁	品川税務署長 菅原 亮一
●●号事件処分行政庁	諏訪税務署長 内山 功
●●号事件処分行政庁	芝税務署長 芳賀 清喜
同指定代理人	田原 昭彦 増永 寛仁 長倉 哲也 岩永 健一
●●号事件及び●●号事件被告指定代理人	原田 一信 中村 芳一 安藤 淑恵 西尾 維子
●●号事件、●●号事件、●●号事件、●●号事件及び●●号事件被告指定代理人	安藤 和信 原 武彦 福場 賢 森重 良二 森 光明 植村 冬樹 西田 昭夫 金光 昭二 桐生 研一 小高 一夫 扇藤 一夫 岩間 真希
●●号事件被告指定代理人	大澤 要 高島 敏雄 楠窪 泰浩 大坪 正宏 福島 寛子 石橋 輝明

●●号事件被告指定代理人	出水	涼子
	伊藤	和義
	榊原	和明
	川原	真一郎
●●号事件被告指定代理人	大澤	幸宏
	馬田	茂喜
	岡田	真
		以上

関係法令の定め

1 所得区分

- (1) 所得税法 21 条 1 項 1 号は、所得を、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得の 10 種類に区分し、これらの所得ごとに所得の金額を計算する旨定めている。
- (2) 所得税法 26 条 1 項は、「不動産所得とは、不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機（括弧内省略）の貸付け（地上権又は永小作権の設定その他他人に不動産等を使用させることを含む。）による所得（事業所得又は譲渡所得に該当するものを除く。）をいう。」と定めている。
- (3) 所得税法 34 条 1 項は、「一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう。」と定めている。
- (4) 所得税法 35 条 1 項は、「雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう。」と定めている。

2 所得の金額の計算方法

- (1) 所得税法 22 条 1 項は、所得税の課税標準を総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とし、同条 2 項は、総所得金額について、各種所得の金額の計算の規定により計算した次に掲げる金額の合計額（70 条 1 項若しくは 2 項（純損失の繰越控除）又は 71 条 1 項（雑損失の繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）とする旨定めている。
 - ① 利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額（33 条 3 項 1 号（譲渡所得の金額の計算）に掲げる所得に係る部分の金額に限る。）及び雑所得の金額（これらの金額につき 69 条（損益通算）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額
 - ② 譲渡所得の金額（33 条 3 項 2 号に掲げる所得に係る部分の金額に限る。）及び一時所得の金額（これらの金額につき 69 条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額の 2 分の 1 に相当する金額
- (2) 所得税法 26 条 2 項は、不動産所得の金額は、その年中の不動産所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする旨定めている。
- (3) 所得税法 33 条 3 項は、譲渡所得の金額は、その年中の資産の譲渡による所得に係る総収入金額から当該所得の基因となった資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除し、その残額から同条 4 項に規定する特別控除額として最大 50 万円を控除した金額とする旨定めている。
- (4) 所得税法 34 条 2 項は、一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額（その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限る。）の合計額を控除し、その残額から同条 3 項に規定する特別控除額として最大 50 万円を控除した金額とする旨定めている。

- (5) 所得税法 35 条 2 項は、雑所得の金額は、その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額と、その年中の雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額から必要経費を控除した金額との合計額とする旨定めている。
- (6) 所得税法 36 条 1 項は、その年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする旨定め、同条 2 項は、金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする旨定めている。
- (7) 所得税法 37 条 1 項は、その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用（償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。）の額とする旨定めている。
- (8) 所得税法 69 条 1 項は、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を計算する場合において、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、政令で定める順序により、これを他の各種所得の金額から控除する旨定め、所得税法施行令 198 条 1 号は、不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、これをまず他の利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額及び雑所得の金額から控除し、同条 3 号は、同条 1 号の場合において、同号の規定による控除をしてもなお控除しきれない損失の金額があるときは、これを譲渡所得の金額及び一時所得の金額から順次控除する旨定めている。
- (9) 所得税法 70 条 1 項は、同法 69 条 1 項の損益通算に規定する損失の金額のうち、同条の規定を適用してもなお控除しきれない部分の金額（純損失の金額）がある場合（当該純損失の金額が生じた年分について青色申告書を提出している場合に限る。）、その純損失の金額を 3 年以内に限って翌年以降に繰り越して控除することができる旨定めている。
- (10) 所得税法 140 条は、青色申告書を提出する居住者は、同法 69 条 1 項の損益通算に規定する損失の金額のうち同条の規定を適用してもなお控除しきれない部分の金額（純損失の金額）がある場合、前年も青色申告書を提出している場合は、その純損失の金額の繰戻しにより前年分の所得税の還付を受けることができる旨定めている。
- (11) 租税特別措置法 25 条の 2 第 1 項 1 号は、青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている個人は、その承認を受けている年分の不動産所得の金額について、所得税法 26 条 2 項の規定により計算した不動産所得の金額から最大 10 万円を控除することができる旨定めている。
- (12) 所得税法施行令 94 条 1 項は、不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務に関し、当該業務に係るたな卸資産等について損失を受けたことにより取得する保険金、損害賠償金、見舞金その他これらに類するもの（同項 1 号）と、当該業務の全部又は一部の休止、転換又は廃止その他の事由により当該業務の収益の補償として取得する補償金その他これに類するもの（同項 2 号）について、当該業務の遂行により生ずべきこれらの所得に係る収入金額に代わる性質を有するものは、これらの所得に係る収入金額とする旨定めている。

3 税額の計算方法

- (1) 所得税法（平成25年法律第5号による改正前のもの）89条は、所得税の額は、その年分の課税総所得金額を金額に応じて6つに区分し、それぞれの金額に所定の税率を乗じて計算した金額を合計した金額とする旨定めている。
- (2) 所得税法92条1項3号は、居住者が配当所得を有する場合で、その年分の課税総所得金額が1000万円を超え、かつ、当該課税総所得金額から証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1000万円を超える場合（同項3号）、剰余金の配当等に係る配当所得の金額のうち、当該課税総所得金額から1000万円と証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額との合計額を控除した金額に達するまでの金額については100分の5を乗じて計算した金額を、所得税額から控除する旨定めている。
- (3) 平成20年法律第23号による改正前の租税特別措置法37条の11第1項は、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額は、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に7%の税率を乗じて算出した金額とする旨定めている。
- (4) 国税通則法65条1項は、法定申告期限内に確定申告書が提出された場合において、修正申告書の提出又は更正があったときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基づいて納付すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する旨定め、同条4項は、同条1項に規定する納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちにその修正申告又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合には、同項に規定する納付すべき税額からその正当な理由があると認められる事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除して、同項の規定を適用する旨定めている。
- (5) 国税通則法118条1項は、国税（印紙税及び附帯税を除く。）の課税標準を計算する場合において、その額に1000円未満の端数があるとき、又はその全額が1000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる旨定め、同条3項は、附帯税の額を計算する場合において、その計算の基礎となる税額に1万円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が1万円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる旨定めている。
- (6) 国税通則法119条1項は、国税（自動車重量税、印紙税及び附帯税を除く。）の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる旨定め、同条4項は、附帯税の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1000円未満（加算税に係るものについては、5000円未満）であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる旨定めている。

以上

更正等の経緯

1 原告甲

(1) 確定申告

原告甲は、平成20年3月17日、平成19年分の所得税について、本件航空機のリース料収入のうちの出資割合に応じた持分相当額を不動産所得に係る総収入金額に、本件航空機の売却代金収入のうちの出資割合に応じた持分相当額を総合長期譲渡所得に係る総収入金額に、それぞれ算入し、本件各免除益のうちの出資割合に応じた持分相当額（合計3999万8126円）はいずれの所得に係る総収入金額にも算入せず、一方で、本件各組合員が本件業務執行者に対して支払うべき本件手数料に係る未払債務のうち、平成19年中に支払日の到来する分の合計額の出資割合に応じた持分相当額を、不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入し、総所得金額を6752万2884円、納付すべき税額を1358万2500円として、確定申告（以下「原告甲確定申告」という。）をした。

(2) 更正等

右京税務署長は、原告甲の平成19年分の所得税について、平成23年3月9日付けで、本件各免除益はいずれも雑所得に該当するなどとし、総所得金額を1億0904万5383円、納付すべき税額を3019万1300円とする更正（以下「原告甲更正処分」という。）及び加算税額を166万円とする過少申告加算税賦課決定（以下「原告甲賦課決定処分」という。）をした。

(3) 異議申立て

原告甲は、原告甲更正処分及び原告甲賦課決定処分について、本件各免除益は一時所得に該当するとして、平成23年4月28日付けで、右京税務署長に対し、異議申立てをしたところ、同税務署長は、同年6月23日付けで、本件各免除益は一時所得に該当せず、雑所得に該当するとして、異議申立てを棄却する旨の決定をした。

(4) 審査請求

原告甲は、上記(3)の決定を受け、平成23年7月21日付けで、国税不服審判所長に対し、審査請求をしたところ、国税不服審判所長は、平成24年3月21日付けで、本件ローン債務免除益は雑所得に、本件手数料免除益は不動産所得に、それぞれ該当するとして、審査請求を棄却する旨の裁決をした。

2 原告乙

(1) 確定申告

原告乙は、平成20年3月13日、平成19年分の所得税について、本件航空機のリース料収入のうちの出資割合に応じた持分相当額を不動産所得に係る総収入金額に、本件航空機の売却代金収入のうちの出資割合に応じた持分相当額を総合長期譲渡所得に係る総収入金額に、本件各免除益のうちの出資割合に応じた持分相当額（合計3999万8126円）を雑所得に係る総収入金額に、それぞれ算入し、一方で、本件各組合員が本件業務執行者に対して支払うべき本件手数料に係る未払債務のうち、平成19年中に支払日の到来する分の合計額の出資割合に応じた持分相当額を、不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入し、総所得金額を8324万4912円、納付すべき税額を2917万2600円として、確定申告（以下「原告乙確

定申告」という。)をした。

(2) 更正の請求

原告乙は、平成21年1月27日、日野税務署長に対し、平成19年分の所得税について、雑所得として申告した本件各免除益はいずれも一時所得に該当し、また、社会保険料の控除漏れがあるとして、総所得金額を6299万5849円、納付すべき税額を2104万5400円とする更正の請求（以下「原告乙更正請求」という。）をした。

(3) 更正

日野税務署長は、原告乙更正請求に対し、平成22年7月30日付けで、本件各免除益は不動産所得に該当するとした上で、社会保険料控除漏れは認めて、総所得金額を8324万4912円、納付すべき税額を2914万5000円とする更正（以下「原告乙更正処分」という。）をした。

(4) 異議申立て

原告乙は、原告乙更正処分について、本件各免除益は一時所得に該当するとして、平成22年9月30日付けで、日野税務署長に対し、異議申立てをしたところ、同税務署長は、同年12月20日付けで、本件各免除益は一時所得に該当せず、雑所得に該当するとして、異議申立てを棄却する旨の決定をした。

(5) 審査請求

原告乙は、上記(4)の決定を受け、平成23年1月20日付けで、国税不服審判所長に対し、審査請求をしたところ、国税不服審判所長は、平成24年1月16日付けで、本件ローン債務免除益は雑所得に、本件手数料免除益は不動産所得に、それぞれ該当するとして、審査請求を棄却する旨の裁決をした。

3 原告丙

(1) 確定申告

原告丙は、平成20年3月12日、平成19年分の所得税について、本件航空機のリース料収入のうちの出資割合に応じた持分相当額を不動産所得に係る総収入金額に、本件航空機の売却代金収入のうちの出資割合に応じた持分相当額を総合長期譲渡所得に係る総収入金額に、本件各免除益のうちの出資割合に応じた持分相当額（合計3999万8126円）を雑所得に係る総収入金額に、それぞれ算入し、一方で、本件各組合員が本件業務執行者に対して支払うべき本件手数料に係る未払債務のうち、平成19年中に支払日の到来する分の合計額の出資割合に応じた持分相当額を、不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入し、総所得金額を8211万3169円、納付すべき税額を2944万6100円として、確定申告（以下「原告丙確定申告」という。）をした。

(2) 更正の請求

原告丙は、平成21年1月15日、中野税務署長に対し、平成19年分の所得税について、雑所得として申告した本件各免除益はいずれも一時所得に該当するとして、総所得金額を6186万4106円、納付すべき税額を2134万6500円とする更正の請求（以下「原告丙更正請求」という。）をした。

(3) 通知

中野税務署長は、原告丙更正請求に対し、平成22年7月30日付けで、更正をすべき理由がない旨の通知（以下「原告丙通知処分」という。）をした。

(4) 異議申立て

原告丙は、原告丙通知処分について、平成22年9月30日付けで、中野税務署長に対し、異議申立てをしたところ、同税務署長は、同年12月20日付けで、本件各免除益は一時所得に該当せず、雑所得に該当するとして、異議申立てを棄却する旨の決定をした。

(5) 審査請求

原告丙は、上記(4)の決定を受け、平成23年1月20日付けで、国税不服審判所長に対し、審査請求をしたところ、国税不服審判所長は、平成24年1月16日付けで、本件ローン債務免除益は雑所得に、本件手数料免除益は不動産所得に、それぞれ該当するとして、審査請求を棄却する旨の裁決をした。

4 原告丁

(1) 確定申告

原告丁は、平成20年3月10日、平成19年分の所得税について、本件航空機のリース料収入のうちの出資割合に応じた持分相当額を不動産所得に係る総収入金額に、本件航空機の売却代金収入のうちの出資割合に応じた持分相当額を総合長期譲渡所得に係る総収入金額に、本件各免除益のうちの出資割合に応じた持分相当額(合計7999万6252円)を一時所得に係る総収入金額に、それぞれ算入し、一方で、本件各組員が本件業務執行者に対して支払うべき本件手数料に係る未払債務のうち、平成19年中に支払日の到来する分の合計額の出資割合に応じた持分相当額を、不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入し、総所得金額を3億5143万7441円、納付すべき税額を8101万6300円として、確定申告(以下「原告丁確定申告」という。)をした。

(2) 更正等

福岡税務署長は、原告丁の平成19年分の所得税について、平成23年3月11日付けで、本件各免除益はいずれも雑所得に該当するとして、総所得金額を3億9168万5567円、納付すべき税額を9711万5900円とする更正(以下「原告丁更正処分」という。)及び加算税額を160万9000円とする過少申告加算税賦課決定(以下「原告丁賦課決定処分」という。)をした。

(3) 異議申立て

原告丁は、原告丁更正処分及び原告丁賦課決定処分について、平成23年4月28日付けで、福岡税務署長に対し、異議申立てをしたところ、同税務署長は、同年7月7日付けで、本件各免除益は一時所得に該当せず、雑所得に該当するとして、異議申立てを棄却する旨の決定をした。

(4) 審査請求

原告丁は、上記(3)の決定を受け、平成23年7月21日付けで、国税不服審判所長に対し、審査請求をしたところ、国税不服審判所長は、平成24年3月21日付けで、本件ローン債務免除益は雑所得に、本件手数料免除益は不動産所得に、それぞれ該当するとして、審査請求を棄却する旨の裁決をした。

5 原告戊

(1) 確定申告

原告戊は、平成20年3月14日、平成19年分の所得税について、本件航空機のリース料収入のうちの出資割合に応じた持分相当額を不動産所得に係る総収入金額に、本件航空機の売

却代金収入のうちの出資割合に応じた持分相当額を総合長期譲渡所得に係る総収入金額に、本件各免除益のうちの出資割合に応じた持分相当額（合計３９９９万８１２６円）を一時所得に係る総収入金額に、それぞれ算入し、一方で、本件各組合員が本件業務執行者に対して支払うべき本件手数料に係る未払債務のうち、平成１９年中に支払日の到来する分の合計額の出資割合に応じた持分相当額を、不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入し、総所得金額を１億２４０５万８４３８円、納付すべき税額を３４４８万７０００円として、確定申告（以下「原告戊確定申告」という。）をした。

（２）更正等

天王寺税務署長は、原告戊の平成１９年分の所得税について、平成２３年３月１０日付けで、本件各免除益はいずれも雑所得に該当するとして、総所得金額を１億４４３０万７５０１円、納付すべき税額を４２５８万６６００円とする更正（以下「原告戊更正処分」という。）及び加算税額を８０万９０００円とする過少申告加算税賦課決定（以下「原告戊賦課決定処分」という。）をした。

（３）異議申立て

原告戊は、原告戊更正処分及び原告戊賦課決定処分について、平成２３年４月２８日付けで、天王寺税務署長に対し、異議申立てをしたところ、同税務署長は、同年６月２３日付けで、本件各免除益は一時所得に該当せず、雑所得に該当するとして、異議申立てを棄却する旨の決定をした。

（４）審査請求

原告戊は、上記（３）の決定を受け、平成２３年７月２１日付けで、国税不服審判所長に対し、審査請求をしたところ、国税不服審判所長は、平成２４年３月２１日付けで、本件ローン債務免除益は雑所得に、本件手数料免除益は不動産所得に、それぞれ該当するとして、審査請求を棄却する旨の裁決をした。

６ 原告Ａ

（１）確定申告

原告Ａは、平成２０年３月１２日、平成１９年分の所得税について、確定申告をした後、平成２１年１１月６日、修正申告（以下「原告Ａ修正申告」という。）をした。原告Ａ修正申告においては、本件航空機のリース料収入のうちの出資割合に応じた持分相当額を不動産所得に係る総収入金額に、本件航空機の売却代金収入のうちの出資割合に応じた持分相当額を総合長期譲渡所得に係る総収入金額に、本件各免除益のうちの出資割合に応じた持分相当額（合計３９９９万８１２６円）を一時所得に係る総収入金額に、それぞれ算入し、一方で、本件各組合員が本件業務執行者に対して支払うべき本件手数料に係る未払債務のうち、平成１９年中に支払日の到来する分の合計額の出資割合に応じた持分相当額を、不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入し、総所得金額を１億２６３２万０３７９円、納付すべき税額を３７２２万５６００円としていた。

（２）更正等

昭和税務署長は、原告Ａの平成１９年分の所得税について、平成２３年３月８日付けで、本件各免除益はいずれも雑所得に該当するとして、総所得金額を１億４６５６万９４４２円、納付すべき税額を４５３２万５２００円とする更正（以下「原告Ａ更正処分」という。）及び加算税額を８０万９０００円とする過少申告加算税賦課決定（以下「原告Ａ賦課決定処分」とい

う。)をした。

(3) 異議申立て

原告Aは、原告A更正処分及び原告A賦課決定処分について、平成23年4月28日付けで、昭和税務署長に対し、異議申立てをしたところ、同税務署長は、同年6月28日付けで、本件各免除益は一時所得に該当せず、雑所得に該当するとして、異議申立てを棄却する旨の決定をした。

(4) 審査請求

原告Aは、上記(3)の決定を受けて、平成23年7月21日付けで、国税不服審判所長に対し、審査請求をしたところ、国税不服審判所長は、平成24年3月22日付けで、本件ローン債務免除益は雑所得に、本件手数料免除益は不動産所得に、それぞれ該当するとして、審査請求を棄却する旨の裁決をした。

7 原告B

(1) 確定申告

原告Bは、平成20年3月14日、平成19年分の所得税について、本件航空機のリース料収入のうちの出資割合に応じた持分相当額を不動産所得に係る総収入金額に、本件航空機の売却代金収入のうちの出資割合に応じた持分相当額を総合長期譲渡所得に係る総収入金額に、本件各免除益のうちの出資割合に応じた持分相当額(合計6799万6814円)を一時所得に係る総収入金額に、それぞれ算入し、一方で、本件各組合員が本件業務執行者に対して支払うべき本件手数料に係る未払債務のうち、平成19年中に支払日の到来する分の合計額の出資割合に応じた持分相当額を、不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入し、総所得金額を1億5477万5308円、納付すべき税額を5805万3200円として、確定申告(以下「原告B確定申告」という。)をした。

(2) 更正等

世田谷税務署長は、原告Bの平成19年分の所得税について、平成23年3月11日付けで、本件各免除益はいずれも雑所得に該当するとして、総所得金額を1億8711万1226円、納付すべき税額を7098万7600円とする更正(以下「原告B更正処分」という。)及び加算税額を129万3000円とする過少申告加算税賦課決定(以下「原告B賦課決定処分」という。)をした。

(3) 異議申立て

原告Bは、原告B更正処分及び原告B賦課決定処分について、平成23年4月28日付けで、世田谷税務署長に対し、異議申立てをしたところ、同税務署長は、同年6月28日付けで、本件各免除益は一時所得に該当せず、雑所得に該当するとして、異議申立てを棄却する旨の決定をした。

(4) 審査請求

原告Bは、上記(3)の決定を受け、平成23年7月21日付けで、国税不服審判所長に対し、審査請求をしたところ、国税不服審判所長は、平成24年3月21日付けで、本件ローン債務免除益は雑所得に、本件手数料免除益は不動産所得に、それぞれ該当するとして、審査請求を棄却する旨の裁決をした。

8 原告C

(1) 確定申告

原告Cは、平成20年3月5日、平成19年分の所得税について、本件航空機のリース料収入のうちの出資割合に応じた持分相当額を不動産所得に係る総収入金額に、本件航空機の売却代金収入のうちの出資割合に応じた持分相当額を総合長期譲渡所得に係る総収入金額に、本件各免除益のうちの出資割合に応じた持分相当額（合計7999万6252円）を一時所得に係る総収入金額に、それぞれ算入し、一方で、本件各組合員が本件業務執行者に対して支払うべき本件手数料に係る未払債務のうち、平成19年中に支払日の到来する分の合計額の出資割合に応じた持分相当額を、不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入し、総所得金額を2億8132万8525円、納付すべき税額を6024万4100円として、確定申告（以下「原告C確定申告」という。）をした。

（2）更正等

品川税務署長は、原告Cの平成19年分の所得税について、平成23年3月11日付けで、本件各免除益はいずれも雑所得に該当するとして、総所得金額を3億2157万6651円、納付すべき税額を7634万3300円とする更正（以下「原告C更正処分」という。）及び加算税額を160万9000円とする過少申告加算税賦課決定（以下「原告C賦課決定処分」という。）をした。

（3）異議申立て

原告Cは、原告C更正処分及び原告C賦課決定処分について、平成23年4月28日付けで、品川税務署長に対し、異議申立てをしたところ、同税務署長は、同年6月27日付けで、本件各免除益は一時所得に該当せず、雑所得に該当するとして、異議申立てを棄却する旨の決定をした。

（4）審査請求

原告Cは、上記（3）の決定を受け、平成23年7月21日付けで、国税不服審判所長に対し、審査請求をしたところ、国税不服審判所長は、平成24年3月21日付けで、本件ローン債務免除益は雑所得に、本件手数料免除益は不動産所得に、それぞれ該当するとして、審査請求を棄却する旨の裁決をした。

9 原告D

（1）確定申告

原告Dは、平成20年3月17日、平成19年分の所得税について、本件航空機のリース料収入のうちの出資割合に応じた持分相当額を不動産所得に係る総収入金額に、本件航空機の売却代金収入のうちの出資割合に応じた持分相当額を総合長期譲渡所得に係る総収入金額に、本件各免除益のうちの出資割合に応じた持分相当額（合計5599万7376円）を一時所得に係る総収入金額に、それぞれ算入し、一方で、本件各組合員が本件業務執行者に対して支払うべき本件手数料に係る未払債務のうち、平成19年中に支払日の到来する分の合計額の出資割合に応じた持分相当額を、不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入し、総所得金額を1億5533万6689円、納付すべき税額を3689万7900円として、確定申告（以下「原告D確定申告」という。）をした。

（2）更正等

諏訪税務署長は、原告Dの平成19年分の所得税について、平成23年3月10日付けで、本件各免除益はいずれも雑所得に該当するとして、総所得金額を1億8358万5377円、納付すべき税額を4819万7500円とする更正処分（以下「原告D更正処分」という。）

及び加算税額を112万9000円とする過少申告加算税賦課決定（以下「原告D賦課決定処分」という。）をした。

（3）異議申立て

原告Dは、原告D更正処分及び原告D賦課決定処分について、平成23年4月28日付けで、諏訪税務署長に対し、異議申立てをしたところ、同税務署長は、同年6月28日付けで、本件各免除益は一時所得に該当せず、雑所得に該当するとして、異議申立てを棄却する旨の決定をした。

（4）審査請求

原告Dは、上記（3）の決定を受け、平成23年7月21日付けで、国税不服審判所長に対し、審査請求をしたところ、国税不服審判所長は、平成24年3月21日付けで、本件ローン債務免除益は雑所得に、本件手数料免除益は不動産所得に、それぞれ該当するとして、審査請求を棄却する旨の裁決をした。

10 原告E

（1）確定申告

原告Eは、平成20年3月15日、平成19年分の所得税について、本件航空機のリース料収入のうちの出資割合に応じた持分相当額を不動産所得に係る総収入金額に、本件航空機の売却代金収入のうちの出資割合に応じた持分相当額を総合長期譲渡所得に係る総収入金額に、本件各免除益のうちの出資割合に応じた持分相当額（合計1億1999万4377円）を一時所得に係る総収入金額に、それぞれ算入し、一方で、本件各組合員が本件業務執行者に対して支払うべき本件手数料に係る未払債務のうち、平成19年中に支払日の到来する分の合計額の出資割合に応じた持分相当額を、不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入し、総所得金額を4億1765万9504円、納付すべき税額を8884万6200円として、確定申告をした（以下、この確定申告を「原告E確定申告」という。）。

（2）更正等

芝税務署長は、原告Eの平成19年分の所得税について、平成23年3月10日付けで、本件各免除益はいずれも雑所得に該当するとして、総所得金額を4億7780万6692円、納付すべき税額を1億1290万5000円とする更正（以下「原告E更正処分」という。）及び加算税額を240万5000円とする過少申告加算税賦課決定（以下「原告E賦課決定処分」という。）をした。

（3）異議申立て

原告Eは、原告E更正処分及び原告E賦課決定処分について、平成23年4月28日付けで、芝税務署長に対し、異議申立てをしたところ、同税務署長は、同年6月28日付けで、本件各免除益は一時所得に該当せず、雑所得に該当するとして、異議申立てを棄却する旨の決定をした。

（4）審査請求

原告Eは、上記（3）の決定を受け、平成23年7月21日付けで、国税不服審判所長に対し、審査請求をしたところ、国税不服審判所長は、平成24年3月21日付けで、本件ローン債務免除益は雑所得に、本件手数料免除益は不動産所得に、それぞれ該当するとして、審査請求を棄却する旨の裁決をした。

以上

(別紙5の1)

本件更正処分等の経緯 (原告甲・●●号事件)

(単位：円)

項目		確定申告	更正処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日		平成20年3月17日	平成23年3月9日	平成23年4月28日	平成23年6月23日	平成23年7月21日	平成24年3月21日
総所得金額		① 67,522,884	109,045,383	88,796,320	棄却	88,796,320	棄却
内訳	不動産所得の金額	② 202,494	236,929	236,929		236,929	
	給与所得の金額	③ 33,925,000	33,925,000	33,925,000		33,925,000	
	雑所得の金額	④	43,599,639	3,601,513		3,601,513	
	長期譲渡所得の金額	⑤ 33,395,390	31,283,815	31,283,815		31,283,815	
	一時所得の金額	⑥		19,749,063		19,749,063	
所得控除の額の合計額		⑦ 1,525,834	1,525,834	1,525,834		1,525,834	
課税される所得金額 (①－⑦)		⑧ 65,997,000	107,519,000	87,270,000		87,270,000	
課税される所得金額に対する税額		⑨ 23,602,800	40,211,600	32,112,000		32,112,000	
源泉徴収税額		⑩ 10,020,290	10,020,290	10,020,290		10,020,290	
納付すべき税額 (⑨－⑩)		⑪ 13,582,500	30,191,300	22,091,700		22,091,700	
過少申告加算税		⑫	1,660,000	809,000		809,000	

(注) 長期譲渡所得の金額及び一時所得の金額は、所得税法22条2項2号の規定による2分の1に相当する金額である。

(別紙5の2)

本件更正処分等の経緯（原告乙・●●号事件）

(単位：円)

項目		確定申告	更正の請求	更正処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日		平成20年3月13日	平成21年1月27日	平成22年7月30日	平成22年9月30日	平成22年12月20日	平成23年1月20日	平成24年1月16日
総所得金額		①83,244,912	62,995,849	83,244,912	62,995,849	棄却	62,995,849	棄却
内訳	事業所得の金額	②△589,636	△589,636	△589,636	△589,636		△589,636	
	不動産所得の金額	③530,539	530,539	44,130,178	530,539		530,539	
	雑所得の金額	④45,362,737	5,364,611	1,763,098	5,364,611		5,364,611	
	長期譲渡所得の金額	⑤37,941,272	37,941,272	37,941,272	37,941,272		37,941,272	
	一時所得の金額	⑥	19,749,063		19,749,063		19,749,063	
上場株式等の譲渡所得の金額		⑦4,937,493	4,937,493	4,937,493	4,937,493		4,937,493	
先物取引に係る雑所得等の金額		⑧0	0	0	0		0	
所得控除の額の合計額 (⑩+⑪)		⑨857,004	926,004	926,004	926,004		926,004	
内訳	社会保険料控除の額	⑩389,600	458,600	458,600	458,600		458,600	
	その他の所得控除の額	⑪467,404	467,404	467,404	467,404		467,404	
課税される 所得金額	⑫対応分	⑫82,387,000	62,069,000	82,318,000	62,069,000		62,069,000	
	⑬対応分	⑬4,937,000	4,937,000	4,937,000	4,937,000		4,937,000	
	⑭対応分	⑭0	0	0	0		0	
算出税額	⑮に対する税額	⑮30,158,800	22,031,600	30,131,200	22,031,600		22,031,600	
	⑯に対する税額	⑯345,590	345,590	345,590	345,590		345,590	
	⑰に対する税額	⑰0	0	0	0		0	
	計	⑱30,504,390	22,377,190	30,476,790	22,377,190		22,377,190	
源泉徴収税額		⑲1,331,712	1,331,712	1,331,712	1,331,712		1,331,712	
納付すべき税額 (⑱－⑲)		⑳29,172,600	21,045,400	29,145,000	21,045,400		21,045,400	

(注) 長期譲渡所得の金額及び一時所得の金額は、所得税法22条2項2号の規定による2分の1に相当する金額である。

(別紙5の3)

本件更正処分等の経緯 (原告丙・●●号事件)

(単位：円)

項目		確定申告	更正の請求	通知処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日		平成20年3月12日	平成21年1月15日	平成22年7月30日	平成22年9月30日	平成22年12月20日	平成23年1月20日	平成24年1月15日
総所得金額		①	82,113,169	61,864,106	61,864,106	棄却	61,864,106	棄却
内訳	不動産所得の金額	②	400,670	400,670	400,670		400,670	
	雑所得の金額	③	43,599,639	3,601,513	3,601,513		3,601,513	
	長期譲渡所得の金額	④	38,112,860	38,112,860	38,112,860		38,112,860	
	一時所得の金額	⑤		19,749,063	19,749,063		19,749,063	
	上場株式等の譲渡所得の金額	⑥	3,877,910	3,877,910	3,877,910		3,877,910	
所得控除の額の合計額		⑦	2,185,816	2,185,816	2,185,816		2,185,816	
課税される 所得金額	①対応分	⑧	79,927,000	59,678,000	59,678,000		59,678,000	
	⑥対応分	⑨	3,877,000	3,877,000	3,877,000		3,877,000	
算出税額	⑧に対する税額	⑩	29,174,800	21,075,200	21,075,200		21,075,200	
	⑨に対する税額	⑪	271,390	271,390	271,390		271,390	
	計	⑫	29,446,190	21,346,590	21,346,590		21,346,590	
納付すべき税額		⑬	29,446,100	21,346,500	21,346,500		21,346,500	

(注) 長期譲渡所得の金額及び一時所得の金額は、所得税法22条2項2号の規定による2分の1に相当する金額である。

(別紙5の4)

本件更正処分等の経緯 (原告丁・●●号事件)

(単位：円)

項目		確定申告	更正処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日		平成20年3月10日	平成23年3月11日	平成23年4月28日	平成23年7月7日	平成23年7月21日	平成24年3月21日
総所得金額		①	351,437,441	391,685,567	351,437,441	351,437,441	棄却
内 訳	事業所得の金額	②	227,538,540	227,538,540	227,538,540	227,538,540	
	不動産所得の金額	③	351,334	351,334	351,334	351,334	
	雑所得の金額	④	7,320,737	87,316,989	7,320,737	7,320,737	
	長期譲渡所得の金額	⑤	76,478,704	76,478,704	76,478,704	76,478,704	
	一時所得の金額	⑥	39,748,126	0	39,748,126	39,748,126	
所得控除の額の合計額		⑦	2,329,515	2,329,515	2,329,515	2,329,515	
課税される所得金額 (①－⑦)		⑧	349,107,000	389,356,000	349,107,000	349,107,000	
課税される所得金額に対する税額		⑨	136,846,800	152,946,400	136,846,800	136,846,800	
源泉徴収税額		⑩	8,370,815	8,370,815	8,370,815	8,370,815	
申告納税額 (⑨－⑩)		⑪	128,475,900	144,575,500	128,475,900	128,475,900	
予定納税額		⑫	47,459,600	47,459,600	47,459,600	47,459,600	
納付すべき税額 (⑪－⑫)		⑬	81,016,300	97,115,900	81,016,300	81,016,300	
過少申告加算税		⑭		1,609,000			

(注) 長期譲渡所得の金額及び一時所得の金額は、所得税法22条2項2号の規定による2分の1に相当する金額である。

(別紙5の5)

本件更正処分等の経緯 (原告戊・●●号事件)

(単位：円)

項目		確定申告	更正処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日		平成20年3月14日	平成23年3月10日	平成23年4月28日	平成23年6月23日	平成23年7月21日	平成24年3月21日
総所得金額		①	124,058,438	144,307,501	124,058,438	124,058,438	棄却
内 訳	不動産所得の金額	②	31,175,366	31,175,366	31,175,366	31,175,366	
	給与所得の金額	③	31,740,000	31,740,000	31,740,000	31,740,000	
	雑所得の金額	④	3,938,385	43,936,511	3,938,385	3,938,385	
	長期譲渡所得の金額	⑤	37,455,624	37,455,624	37,455,624	37,455,624	
	一時所得の金額	⑥	19,749,063	0	19,749,063	19,749,063	
所得控除の額の合計額		⑦	4,827,822	4,827,822	4,827,822	4,827,822	
課税される所得金額 (①－⑦)		⑧	119,230,000	139,479,000	119,230,000	119,230,000	
課税される所得金額に対する税額		⑨	44,896,000	52,995,600	44,896,000	44,896,000	
源泉徴収税額		⑩	7,549,800	7,549,800	7,549,800	7,549,800	
申告納税額 (⑨－⑩)		⑪	37,346,200	45,445,800	37,346,200	37,346,200	
予定納税額		⑫	2,859,200	2,859,200	2,859,200	2,859,200	
納付すべき税額 (⑪－⑫)		⑬	34,487,000	42,586,600	34,487,000	34,487,000	
過少申告加算税		⑭		809,000			

(注) 長期譲渡所得の金額及び一時所得の金額は、所得税法22条2項2号の規定による2分の1に相当する金額である。

(別紙5の6)

本件更正処分等の経緯 (原告A・●●号事件)

(単位：円)

項目		確定申告	修正申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日		平成20年3月12日	平成21年11月6日	平成23年3月8日	平成23年4月28日	平成23年6月28日	平成23年7月21日	平成24年3月22日
総所得金額		①	126,320,379	126,320,379	146,569,442	126,320,379	126,320,379	棄却
内訳	不動産所得の金額	②	9,465,504	9,465,504	9,465,504	9,465,504	9,465,504	
	給与所得の金額	③	37,858,000	37,858,000	37,858,000	37,858,000	37,858,000	
	雑所得の金額	④	21,159,935	21,159,935	61,158,061	21,159,935	21,159,935	
	長期譲渡所得の金額	⑤	38,087,877	38,087,877	38,087,877	38,087,877	38,087,877	
	一時所得の金額	⑥	19,749,063	19,749,063	0	19,749,063	19,749,063	
	上場株式等の譲渡所得の金額	⑦	3,147,967	33,126,721	33,126,721	33,126,721	33,126,721	
所得控除の額の合計額		⑧	2,983,165	2,983,165	2,983,165	2,983,165	2,983,165	
課税される 所得金額	①対応分	⑨	123,337,000	123,337,000	143,586,000	123,337,000	123,337,000	
	⑦対応分	⑩	3,147,000	33,126,000	33,126,000	33,126,000	33,126,000	
算出税額	⑨に対する税額	⑪	46,538,800	46,538,800	54,638,400	46,538,800	46,538,800	
	⑩に対する税額	⑫	220,290	2,318,820	2,318,820	2,318,820	2,318,820	
	計	⑬	46,759,090	48,857,620	56,957,220	48,857,620	48,857,620	
源泉徴収税額		⑭	11,631,937	11,631,937	11,631,937	11,631,937	11,631,937	
納付すべき税額 (⑬－⑭)		⑮	35,127,100	37,225,600	45,325,200	37,225,600	37,225,600	
過少申告加算税額		⑯		209,000	809,000			

(注) 長期譲渡所得の金額及び一時所得の金額は、所得税法22条2項2号の規定による2分の1に相当する金額である。

(別紙5の7)

本件更正処分等の経緯（原告B・●●号事件）

(単位：円)

項目		確定申告	更正処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日		平成20年3月14日	平成23年3月11日	平成23年4月28日	平成23年6月28日	平成23年7月21日	平成24年3月21日
内 訳	総所得金額	①	154,775,308	187,111,226	154,775,308	154,775,308	棄 却
	不動産所得の金額	②	3,325,996	3,325,996	3,325,996	3,325,996	
	雑所得の金額	③	⁰ (△1,912,489)	66,084,325	⁰ (△1,912,489)	⁰ (△1,912,489)	
	長期譲渡所得の金額	④	117,700,905	117,700,905	117,700,905	117,700,905	
	一時所得の金額	⑤	33,748,407	0	33,748,407	33,748,407	
	所得控除の額の合計額	⑥	2,651,530	2,651,530	2,651,530	2,651,530	
	課税される所得金額 (①－⑥)	⑦	152,123,000	184,459,000	152,123,000	152,123,000	
	課税される所得金額に対する税額	⑧	58,053,200	70,987,600	58,053,200	58,053,200	
	納付すべき税額	⑨	58,053,200	70,987,600	58,053,200	58,053,200	
	過少申告加算税	⑩		1,293,000			

(注) 長期譲渡所得の金額及び一時所得の金額は、所得税法22条2項2号の規定による2分の1に相当する金額である。

(別紙5の8)
本件更正処分等の経緯 (原告C・●●号事件)

(単位：円)

項目		確定申告	更正処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日		平成20年3月5日	平成23年3月11日	平成23年4月28日	平成23年6月27日	平成23年7月21日	平成24年3月21日
総所得金額		①	281,328,525	321,576,651	281,328,525	281,328,525	棄却
内 訳	不動産所得の金額	②	746,779	746,779	746,779	746,779	
	配当所得の金額	③	35,681,300	35,681,300	35,681,300	35,681,300	
	給与所得の金額	④	98,335,000	98,335,000	98,335,000	98,335,000	
	雑所得の金額	⑤	796,620	80,792,872	796,620	796,620	
	長期譲渡所得の金額	⑥	106,020,700	106,020,700	106,020,700	106,020,700	
	一時所得の金額	⑦	39,748,126	0	39,748,126	39,748,126	
	株式等に係る譲渡所得等の金額	⑧	0	0	0	0	
所得控除の額の合計額		⑨	3,137,366	3,137,366	3,137,366	3,137,366	
課税される 所得金額	⑩対応分	⑩	278,191,000	318,439,000	278,191,000	278,191,000	
	⑧対応分	⑪	0	0	0	0	
算 出 税 額	⑩に対する税額	⑫	108,480,400	124,579,600	108,480,400	108,480,400	
	⑪に対する税額	⑬	0	0	0	0	
	計	⑭	108,480,400	124,579,600	108,480,400	108,480,400	
配当控除額		⑮	1,784,065	1,784,065	1,784,065	1,784,065	
源泉徴収税額		⑯	42,667,184	42,667,184	42,667,184	42,667,184	
申告納税額 (⑭－⑮－⑯)		⑰	64,029,100	80,128,300	64,029,100	64,029,100	
予定納税額		⑱	3,785,000	3,785,000	3,785,000	3,785,000	
納付すべき税額 (⑰－⑱)		⑲	60,244,100	76,343,300	60,244,100	60,244,100	
過少申告加算税		⑳		1,609,000			

(注) 長期譲渡所得の金額及び一時所得の金額は、所得税法22条2項2号の規定による2分の1に相当する金額である。

(別紙5の9)

本件更正処分等の経緯（原告D・●●号事件）

(単位：円)

項目		確定申告	更正処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日		平成20年3月17日	平成23年3月10日	平成23年4月28日	平成23年6月28日	平成23年7月21日	平成24年3月21日
総所得金額		①155,336,689	183,585,377	155,336,689	棄却	155,336,689	棄却
内 訳	不動産所得の金額	②173,020	173,020	173,020		173,020	
	配当所得の金額	③11,952,000	11,952,000	11,952,000		11,952,000	
	給与所得の金額	④55,300,000	55,300,000	55,300,000		55,300,000	
	雑所得の金額	⑤7,625,108	63,622,484	7,625,108		7,625,108	
	長期譲渡所得の金額	⑥52,537,873	52,537,873	52,537,873		52,537,873	
	一時所得の金額	⑦27,748,688	0	27,748,688		27,748,688	
	上場株式等の譲渡所得の金額	⑧9,359,621	9,359,621	9,359,621		9,359,621	
所得控除の額の合計額		⑨1,238,880	1,238,880	1,238,880		1,238,880	
課税される 所得金額	①対応分	⑩154,097,000	182,346,000	154,097,000		154,097,000	
	⑧対応分	⑪9,359,000	9,359,000	9,359,000		9,359,000	
算 出 税 額	⑩に対する税額	⑫58,842,800	70,142,400	58,842,800		58,842,800	
	⑪に対する税額	⑬655,130	655,130	655,130		655,130	
	計	⑭59,497,930	70,797,530	59,497,930		59,497,930	
配当控除		⑮597,600	597,600	597,600		597,600	
源泉徴収税額		⑯21,201,340	21,201,340	21,201,340		21,201,340	
申告納税額 (⑭－⑮－⑯)		⑰37,698,900	48,998,500	37,698,900		37,698,900	
予定納税額		⑱801,000	801,000	801,000		801,000	
納付すべき税額 (⑰－⑱)		⑲36,897,900	48,197,500	36,897,900		36,897,900	
過少申告加算税		⑳	1,129,000				

(注) 長期譲渡所得の金額及び一時所得の金額は、所得税法22条2項2号の規定による2分の1に相当する金額である。

(別紙5の10)

本件更正処分等の経緯（原告E・●●号事件）

(単位：円)

項目		確定申告	更正処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日		平成20年3月15日	平成23年3月10日	平成23年4月28日	平成23年6月28日	平成23年7月21日	平成24年3月21日
総所得金額		①	417,659,504	477,806,692	417,659,503	417,659,503	棄却
内訳	不動産所得の金額	②	1,979,066	1,879,066	1,979,066	1,979,066	
	配当所得の金額	③	85,687,875	85,687,875	85,687,875	85,687,875	
	給与所得の金額	④	121,135,000	121,135,000	121,135,000	121,135,000	
	雑所得の金額	⑤	4,790,575	124,784,952	4,790,575	4,790,575	
	長期譲渡所得の金額	⑥	144,319,800	144,319,799	144,319,799	144,319,799	
	一時所得の金額	⑦	59,747,188	0	59,747,188	59,747,188	
	上場株式等の譲渡所得の金額	⑧	5,509,979	2,224,287	5,509,979	5,509,979	
所得控除の額の合計額		⑨	3,036,166	3,036,166	3,036,166	3,036,166	
課税される 所得金額	①対応分	⑩	414,623,000	474,770,000	414,623,000	414,623,000	
	⑧対応分	⑪	4,866,000	1,580,000	4,866,000	4,866,000	
算出税額	⑩に対する税額	⑫	163,053,200	187,112,000	163,053,200	163,053,200	
	⑪に対する税額	⑬	340,620	110,600	340,620	340,620	
	計	⑭	163,393,820	187,222,600	163,393,820	163,393,820	
配当控除の額		⑮	4,284,393	4,284,393	4,284,393	4,284,393	
源泉徴収税額		⑯	62,038,375	61,808,376	62,038,375	62,038,375	
申告納税額 (⑭－⑮－⑯)		⑰	97,071,000	121,129,800	97,071,000	97,071,000	
予定納税額		⑱	8,224,800	8,224,800	8,224,800	8,224,800	
納付すべき税額 (⑰－⑱)		⑲	88,846,200	112,905,000	88,846,200	88,846,200	
過少申告加算税		⑳		2,405,000			

(注) 長期譲渡所得の金額及び一時所得の金額は、所得税法22条2項2号の規定による2分の1に相当する金額である。

更正等の根拠と適法性 (被告の主張)

第1 原告甲

1 原告甲更正処分の根拠 (原告甲の平成19年分の所得税に係る納付すべき税額等)

(1) 総所得金額 1億0904万5383円

上記金額は、次のアの不動産所得の金額、イの給与所得の金額及びウの雑所得の金額と、エの長期譲渡所得の金額の2分の1に相当する金額3128万3815円 (甲Bイ2の2枚目「更正後の額」欄の「総合長期譲渡所得」④欄参照) との合計額である (所得税法22条2項)。

ア 不動産所得の金額 148万6517円

上記金額は、次の(ア)の原告甲の出資割合に応じた本件手数料免除益の額及び(イ)のその他の不動産所得の金額との合計額である。

(ア) 原告甲の出資割合に応じた本件手数料免除益の額 124万9588円

上記金額は、本件組合が本件業務執行者から本件手数料免除行為を受けたことによって生じた本件手数料免除益のうち、原告甲の出資割合に応じた部分の金額であり、その全てが原告甲の平成19年分の不動産所得に係る総収入金額に算入すべき金額に該当する。

(イ) その他の不動産所得の金額 23万6929円

上記金額は、本件組合の営む本件航空機の賃貸業務に係る賃貸料収入のうち原告甲の出資割合に応じた部分の金額207万9090円から、当該賃貸料収入に係る為替差損12万6218円、支払手数料4万4354円、支払利息127万5482円及び減価償却費29万6107円を差し引いた上で、租税特別措置法25条の2第1項1号に規定する青色申告特別控除額10万円を控除した後の残額である (甲Bイ3の13枚目「1 不動産所得の金額」欄参照)。

イ 給与所得の金額 3392万5000円

上記金額は、原告甲が確定申告書に記載した給与所得の金額と同額である (甲Bイ2の2枚目「更正前の額」欄の「給与所得」②欄参照)。

ウ 雑所得の金額 4235万0051円

上記金額は、次の(ア)の原告甲の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額及び(イ)の為替差益の額との合計額である。

(ア) 原告甲の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額 3874万8538円

上記金額は、本件組合が本件融資銀行から本件ローン債務免除行為を受けたことによって生じた本件ローン債務免除益のうち、原告甲の出資割合に応じた部分の金額であり、その全てが原告甲の平成19年分の雑所得に係る総収入金額に算入すべき金額に該当する。

(イ) 為替差益の額 360万1513円

上記金額は、本件航空機の売却日における借入金及び未払金の残高に係る同日の為替レートを基礎として算定された為替差益のうち、原告甲の出資割合に応じた部分の金額である (甲Bイ1の12枚目「※2」の「為替差益」欄及び同3の9枚目「※1」参照)。

エ 長期譲渡所得の金額 6256万7630円

上記金額は、所得税法33条3項の規定に従って、次の(ア)の総収入金額から、次の(イ)の取得費及び譲渡費用の額を差し引いた残額から、同条4項に規定する譲渡所得の特別控除

額50万円を控除した金額（同法22条2項2号による2分の1相当額算定前のもの）である。

(ア) 総収入金額 1億2381万3977円

上記金額は、本件航空機の売却に係る収入金額のうち原告甲の出資割合に応じた部分の金額9181万3977円と、原告甲が平成19年中に行った船舶の売却に係る収入金額3200万円との合計額である（甲Bイ3の13枚目「4（1）」参照）。

(イ) 取得費及び譲渡費用の額 6074万6347円

上記金額は、本件航空機の取得費（未償却残高）1557万7921円、弁護士費用23万9718円及び売却調整金58万5089円並びに上記（ア）の船舶の取得費（未償却残高）4434万3619円の合計額である（甲Bイ3の13及び14枚目の「4（2）」参照）。

(2) 所得控除の額の合計額 152万5834円

上記金額は、原告甲が確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である（甲Bイ2の2枚目「更正前の額」欄の「所得控除額の計」⑮欄参照）。

(3) 課税される所得金額（課税総所得金額） 1億0751万9000円

上記金額は、上記（1）の総所得金額1億0904万5383円から上記（2）の所得控除の額の合計額152万5834円を控除した後の金額（国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(4) 納付すべき税額 3019万1300円

上記金額は、次のアの算出税額から、イの源泉徴収税額を差し引いた後の金額（国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

ア 算出税額 4021万1600円

上記金額は、上記（3）の課税総所得金額1億0751万9000円に所得税法（平成25年法律第5号による改正前のもの）89条1項の税率を乗じて算出した金額である。

イ 源泉徴収税額 1002万0290円

上記金額は、原告甲が確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である（甲Bイ2の2枚目「更正前の額」欄の「源泉徴収税額」⑳欄参照）。

2 原告甲更正処分の適法性

原告甲の平成19年分の所得税に係る納付すべき税額は、上記1（4）で述べたとおり3019万1300円であるところ、当該金額は、原告甲更正処分における納付すべき税額（甲Bイ2の2枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」㉔欄参照）と同額であるから、原告甲更正処分は適法である。

3 原告甲賦課決定処分の根拠

上記2のとおり、原告甲更正処分は適法であるところ、原告甲が原告甲更正処分により新たに納付すべきこととなった税額1660万8800円（甲Bイ2の1枚目「本税の額」欄参照）については、その計算の基礎となった事実のうちに原告甲更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項に規定する「正当な理由」があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告甲更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、同条1項の規定に基づき、原告甲更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額1660万円（同法118条

3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの)に、100分の10の割合を乗じて算出した金額166万円である。

4 原告甲賦課決定処分の適法性

原告甲の平成19年分の所得税に係る過少申告加算税の額は、上記3のとおり166万円であるところ、当該金額は、原告甲賦課決定処分における過少申告加算税の額(甲Bイ2の1枚目「過少申告加算税」欄参照)と同額であるから、原告甲課決定処分は適法である。

第2 原告乙

1 原告乙更正処分の根拠(原告乙の平成19年分の所得税に係る納付すべき税額等)

(1) 総所得金額 8324万4912円

上記金額は、次のアの事業所得の金額(損失の額)をイの不動産所得の金額及びウの雑所得の金額と損益通算(所得税法69条1項及び同法施行令198条)した後の金額と、エの長期譲渡所得の金額の2分の1に相当する金額3794万1272円(甲Bロ2の3枚目「更正前の額」欄の「総合長期譲渡所得」④欄参照)との合計額である(同法22条2項)。

ア 事業所得の金額 △58万9636円

上記金額は、原告乙が確定申告書に記載した事業所得の金額と同額である(甲Bロ2の3枚目「更正前の額」欄の「事業所得」①欄参照)。なお、金額の前の△は、損失の額を表す。

イ 不動産所得の金額 178万0127円

上記金額は、次の(ア)の原告乙の出資割合に応じた本件手数料免除益の額及び(イ)のその他の不動産所得の金額の合計額である。

(ア) 原告乙の出資割合に応じた本件手数料免除益の額 124万9588円

上記金額は、本件組合が本件業務執行者から本件手数料免除行為を受けたことによって生じた本件手数料免除益のうち、原告乙の出資割合に応じた部分の金額であり、その全てが原告乙の平成19年分の不動産所得に係る総収入金額に算入すべき金額に該当する。

(イ) その他の不動産所得の金額 53万0539円

上記金額は、原告乙が確定申告書に記載した不動産所得の金額と同額であり(甲Bロ2の3枚目「更正前の額」欄の「不動産所得」②欄参照)、この不動産所得には、本件組合による本件航空機の貸付けに係る所得が含まれている。

ウ 雑所得の金額 4411万3149円

上記金額は、次の(ア)の原告乙の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額及び(イ)のその他の雑所得の金額の合計額である。

(ア) 原告乙の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額 3874万8538円

上記金額は、本件組合が本件融資銀行から本件ローン債務免除行為を受けたことによって生じた本件ローン債務免除益のうち、原告乙の出資割合に応じた部分の金額であり、その全てが原告乙の平成19年分の雑所得に係る総収入金額に算入すべき金額に該当する。

(イ) その他の雑所得の金額 536万4611円

上記金額は、原告乙が確定申告書に記載した雑所得の金額4536万2737円から、前記イ(ア)の原告乙の出資割合に応じた本件手数料免除益の額124万9588円及び上記(ア)の原告乙の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額3874万8538円を差し引いた後の金額である(甲Bロ4の1・18枚目「更正の請求」欄の「雑所得の金額」欄参照)。

- エ 長期譲渡所得の金額 7588万2544円
上記金額は、原告乙が確定申告書に記載した長期譲渡所得の金額（所得税法22条2項2号による2分の1相当額算定前の金額）と同額であり、この長期譲渡所得には、本件組合の清算に当たってされた本件航空機の売却による所得が含まれている。
- (2) 上場株式等の譲渡所得等の金額 493万7493円
上記金額は、原告乙が確定申告書に記載した株式等の譲渡所得等の金額と同額である（甲Bロ2の3枚目「更正前の額」欄の「上場株式等所得」⑦欄参照）。
- (3) 先物取引に係る雑所得等の金額 0円
上記金額は、原告乙が確定申告書に記載した金額と同額である（甲Bロ2の3枚目「更正前の額」欄の「先物取引所得」⑧欄参照）。
- (4) 所得控除の額の合計額 92万6004円
上記金額は、次のアの社会保険料控除の額及びイのその他の所得控除の額の合計額である。
- ア 社会保険料控除の額 45万8600円
上記金額は、原告乙が更正の請求に係る請求書に記載した社会保険料控除の金額と同額である（甲Bロ2の3枚目「更正後の額」欄の「社会保険料控除」⑩欄参照）。
- イ その他の所得控除の額 46万7404円
上記金額は、原告乙が確定申告書に記載した生命保険料控除の額5万円、地震保険料控除の額3万7404円及び基礎控除の額38万円の合計額である。
- (5) 課税される所得金額
- ア 課税総所得金額 8231万8000円
上記金額は、上記(1)の総所得金額8324万4912円から上記(4)の所得控除の額の合計額92万6004円を控除した後の金額（国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。
- イ 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 493万7000円
上記金額は、上記(2)の上場株式等の譲渡所得等の金額493万7493円から国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。
- ウ 先物取引に係る課税雑所得等の金額 0円
上記金額は、上記(3)の先物取引に係る雑所得等の金額が0円であることから0円となる。
- (6) 納付すべき税額 2914万5000円
上記金額は、次のアの算出税額からイの源泉徴収税額を差し引いた後の金額（国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。
- ア 算出税額 3047万6790円
上記金額は、次の(ア)の課税総所得金額に対する税額及び(イ)の上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額の合計額である。
- (ア) 課税総所得金額に対する税額 3013万1200円
上記金額は、前記(5)アの課税総所得金額8231万8000円に所得税法（平成25年法律第5号による改正前のもの）89条1項の税率を乗じて算出した金額である。
- (イ) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額 34万5590円
上記金額は、前記(5)イの上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額493万7000

円に租税特別措置法37条の11第1項に規定する税率(7%)を乗じて算出した金額である。

(ウ) 先物取引に係る課税雑所得等の金額に対する税額 0円

上記金額は、前記(5)ウの先物取引に係る課税雑所得等の金額が0円であることから0円となる。

イ 源泉徴収税額 133万1712円

上記金額は、原告乙が確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である(甲Bロ2の3枚目「更正前の額」欄の「源泉徴収税額」③②欄参照)。

2 原告乙更正処分の適法性

原告乙の平成19年分の所得税に係る納付すべき税額は、上記1(6)で述べたとおり2914万5000円であるところ、当該金額は、原告乙更正処分における納付すべき税額(甲Bロ2の3枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」③⑥欄参照)と同額であるから、原告乙更正処分は適法である。

第3 原告丙

1 原告丙通知処分の根拠(原告丙の平成19年分の所得税に係る納付すべき税額等)

(1) 総所得金額 8211万3169円

上記金額は、次のアの不動産所得の金額及びイの雑所得の金額と、ウの長期譲渡所得の金額の2分の1に相当する金額3811万2860円の合計額である(所得税法22条2項)。

ア 不動産所得の金額 165万0258円

上記金額は、次の(ア)の原告丙の出資割合に応じた本件手数料免除益の額及び(イ)のその他の不動産所得の金額の合計額である。

(ア) 原告丙の出資割合に応じた本件手数料免除益の額 124万9588円

上記金額は、本件組合が本件業務執行者から本件手数料免除行為を受けたことによって生じた本件手数料免除益のうち、原告丙の出資割合に応じた部分の金額であり、その全てが原告丙の平成19年分の不動産所得に係る総収入金額に算入すべき金額に該当する。

(イ) その他の不動産所得の金額 40万0670円

上記金額は、原告丙が確定申告書に記載した不動産所得の金額と同額であり、この不動産所得は、本件組合による本件航空機の貸付けに係る所得である。

イ 雑所得の金額 4235万0051円

上記金額は、次の(ア)の原告丙の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額と及び(イ)の為替差益の額との合計額である。

(ア) 原告丙の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額 3874万8538円

上記金額は、本件組合が本件融資銀行から本件ローン債務免除行為を受けたことによって生じた本件ローン債務免除益のうち、原告丙の出資割合に応じた部分の金額であり、その全てが原告丙の平成19年分の雑所得に係る総収入金額に算入すべき金額に該当する。

(イ) 為替差益の額 360万1513円

上記金額は、本件航空機の売却日における借入金及び未払金の残高に係る同日の為替レートを基礎として算定された為替差益のうち、原告丙の出資割合に応じた部分の金額である(甲Bハ1の12枚目「※2」の「為替差益」欄及び甲Bハ3の9枚目「※1」参照)。

ウ 長期譲渡所得の金額 7622万5721円

上記金額は、原告丙が確定申告書に記載した長期譲渡所得の金額（所得税法22条2項2号による2分の1相当額算定前の金額）と同額であり、この長期譲渡所得は、本件組合の清算に当たってされた本件航空機の売却による所得である。

(2) 上場株式等の譲渡所得等の金額 387万7910円

上記金額は、原告丙が確定申告書に記載した株式等の譲渡所得等の金額と同額である。

(3) 所得控除の額の合計額 218万5816円

上記金額は、原告丙が確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である。

(4) 課税される所得金額

ア 課税総所得金額 7992万7000円

上記金額は、上記(1)の総所得金額8211万3169円から上記(3)の所得控除の額の合計額218万5816円を控除した後の金額（国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

イ 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 387万7000円

上記金額は、上記(2)の上場株式等の譲渡所得等の金額387万7910円から、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

(5) 納付すべき税額 2944万6100円

上記金額は、次のアの課税総所得金額に対する税額及びイの上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額の合計額（国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

ア 課税総所得金額に対する税額 2917万4800円

上記金額は、前記(4)アの課税総所得金額7992万7000円に所得税法（平成25年法律第5号による改正前のもの）89条1項の税率を乗じて算出した金額である。

イ 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額 27万1390円

上記金額は、前記(4)イの上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額387万7000円に租税特別措置法37条の11第1項に規定する税率（7%）を乗じて算出した金額である。

2 原告丙通知処分の適法性

原告丙の平成19年分の所得税に係る納付すべき税額は、上記1(5)で述べたとおり2944万6100円であるところ、当該金額は、原告丙確定申告における納付すべき税額と同額であるから、原告丙通知処分は適法である。

第4 原告丁

1 原告丁更正処分の根拠（原告丁の平成19年分の所得税に係る納付すべき税額等）

(1) 総所得金額 3億9168万5567円

上記金額は、次のアの事業所得の金額、イの不動産所得の金額及びウの雑所得の金額と、エの長期譲渡所得の金額の2分の1に相当する金額7647万8704円（甲Bニ2の2枚目「更正前の額」欄の「総合譲渡所得」④欄参照）との合計額である（所得税法22条2項）。

ア 事業所得の金額 2億2753万8540円

上記金額は、原告丁が確定申告書に記載した事業所得の金額と同額である（甲Bニ2の2枚目「更正前の額」欄の「事業所得」①欄参照）。

イ 不動産所得の金額 285万0510円

上記金額は、次の(ア)の原告丁の出資割合に応じた本件手数料免除益の額及び(イ)の

その他の不動産所得の金額の合計額である。

(ア) 原告丁の出資割合に応じた本件手数料免除益の額 249万9176円

上記金額は、本件組合が本件業務執行者から本件手数料免除行為を受けたことによって生じた本件手数料免除益のうち、原告丁の出資割合に応じた部分の金額であり、その全てが原告丁の平成19年分の不動産所得に係る総収入金額に算入すべき金額に該当する。

(イ) その他の不動産所得の金額 35万1334円

上記金額は、原告丁が確定申告書に記載した不動産所得の金額と同額であり（甲Bニ2の2枚目「更正前の額」欄の「不動産所得」②欄参照）、この不動産所得の金額は、本件組合による本件航空機の貸付けに係る所得である。

ウ 雑所得の金額 8481万7813円

上記金額は、次の（ア）の原告丁の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額及び（イ）のその他の雑所得の金額の合計額である。

(ア) 原告丁の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額 7749万7076円

上記金額は、本件組合が本件融資銀行から本件ローン債務免除行為を受けたことによって生じた本件ローン債務免除益のうち、原告丁の出資割合に応じた部分の金額であり、その全てが原告丁の平成19年分の雑所得に係る総収入金額に算入すべき金額に該当する。

(イ) その他の雑所得の金額 732万0737円

上記金額は、原告丁が確定申告書に記載した雑所得の金額と同額である（甲Bニ2の2枚目「更正前の額」欄の「雑所得」③欄参照）。

エ 長期譲渡所得の金額 1億5295万7409円

上記金額は、原告丁が確定申告書に記載した長期譲渡所得の金額（所得税法22条2項2号による2分の1相当額算定前の金額）と同額であり、この長期譲渡所得は、本件組合の清算に当たってされた本件航空機の売却による所得である。

オ 一時所得の金額 0円

原告丁は、確定申告書において、原告丁の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額7749万7076円及び原告丁の出資割合に応じた本件手数料免除益の額249万9176円の合計額7999万6252円を一時所得に係る総収入金額として申告しているが、原告丁の出資割合に応じた本件ローン債務免除益は雑所得に係る総収入金額に算入すべき金額に、原告丁の出資割合に応じた本件手数料免除益は不動産所得に係る総収入金額に算入すべき金額にそれぞれ該当するから、原告丁の一時所得の金額は0円となる。

(2) 所得控除の額の合計額 232万9515円

上記金額は、原告丁が確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である（甲Bニ2の2枚目「更正前の額」欄の「所得控除額の計」⑧欄参照）。

(3) 課税される所得金額（課税総所得金額） 3億8935万6000円

上記金額は、上記（1）の総所得金額3億9168万5567円から上記（2）の所得控除の額の合計額232万9515円を控除した後の金額（国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(4) 納付すべき税額 9711万5900円

上記金額は、次のアの算出税額から、イの源泉徴収税額を差し引いた後の金額（国税通則法119条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）からウの予定納税額を

差し引いた後の金額である。

ア 算出税額 1億5294万6400円

上記金額は、上記（３）の課税総所得金額3億8935万6000円に所得税法（平成25年法律第5号による改正前のもの）89条1項の税率を乗じて算出した金額である。

イ 源泉徴収税額 837万0815円

上記金額は、原告丁が確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である（甲Bニ2の2枚目「更正前の額」欄の「源泉徴収税額」③②欄参照）。

ウ 予定納税額 4745万9600円

上記金額は、原告丁が確定申告書に記載した予定納税額（第1期分及び第2期分の合計額）と同額である（甲Bニ2の2枚目「更正前の額」欄の「予定納税額」③④⑤欄参照）。

2 原告丁更正処分の適法性

原告丁の平成19年分の所得税に係る納付すべき税額は、上記1（4）で述べたとおり9711万5900円であるところ、当該金額は、原告丁更正処分における納付すべき税額（甲Bニ2の2枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」③⑥欄参照）と同額であるから、原告丁更正処分は適法である。

3 原告丁賦課決定処分の根拠

上記2のとおり、原告丁更正処分は適法であるところ、原告丁が原告丁更正処分により新たに納付すべきこととなった税額1609万9600円（甲Bニ2の1枚目「本税の額」欄参照）については、その計算の基礎となった事実のうちに原告丁更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項に規定する「正当な理由」があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告丁更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、同条1項の規定に基づき、原告丁が原告丁更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額1609万円（同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に、100分の10の割合を乗じて算出した金額160万9000円である。

4 原告丁賦課決定処分の適法性

原告丁の平成19年分の所得税の過少申告加算税の額は、上記3のとおり160万9000円であるところ、当該金額は、原告丁賦課決定処分における過少申告加算税の額（甲Bニ2の1枚目「過少申告加算税」欄参照）と同額であるから、原告丁賦課決定処分は適法である。

第5 原告戊

1 原告戊更正処分の根拠（原告戊の平成19年分の所得税に係る納付すべき税額等）

（1）総所得金額 1億4430万7501円

上記金額は、次のアの不動産所得の金額、イの給与所得の金額及びウの雑所得の金額と、エの長期譲渡所得の金額の2分の1に相当する金額3745万5624円（甲Bホ2の6枚目「更正前の額」欄の「総合長期譲渡所得」④欄参照）との合計額である（所得税法22条2項）。

ア 不動産所得の金額 3242万4954円

上記金額は、次の（ア）の原告戊の出資割合に応じた本件手数料免除益の額及び（イ）のその他の不動産所得の金額の合計額である。

（ア）原告戊の出資割合に応じた本件手数料免除益の額 124万9588円

上記金額は、本件組合が本件業務執行者から本件手数料免除行為を受けたことによって

生じた本件手数料免除益のうち、原告戊の出資割合に応じた部分の金額であり、その全てが原告戊の平成19年分の不動産所得に係る総収入金額に算入すべき金額に該当する。

(イ) その他の不動産所得の金額 3117万5366円

上記金額は、原告戊が確定申告書に記載した不動産所得の金額と同額であり（甲Bホ2の6枚目「更正前の額」欄の「不動産所得」①欄参照）、この不動産所得には、本件組合による本件航空機の貸付けに係る所得の金額が含まれている。

イ 給与所得の金額 3174万0000円

上記金額は、原告戊が確定申告書に記載した給与所得の金額と同額である（甲Bホ2の6枚目「更正前の額」欄の「給与所得」②欄参照）。

ウ 雑所得の金額 4268万6923円

上記金額は、次の（ア）の原告戊の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額及び（イ）のその他の雑所得との金額の合計額である。

(ア) 原告戊の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額 3874万8538円

上記金額は、本件組合が本件融資銀行から本件ローン債務免除行為を受けたことによって生じた本件ローン債務免除益のうち、原告戊の出資割合に応じた部分の金額であり、その全てが原告戊の平成19年分の雑所得に係る総収入金額に算入すべき金額に該当する。

(イ) その他の雑所得の金額 393万8385円

上記金額は、原告戊が確定申告書に記載した雑所得の金額と同額である（甲Bホ2の6枚目「更正前の額」欄の「雑所得」③欄参照）。

エ 長期譲渡所得の金額 7491万1249円

上記金額は、原告戊が確定申告書に記載した長期譲渡所得の金額（所得税法22条2項2号による2分の1相当額算定前の金額）と同額であり、この長期譲渡所得は、本件組合の清算に当たってされた本件航空機の売却による所得である。

オ 一時所得の金額 0円

原告戊は、確定申告書において、原告戊の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額3874万8538円及び原告戊の出資割合に応じた本件手数料免除益の額124万9588円の合計額3999万8126円を一時所得に係る総収入金額として申告しているが、原告戊の出資割合に応じた本件ローン債務免除益は雑所得に係る総収入金額に算入すべき金額に、原告戊の出資割合に応じた本件手数料免除益は不動産所得に係る総収入金額に算入すべき金額にそれぞれ該当するから、原告戊の一時所得の金額は0円となる。

(2) 所得控除の額の合計額 482万7822円

上記金額は、原告戊が確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である（甲Bホ2の6枚目「更正前の額」欄の「所得控除額の計」⑧欄参照）。

(3) 課税される所得金額（課税総所得金額） 1億3947万9000円

上記金額は、上記（1）の総所得金額1億4430万7501円から上記（2）の所得控除の額の合計額482万7822円を控除した後の金額（国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(4) 納付すべき税額 4258万6600円

上記金額は、次のアの算出税額からイの源泉徴収税額を差し引いた後の金額（国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）からウの予定納税額を差

し引いた後の金額である。

ア 算出税額 5299万5600円

上記金額は、上記（３）の課税総所得金額1億3947万9000円に所得税法（平成25年法律第5号による改正前のもの）89条1項の税率を乗じて算出した金額である。

イ 源泉徴収税額 754万9800円

上記金額は、原告戊が確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である（甲Bホ2の6枚目「更正前の額」欄の「源泉徴収税額」③②欄参照）。

ウ 予定納税額 285万9200円

上記金額は、原告戊が確定申告書に記載した予定納税額（第1期分及び第2期分の合計額）と同額である（甲Bホ2の6枚目「更正前の額」欄の「予定納税額」③④⑤欄参照）。

2 原告戊更正処分の適法性

原告戊の平成19年分の所得税に係る納付すべき税額は、上記1（4）で述べたとおり4258万6600円であるところ、当該金額は、原告戊更正処分における納付すべき税額（甲Bホ2の6枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」③⑥欄参照）と同額であるから、原告戊更正処分は適法である。

3 原告戊賦課決定処分の根拠

上記2のとおり、原告戊更正処分は適法であるところ、原告戊が原告戊更正処分により新たに納付すべきこととなった税額809万9600円（甲Bホ2の1枚目「本税の額」欄参照）については、その計算の基礎となった事実のうちに原告戊更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項に規定する「正当な理由」があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告戊更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、同条1項の規定に基づき、原告戊が原告戊更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額809万円（同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に、100分の10の割合を乗じて算出した金額80万9000円である。

4 原告戊賦課決定処分の適法性

原告戊の平成19年分の所得税に係る過少申告加算税の額は、上記3のとおり80万9000円であるところ、当該金額は、原告戊賦課決定処分における過少申告加算税の額（甲Bホ2の1枚目「過少申告加算税」欄参照）と同額であるから、原告戊賦課決定処分は適法である。

第6 原告A

1 原告A更正処分の根拠（原告Aの平成19年分の所得税に係る納付すべき税額等）

（1）総所得金額 1億4656万9442円

上記金額は、次のアの不動産所得の金額、イの給与所得の金額及びウの雑所得の金額と、エの長期譲渡所得の金額の2分の1に相当する金額3808万7877円（甲Bへ2の5枚目「更正前の額」欄の「総合譲渡・一時所得」④欄の金額5783万6940円のうち3808万7877円）との合計額である（所得税法22条2項）。

ア 不動産所得の金額 1071万5092円

上記金額は、次の（ア）の原告Aの出資割合に応じた本件手数料免除益の額及び（イ）のその他の不動産所得の金額の合計額である。

（ア）原告Aの出資割合に応じた本件手数料免除益の額 124万9588円

上記金額は、本件組合が本件業務執行者から本件手数料免除行為を受けたことによって生じた本件手数料免除益のうち、原告Aの出資割合に応じた部分の金額であり、その全てが原告Aの平成19年分の不動産所得に係る総収入金額に算入すべき金額に該当する。

(イ) その他の不動産所得の金額 946万5504円

上記金額は、原告Aが確定申告書及び修正申告書に記載した不動産所得の金額と同額であり（甲Bへ2の5枚目「更正前の額」欄の「不動産所得」①欄参照）、この不動産所得には、本件組合による本件航空機の貸付けに係る所得が含まれている。

イ 給与所得の金額 3785万8000円

上記金額は、原告Aが確定申告書及び修正申告書に記載した給与所得の金額と同額である（甲Bへ2の5枚目「更正前の額」欄の「給与所得」②欄参照）。

ウ 雑所得の金額 5990万8473円

上記金額は、次の（ア）の原告Aの出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額及び（イ）のその他の雑所得の金額の合計額である。

（ア）原告Aの出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額 3874万8538円

上記金額は、本件組合が本件融資銀行から本件ローン債務免除行為を受けたことによって生じた本件ローン債務免除益のうち、原告Aの出資割合に応じた部分の金額であり、その全てが原告Aの平成19年分の雑所得に係る総収入金額に算入すべき金額に該当する。

（イ）その他の雑所得の金額 2115万9935円

上記金額は、原告Aが確定申告書及び修正申告書に記載した雑所得の金額と同額である（甲Bへ2の5枚目「更正前の額」欄の「雑所得」③欄参照）。

エ 長期譲渡所得の金額 7617万5755円

上記金額は、原告Aが確定申告書及び修正申告書に記載した長期譲渡所得の金額（所得税法22条2項2号による2分の1相当額算定前の金額）と同額であり、この長期譲渡所得は、本件組合の清算に当たってされた本件航空機の売却による所得である。

オ 一時所得の金額 0円

原告Aは、確定申告書及び修正申告書において、原告Aの出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額3874万8538円及び原告Aの出資割合に応じた本件手数料免除益の額124万9588円の合計額3999万8126円を一時所得に係る総収入金額として申告しているが、原告Aの出資割合に応じた本件ローン債務免除益は雑所得に係る総収入金額に算入すべき金額に、原告Aの出資割合に応じた本件手数料免除益は不動産所得に係る総収入金額に算入すべき金額にそれぞれ該当するから、原告Aの一時所得の金額は0円となる。

(2) 上場株式等の譲渡所得等の金額 3312万6721円

上記金額は、原告Aが修正申告書に記載した株式等の譲渡所得等の金額と同額である（甲Bへ2の5枚目「更正前の額」欄の「分離課税株式等の譲渡所得」⑭欄参照）。

(3) 所得控除の額の合計額 298万3165円

上記金額は、原告Aが確定申告書及び修正申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である（甲Bへ2の5枚目「更正前の額」欄の「所得控除額の計」⑮欄参照）。

(4) 課税される所得金額

ア 課税総所得金額 1億4358万6000円

上記金額は、上記（1）の総所得金額1億4656万9442円から上記（3）の所得控

除の額の合計額298万3165円を控除した後の金額（国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

イ 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 3312万6000円

上記金額は、上記（2）の上場株式等の譲渡所得等の金額3312万6721円から国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

（5）納付すべき税額 4532万5200円

上記金額は、次のアの算出税額からイの源泉徴収税額を差し引いた後の金額（国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

ア 算出税額 5695万7220円

上記金額は、次の（ア）の課税総所得金額に対する税額及び（イ）の上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額の合計額である。

（ア）課税総所得金額に対する税額 5463万8400円

上記金額は、前記（4）アの課税総所得金額1億4358万6000円に所得税法（平成25年法律第5号による改正前のもの）89条1項の税率を乗じて算出した金額である。

（イ）上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額 231万8820円

上記金額は、前記（4）イの上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額3312万6000円に租税特別措置法37条の11第1項に規定する税率（7%）を乗じて算出した金額である。

イ 源泉徴収税額 1163万1937円

上記金額は、原告Aが確定申告書及び修正申告書に記載した源泉徴収税額と同額である（甲Bへ2の5枚目「更正前の額」欄の「源泉徴収税額」③④欄参照）。

2 原告A更正処分の適法性

原告Aの平成19年分の所得税に係る納付すべき税額は、上記1（5）で述べたとおり4532万5200円であるところ、当該金額は、原告A更正処分における納付すべき税額（甲Bへ2の5枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」③⑧欄参照）と同額であるから、原告A更正処分は適法である。

3 原告A賦課決定処分の根拠

上記2のとおり、原告A更正処分は適法であるところ、原告Aが原告A更正処分により新たに納付すべきこととなった税額809万9600円（甲Bへ2の1枚目「本税の額」欄参照）については、その計算の基礎となった事実のうちに原告A更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項に規定する「正当な理由」があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告A更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、同条1項の規定に基づき、原告Aが原告A更正処分によって新たに納付すべきことになった税額809万円（同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に、100分の10の割合を乗じて算出した金額80万9000円である。

4 原告A賦課決定処分の適法性

原告Aの平成19年分の所得税に係る過少申告加算税の額は、上記3のとおり80万9000円であるところ、当該金額は、原告A賦課決定処分における過少申告加算税の額（甲Bへ2の1枚目「過少申告加算税」欄参照）と同額であるから、原告A賦課決定処分は適法である。

第7 原告B

1 原告B更正処分の根拠（原告Bの平成19年分の所得税に係る納付すべき税額等）

（1）総所得金額 1億8711万1226円

上記金額は、次のアの不動産所得の金額及びイの雑所得の金額と、ウの長期譲渡所得の金額の2分の1に相当する金額1億1770万0905円（甲Bト2の2枚目「更正前の額」欄の「総合長期譲渡所得」③欄参照）との合計額である（所得税法22条2項）。

ア 不動産所得の金額 545万0296円

上記金額は、次の（ア）の原告Bの出資割合に応じた本件手数料免除益の額及び（イ）のその他の不動産所得の金額の合計額である。

（ア）原告Bの出資割合に応じた本件手数料免除益の額 212万4300円

上記金額は、本件組合が本件業務執行者から本件手数料免除行為を受けたことによって生じた本件手数料免除益のうち、原告Bの出資割合に応じた部分の金額であり、その全てが原告Bの平成19年分の不動産所得に係る総収入金額に算入すべき金額に該当する。

（イ）その他の不動産所得の金額 332万5996円

上記金額は、原告Bが確定申告書に記載した不動産所得の金額と同額であり（甲Bト2の2枚目「更正前の額」欄の「不動産所得」①欄参照）、この不動産所得は、本件組合による本件航空機の貸付けに係る所得である。

イ 雑所得の金額 6396万0025円

上記金額は、次の（ア）の原告Bの出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額から（イ）のその他の雑所得の金額（損失の金額）を控除した金額である。

（ア）原告Bの出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額 6587万2514円

上記金額は、本件組合が本件融資銀行から本件ローン債務免除行為を受けたことによって生じた本件ローン債務免除益のうち、原告Bの出資割合に応じた部分の金額であり、その全てが原告Bの平成19年分の雑所得に係る総収入金額に算入すべき金額に該当する。

（イ）その他の雑所得の金額 △191万2489円

上記金額は、原告Bが確定申告書に記載した雑所得の金額と同額である。なお、金額の前の△は損失の金額を表す。

ウ 長期譲渡所得の金額 2億3540万1811円

上記金額は、原告Bが確定申告書に記載した長期譲渡所得の金額（所得税法22条2項2号による2分の1相当額算定前の金額）と同額であり、この長期譲渡所得の金額には、本件組合の清算に当たってされた本件航空機の売却による所得の金額が含まれている。

エ 一時所得の金額 0円

原告Bは、確定申告書において、原告Bの出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額6587万2514円及び原告Bの出資割合に応じた本件手数料免除益の額212万4300円の合計額6799万6814円を一時所得に係る総収入金額として申告しているが、原告Bの出資割合に応じた本件ローン債務免除益は雑所得に係る総収入金額に算入すべき金額に、原告Bの出資割合に応じた本件手数料免除益は不動産所得に係る総収入金額に算入すべき金額にそれぞれ該当するから、原告Bの一時所得の金額は0円となる。

（2）所得控除の額の合計額 265万1530円

上記金額は、原告Bが確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である（甲Bト2

の2枚目「更正前の額」欄の「所得控除額の計」⑮欄参照)。

(3) 課税される所得金額(課税総所得金額) 1億8445万9000円

上記金額は、上記(1)の総所得金額1億8711万1226円から上記(2)の所得控除の額の合計額265万1530円を控除した後の金額(国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

(4) 納付すべき税額 7098万7600円

上記金額は、上記(3)の課税総所得金額1億8445万9000円に所得税法(平成25年法律第5号による改正前のもの)89条1項の税率を乗じて算出した金額である。

2 原告B更正処分の適法性

原告Bの平成19年分の所得税に係る納付すべき税額は、上記1(4)のとおり7098万7600円であるところ、当該金額は、原告B更正処分における納付すべき税額(甲Bト2の2枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」⑯欄参照)と同額であるから、原告B更正処分は適法である。

3 原告B賦課決定処分の根拠

上記2のとおり、原告B更正処分は適法であるところ、原告Bが原告B更正処分により新たに納付すべきこととなった税額1293万4400円(甲Bト2の1枚目「本税の額」欄参照)については、その計算の基礎となった事実のうちに原告B更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて、国税通則法65条4項に規定する「正当な理由」があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告B更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、同条1項の規定に基づき、原告Bが原告B更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額1293万円(同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの)に、100分の10の割合を乗じて算出した金額129万3000円である。

4 原告B賦課決定処分の適法性

原告Bの平成19年分の所得税に係る過少申告加算税の額は、上記3のとおり129万3000円であるところ、当該金額は、原告B賦課決定処分における過少申告加算税の額(甲Bト2の1枚目「過少申告加算税」欄参照)と同額であるから、原告B賦課決定処分は適法である。

第8 原告C

1 原告C更正処分の根拠(原告Cの平成19年分の所得税に係る納付すべき税額等)

(1) 総所得金額 3億2157万6651円

上記金額は、次のアの不動産所得の金額、イの配当所得の金額、ウの給与所得の金額及びエの雑所得の金額と、オの長期譲渡所得の金額の2分の1に相当する金額1億0602万0700円(甲Bチ2の5枚目「更正前の額」欄の「総合譲渡所得」⑤欄参照)との合計額である(所得税法22条2項)。

ア 不動産所得の金額 324万5955円

上記金額は、次の(ア)の原告Cの出資割合に応じた本件手数料免除益の額及び(イ)のその他の不動産所得の金額の合計額である。

(ア) 原告Cの出資割合に応じた本件手数料免除益の額 249万9176円

上記金額は、本件組合が本件業務執行者から本件手数料免除行為を受けたことによって生じた本件手数料免除益のうち、原告Cの出資割合に応じた部分の金額であり、その全て

が原告Cの平成19年分の不動産所得に係る総収入金額に算入すべき金額に該当する。

(イ) その他の不動産所得の金額 74万6779円

上記金額は、原告Cが確定申告書に記載した不動産所得の金額と同額であり（甲Bチ2の5枚目「更正前の額」欄の「不動産所得」①欄参照）、この不動産所得は、本件組合による本件航空機の貸付けに係る所得である。

イ 配当所得の金額 3568万1300円

上記金額は、原告Cが確定申告書に記載した配当所得の金額と同額である（甲Bチ2の5枚目「更正前の額」欄の「配当所得」②欄参照）。

ウ 給与所得の金額 9833万5000円

上記金額は、原告Cが確定申告書に記載した給与所得の金額と同額である（甲Bチ2の5枚目「更正前の額」欄の「給与所得」③欄参照）。

エ 雑所得の金額 7829万3696円

上記金額は、次の（ア）の原告Cの出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額及び（イ）のその他の雑所得の金額の合計額である。

（ア）原告Cの出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額 7749万7076円

上記金額は、本件組合が本件融資銀行から本件ローン債務免除行為を受けたことによって生じた本件ローン債務免除益のうち、原告Cの出資割合に応じた部分の金額であり、その全てが原告Cの平成19年分の雑所得に係る総収入金額に算入すべき金額に該当する。

（イ）その他の雑所得の金額 79万6620円

上記金額は、原告Cが確定申告書に記載した雑所得の金額と同額である（甲Bチ2の5枚目「更正前の額」欄の「雑所得」④欄参照）。

オ 長期譲渡所得の金額 2億1204万1401円

上記金額は、原告Cが確定申告書に記載した長期譲渡所得の金額（所得税法22条2項2号による2分の1相当額算定前の金額）と同額であり、この長期譲渡所得は、本件組合の清算に当たってされた本件航空機の売却による所得である。

カ 一時所得の金額 0円

原告Cは、確定申告書において、原告Cの出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額7749万7076円及び原告Cの出資割合に応じた本件手数料免除益の額249万9176円の合計額7999万6252円を一時所得に係る総収入金額として申告しているが、原告Cの出資割合に応じた本件ローン債務免除益は雑所得に係る総収入金額に算入すべき金額に、原告Cの出資割合に応じた本件手数料免除益は不動産所得に係る総収入金額に算入すべき金額にそれぞれ該当するから、原告Cの一時所得の金額は0円となる。

(2) 株式等に係る譲渡所得等の金額 0円

上記金額は、原告Cが確定申告書に記載した株式等に係る譲渡所得等の金額と同額である（甲Bチ2の5枚目「更正前の額」欄の「株式等の譲渡所得」⑧欄参照）。

(3) 所得控除の額の合計額 313万7366円

上記金額は、原告Cが確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である（甲Bチ2の5枚目「更正前の額」欄の「所得控除額の計」⑯欄参照）。

(4) 課税される所得金額

ア 課税総所得金額 3億1843万円9000円

上記金額は、上記（１）の総所得金額３億２１５７万６６５１円から上記（３）の所得控除の額の合計額３１３万７３６６円を控除した後の金額（国税通則法１１８条１項の規定により１０００円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

イ 株式等に係る課税譲渡所得等の金額 ０円

上記金額は、上記（２）の株式等に係る譲渡所得等の金額が０円であることから０円となる。

（５）納付すべき税額 ７６３４万３３００円

上記金額は、次のアの算出税額から、イの配当控除の額及びウの源泉徴収税額の各金額を差し引いた後の金額（国税通則法１１９条１項の規定により１００円未満の端数を切り捨てた後のもの）からエの予定納税額を差し引いた後の金額である。

ア 算出税額 １億２４５７万９６００円

上記金額は、次の（ア）の課税総所得金額に対する税額及び（イ）の株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額の合計額である。

（ア）課税総所得金額に対する税額 １億２４５７万９６００円

上記金額は、前記（４）アの課税総所得金額３億１８４３万円９０００円に所得税法（平成２５年法律第５号による改正前のもの）８９条１項の税率を乗じて算出した金額である。

（イ）株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額 ０円

上記金額は、前記（４）イの株式等に係る課税譲渡所得等の金額が０円であることから０円となる。

イ 配当控除の額 １７８万４０６５円

上記金額は、上記（１）イの配当所得の金額３５６８万１３００円に、所得税法９２条１項の規定により１００分の５の割合を乗じて算出した金額であり、原告Ｃが確定申告書に記載した配当控除の金額と同額である（甲Ｂチ２の５枚目「更正前の額」欄の「配当控除」^{②⑥}欄参照）。

ウ 源泉徴収税額 ４２６６万７１８４円

上記金額は、原告Ｃが確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である（甲Ｂチ２の５枚目「更正前の額」欄の「源泉徴収税額」^{③②}欄参照）。

エ 予定納税額 ３７８万５０００円

上記金額は、原告Ｃが確定申告書に記載した予定納税額（第１期分及び第２期分の合計額）と同額である（甲Ｂチ２の５枚目「更正前の額」欄の「予定納税額」^{③④③⑤}欄参照）。

２ 原告Ｃ更正処分の適法性

原告Ｃの平成１９年分の所得税に係る納付すべき税額は、上記１（５）で述べたとおり７６３４万３３００円であるところ、当該金額は、原告Ｃ更正処分における納付すべき税額（甲Ｂチ２の５枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」^{③⑥}欄参照）と同額であるから、原告Ｃ更正処分は適法である。

３ 原告Ｃ賦課決定処分の根拠

上記２のとおり、原告Ｃ更正処分は適法であるところ、原告Ｃが原告Ｃ更正処分により新たに納付すべきこととなった税額１６０９万９２００円（甲Ｂチ２の１枚目「本税の額」欄参照）については、その計算の基礎となった事実のうちに原告Ｃ更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法６５条４項に規定する「正当な理由」があると認められるも

のがあるとは認められない。

したがって、原告C更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、同条1項の規定に基づき、原告Cが原告C更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額1609万円（同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に、100分の10の割合を乗じて算出した金額160万9000円である。

4 原告C賦課決定処分の適法性

原告Cの平成19年分の所得税に係る過少申告加算税の額は、上記3のとおり160万9000円であるところ、当該金額は、原告C賦課決定処分における過少申告加算税の額（甲Bチ2の1枚目「過少申告加算税」欄参照）と同額であるから、原告C賦課決定処分は適法である。

第9 原告D

1 原告D更正処分の根拠（原告Dの平成19年分の所得税に係る納付すべき税額等）

（1）総所得金額 1億8358万5377円

上記金額は、次のアの不動産所得の金額、イの配当所得の金額、ウの給与所得の金額及びエの雑所得の金額と、オの長期譲渡所得の金額の2分の1に相当する金額5253万7873円（甲Bリ2の4枚目「更正前の額」欄の「総合譲渡・一時所得」⑤欄の金額8028万6561円のうち5253万7823円）との合計額である（所得税法22条2項）。

ア 不動産所得の金額 192万2443円

上記金額は、次の（ア）の原告Dの出資割合に応じた本件手数料免除益の額及び（イ）のその他の不動産所得の金額の合計額である。

（ア）原告Dの出資割合に応じた本件手数料免除益の額 174万9423円

上記金額は、本件組合が本件業務執行者から本件手数料免除行為を受けたことによって生じた本件手数料免除益のうち、原告Dの出資割合に応じた部分の金額であり、その全てが原告Dの平成19年分の不動産所得に係る総収入金額に算入すべき金額に該当する。

（イ）その他の不動産所得の金額 17万3020円

上記金額は、原告Dが確定申告書に記載した不動産所得の金額と同額であり（甲Bリ2の4枚目「更正前の額」欄の「不動産所得」①欄参照）、この不動産所得は、本件組合による本件航空機の貸付けによる所得である。

イ 配当所得の金額 1195万2000円

上記金額は、原告Dが確定申告書に記載した配当所得の金額と同額である（甲Bリ2の4枚目「更正前の額」欄の「配当所得」②欄参照）。

ウ 給与所得の金額 5530万0000円

上記金額は、原告Dが確定申告書に記載した給与所得の金額と同額である（甲Bリ2の4枚目「更正前の額」欄の「給与所得」③欄参照）。

エ 雑所得の金額 6187万3061円

上記金額は、次の（ア）の原告Dの出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額及び（イ）のその他の雑所得の金額の合計額である。

（ア）原告Dの出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額 5424万7953円

上記金額は、本件組合が本件融資銀行から本件ローン債務免除行為を受けたことによって生じた本件ローン債務免除益のうち、原告Dの出資割合に応じた部分の金額であり、その全てが原告Dの平成19年分の雑所得に係る総収入金額に算入すべき金額に該当する。

(イ) その他の雑所得の金額 762万5108円

上記金額は、原告Dが確定申告書に記載した雑所得の金額と同額である（甲Bリ2の4枚目「更正前の額」欄の「雑所得」④欄参照）。

オ 長期譲渡所得の金額 1億0507万5747円

上記金額は、原告Dが確定申告書に記載した長期譲渡所得の金額（所得税法22条2項2号による2分の1相当額算定前の金額）と同額であり、この長期譲渡所得は、本件組合の清算に当たってされた本件航空機の売却による所得である。

カ 一時所得の金額 0円

原告Dは、確定申告書において、原告Dの出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額5424万7953円及び原告Dの出資割合に応じた本件手数料免除益の額174万9423円の合計額5599万7376円を一時所得に係る総収入金額として申告しているが、原告Dの出資割合に応じた本件ローン債務免除益は雑所得に係る総収入金額に算入すべき金額に、原告Dの出資割合に応じた本件手数料免除益は不動産所得に係る総収入金額に算入すべき金額にそれぞれ該当するから、原告Dの一時所得の金額は0円となる。

(2) 上場株式等の譲渡所得等の金額 935万9621円

上記金額は、原告Dが確定申告書に記載した株式等の譲渡所得等の金額と同額である（甲Bリ2の4枚目「更正前の額」欄の「株式等の譲渡所得」⑦欄参照）。

(3) 所得控除の額の合計額 123万8880円

上記金額は、原告Dが確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である（甲Bリ2の4枚目「更正前の額」欄の「所得控除額の計」⑱欄参照）。

(4) 課税される所得金額

ア 課税総所得金額 1億8234万6000円

上記金額は、上記(1)の総所得金額1億8358万5377円から上記(3)の所得控除の額の合計額123万8880円を控除した後の金額（国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

イ 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 935万9000円

上記金額は、上記(2)の上場株式等の譲渡所得等の金額935万9621円から国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

(5) 納付すべき税額 4819万7500円

上記金額は、次のアの算出税額から、イの配当控除の額及びウの源泉徴収税額を差し引いた後の金額（国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）からエの予定納税額を差し引いた後の金額である。

ア 算出税額 7079万7530円

上記金額は、次の(ア)の課税総所得金額に対する税額及び(イ)の上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額の合計額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 7014万2400円

上記金額は、前記(4)アの課税総所得金額1億8234万6000円に所得税法（平成25年法律第5号による改正前のもの）89条1項の税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額 65万5130円

上記金額は、前記(4)イの上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額935万9000

円に租税特別措置法37条の11第1項に規定する税率(7%)を乗じて算出した金額である。

イ 配当控除の額 59万7600円

上記金額は、前記(1)イの配当所得の金額1195万2000円に、所得税法92条1項の規定により100分の5の割合を乗じて算出した金額であり、原告Dが確定申告書に記載した配当控除の金額と同額である(甲Bリ2の4枚目「更正前の額」欄の「配当控除」②⑥欄参照)。

ウ 源泉徴収税額 2120万1340円

上記金額は、原告Dが確定申告書に記載した源泉徴収税額の金額と同額である(甲Bリ2の4枚目「更正前の額」欄の「源泉徴収税額」③⑦欄参照)。

エ 予定納税額 80万1000円

上記金額は、原告Dが確定申告書に記載した予定納税額(第1期分及び第2期分の合計額)と同額である(甲Bリ2の4枚目「更正前の額」欄の「予定納税額」③④⑤欄参照)。

2 原告D更正処分の適法性

原告Dの平成19年分の所得税に係る納付すべき税額は、上記1(5)で述べたとおり4819万7500円であるところ、当該金額は、原告D更正処分における納付すべき税額(甲Bリ2の4枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」③⑥欄参照)と同額であるから、原告D更正処分は適法である。

3 原告D賦課決定処分の根拠

上記2のとおり、原告D更正処分は適法であるところ、原告Dが原告D更正処分により新たに納付すべきこととなった税額1129万9600円(甲Bリ2の1枚目「本税の額」欄参照)については、その計算の基礎となった事実のうちに原告D更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項に規定する「正当な理由」があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告D更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、同条1項の規定に基づき、原告Dが原告D更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額1129万円(同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの)に、100分の10の割合を乗じて算出した金額112万9000円である。

4 原告D賦課決定処分の適法性

原告Dの平成19年分の所得税に係る過少申告加算税の額は、上記3のとおり112万9000円であるところ、当該金額は、原告D賦課決定処分における過少申告加算税の額(甲Bリ2の1枚目「過少申告加算税」欄参照)と同額であるから、原告D賦課決定処分は適法である。

第10 原告E

1 原告E更正処分の根拠(原告Eの平成19年分の所得税に係る納付すべき税額等)

(1) 総所得金額 4億7780万6692円

上記金額は、次のアの不動産所得の金額、イの配当所得の金額、ウの給与所得の金額及びエの雑所得の金額と、オの長期譲渡所得の金額の2分の1に相当する金額1億4431万9799円(甲Bヌ2の5枚目「更正前の額」欄の「総合譲渡所得」⑤欄参照)との合計額である(所得税法22条2項)。

ア 不動産所得の金額 562万7831円

上記金額は、次の（ア）の原告Eの出資割合に応じた本件手数料免除益の額及び（イ）のその他の不動産所得の金額の合計額である。

（ア）原告Eの出資割合に応じた本件手数料免除益の額 374万8765円

上記金額は、本件組合が本件業務執行者から本件手数料免除行為を受けたことによって生じた本件手数料免除益のうち、原告Eの出資割合に応じた部分の金額であり、その全てが原告Eの平成19年分の不動産所得に係る総収入金額に算入すべき金額に該当する。

（イ）その他の不動産所得の金額 187万9066円

上記金額は、原告Eが確定申告書に記載した不動産所得の金額197万9066円（甲Bヌ2の5枚目「更正前の額」欄の「不動産所得」①欄参照）から租税特別措置法25条の2第1項1号に規定する青色申告特別控除額10万円を控除した後の金額であり、この不動産所得の金額には、本件組合による本件航空機の貸付けに係る所得が含まれている。

イ 配当所得の金額 8568万7875円

上記金額は、原告Eが確定申告書に記載した配当所得の金額と同額である（甲Bヌ2の5枚目「更正前の額」欄の「配当所得」②欄参照）。

ウ 給与所得の金額 1億2113万5000円

上記金額は、原告Eが確定申告書に記載した給与所得の金額と同額である（甲Bヌ2の5枚目「更正前の額」欄の「給与所得」③欄参照）。

エ 雑所得の金額 1億2103万6187円

上記金額は、次の（ア）の原告Eの出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額及び（イ）のその他の雑所得の金額の合計額である。

（ア）原告Eの出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額 1億1624万5612円

上記金額は、本件組合が本件融資銀行から本件ローン債務免除行為を受けたことによって生じた本件ローン債務免除益のうち、原告Eの出資割合に応じた部分の金額であり、その全てが原告Eの平成19年分の雑所得に係る総収入金額に算入すべき金額に該当する。

（イ）その他の雑所得の金額 479万0575円

上記金額は、原告Eが確定申告書に記載した雑所得の金額と同額である（甲Bヌ2の5枚目「更正前の額」欄の「雑所得」④欄参照）。

オ 長期譲渡所得の金額 2億8863万9599円

上記金額は、原告Eが確定申告書に記載した長期譲渡所得の金額（所得税法22条2項2号による2分の1相当額算定前の金額）と同額であり、この長期譲渡所得には、本件組合の清算に当たってされた本件航空機の売却による所得が含まれている。

カ 一時所得の金額 0円

原告Eは、確定申告書において、原告Eの出資割合に応じた本件ローン債務免除益の額1億1624万5612円及び原告Eの出資割合に応じた本件手数料免除益の額374万8765円の合計額1億1999万4377円を一時所得に係る総収入金額として申告しているが、原告Eの出資割合に応じた本件ローン債務免除益は雑所得に係る総収入金額に算入すべき金額に、原告Eの出資割合に応じた本件手数料免除益は不動産所得に係る総収入金額に算入すべき金額にそれぞれ該当するから、原告Eの一時所得の金額は0円となる。

（2）上場株式等の譲渡所得等の金額 222万4287円

上記金額は、原告Eが株式等の取引を行っていたO証券株式会社本店が発行した原告Eに係

る平成19年分の年間取引報告書の記載を基に、譲渡の対価の額5397万5000円から取得費及び譲渡に要した費用の額等5175万0713円を控除した金額である（甲Bヌ2の5枚目参照）。

（3）所得控除の額の合計額 303万6166円

上記金額は、原告Eが確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である（甲Bヌ2の5枚目「更正前の額」欄の「所得控除額の計」⑮欄参照）。

（4）課税される所得金額

ア 課税総所得金額 4億7477万0000円

上記金額は、上記（1）の総所得金額4億7780万6692円から上記（3）の所得控除の額の合計額303万6166円を控除した後の金額（国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

イ 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 158万0000円

上記金額は、前記（2）の上場株式等の譲渡所得等の金額222万4287円から原告Eが確定申告書に記載した前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額64万3724円を控除した後の金額（国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

（5）納付すべき税額 1億1290万5000円

上記金額は、次のアの算出税額から、イの配当控除の額及びウの源泉徴収税額の各金額を差し引いた後の金額（国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）からエの予定納税額を差し引いた後の金額である。

ア 算出税額 1億8722万2600円

上記金額は、次の（ア）の課税総所得金額に対する税額及び（イ）の上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額の合計額である。

（ア）課税総所得金額に対する税額 1億8711万2000円

上記金額は、前記（4）アの課税総所得金額4億7477万円に所得税法（平成25年法律第5号による改正前のもの）89条1項の税率を乗じて算出した金額である。

（イ）上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額 11万0600円

上記金額は、前記（4）イの上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額158万円に租税特別措置法37条の11第1項に規定する税率（7%）を乗じて算出した金額である。

イ 配当控除の額 428万4393円

上記金額は、上記（1）イの配当所得の金額8568万7875円に、所得税法92条1項の規定により100分の5の割合を乗じて算出した金額であり、原告Eが確定申告書に記載した配当控除の金額と同額である（甲Bヌ2の5枚目「更正前の額」欄の「配当控除」⑯欄参照）。

ウ 源泉徴収税額 6180万8376円

上記金額は、次の（ア）の上場株式等の譲渡所得等に係る源泉徴収税額及び（イ）の（ア）以外の源泉徴収税額の各金額の合計額である。

（ア）上場株式等の譲渡所得等に係る源泉徴収税額 15万5697円

上記金額は、原告Eが株式等の取引を行っていたO証券株式会社本店が発行した原告Eに係る平成19年分の年間取引報告書に源泉徴収税額として記載された金額である。

(イ) (ア) 以外の源泉徴収税額

6 1 6 5 万 2 6 7 9 円

上記金額は、原告Eが確定申告書に記載した、原告Eの保有するP株式会社株式から生じる平成19年分の配当所得に係る源泉徴収税額1713万7575円及び原告Eが同社から得た平成19年分の給与所得に係る源泉徴収税額4451万5104円の合計額である。

エ 予定納税額

8 2 2 万 4 8 0 0 円

上記金額は、原告Eが確定申告書に記載した予定納税額(第1期分及び第2期分の合計額)と同額である(甲Bヌ2の5枚目「更正前の額」欄の「予定納税額」③④欄参照)。

2 原告E更正処分の適法性

原告Eの平成19年分の所得税に係る納付すべき税額は、上記1(5)で述べたとおり1億1290万5000円であるところ、当該金額は、原告E更正処分における納付すべき税額(甲Bヌ2の5枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」⑤欄参照)と同額であるから、原告E更正処分は適法である。

3 原告E賦課決定処分の根拠

上記2のとおり、原告E更正処分は適法であるところ、原告Eが原告E更正処分により新たに納付すべきこととなった税額2405万8800円(甲Bヌ2の1枚目「本税の額」欄参照)については、その計算の基礎となった事実のうちに原告E更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項に規定する「正当な理由」があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告E更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、同条1項の規定に基づき、原告Eが原告E更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額2405万円(同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの)に、100分の10の割合を乗じて算出した金額240万5000円である。

4 原告E賦課決定処分の適法性

原告Eの平成19年分の所得税に係る過少申告加算税の額は、上記3のとおり240万5000円であるところ、当該金額は、原告E賦課決定処分における過少申告加算税の額(甲Bヌ2の1枚目「過少申告加算税」欄)と同額であるから、原告E賦課決定処分は適法である。

以上

被告の主張

第1 本件ローン債務免除益が一時所得に該当しないこと

1 基本的な考え方

(1) 所得税法における所得区分の判断

所得税法が、所得をその源泉ないし性質によって10種類の所得に分類しているのは、所得はその性質や発生の態様によって担税力が異なるという前提に立って、公平負担の観点から、各種の所得について、それぞれの担税力の相違に応じた計算方法を定め、また、それぞれの態様に応じた課税方法を定めるためであり、ある所得がどの所得区分に該当するかは、その所得の質的担税力に関わる性質や発生の態様に基づいて判断されることとなる。

ある所得が同法における所得区分のいずれに該当するかを判断するに当たっては、当該所得が得られた直接的な原因（原因をなす行為等の事実やそれに対する法的評価）を重要な考慮要素としつつ、それ以外にも所得の性質や発生の態様及びそれに関連する事実関係をも総合考慮した上で、事実関係に即した法的評価を行い、利子所得ないし雑所得の10種類の所得の意義・要件を定めた同法23条ないし35条のいずれに該当するかをそれぞれ判断すべきである。

(2) 原告らは所得税法における所得区分の判断手法を正解していないこと

ア 原告らは、所得税法における所得区分の判断手法に関して、「何らかの継続的な行為等に関連してある所得が得られたという状況下で、その所得の所得分類を現行の同法において判断するための要素は、その所得が得られた直接的な原因」であると主張するが、上記(1)で述べたとおり、所得区分は、所得が得られた直接的な原因のみで判断するものではない。

イ また、原告らは、上記のとおり、一定の「状況下」にける所得区分の判断手法を論じているが、そもそも、なぜ、原告らが主張するような「状況下」に限定した上で所得区分の判断を論じなければならないのか、その理由が判然としないばかりか、このような「状況下」において生じた所得の所得区分ですら、必ずしも直接的な原因のみで判断されていないことは、裁判例からみても明らかである。

2 一時所得及び雑所得の要件等

一時所得について定めた所得税法34条1項の規定からすると、一時所得に該当するというためには、利子所得ないし譲渡所得のいずれの所得にも該当しないこと（以下「除外要件」という。）を前提にして、①営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得であること（以下「非継続要件」という。）、②労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しない所得であること（以下「非対価要件」という。）の2つの要件をいずれも具備していることが必要である。

そして、同法35条1項が、雑所得とは利子所得ないし一時所得のいずれにも該当しない所得をいうと規定し、包括的所得概念の下、他の所得分類に該当しないものは全てこの所得分類で受ける方法を採用していることからすれば、ある所得が一時所得か雑所得のいずれの所得に該当するかを判断する場合、非継続要件及び非対価要件をいずれも充足する所得は一時所得となるが、上記要件を一つでも充足しない場合は雑所得に該当することとなる。

3 本件ローン債務免除益は非継続要件を充足しないこと

(1) 所得税法における非継続要件の変遷

所得税法における一時所得に係る規定の変遷をみれば、一時所得という所得種類が最初に登場するのは、昭和22年の第二次改正（昭和22年法律第142号）後の旧所得税法であり、そこでは、「前各号以外の所得で営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得（以下一時所得という。）」と規定されていたことから、非継続要件は、当初から「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の」と、「一時の所得」という2つの要素から成っていたことがうかがえるが、その表現は上記の改正以前から既に所得税法に存在していたものである。

すなわち、一時所得は、昭和22年の第一次改正（昭和22年法律第27号）に基づき制定された旧所得税法においては、非課税所得の1つとして掲げられていたところ、その定義には上記と同様の表現が用いられており、更に時代を遡れば、昭和15年改正の所得税法（昭和15年法律第24号）において、「乙類の事業所得中営利を目的とする継続的行為より生じたるに非ざる一時の所得」が非課税所得の1つとして掲げられ、それ以前の所得税法（大正9年法律第11号）においても、「営利の事業に属せざる一時の所得」が非課税所得と位置づけられていた。

- (2) 非継続要件においては、「一時の」という文言によって性質上一回限りである収入を特定した上で、「営利を目的とする継続的行為」という文言によって継続するとの外観がある一定の行為類型を除外していること

上記(1)で述べた規定の変遷を踏まえると、現行法の非継続要件の解釈に当たって戦前の議論状況を全く無視することは不適切であり、戦前の所得税法においても、「営利の事業に属せざる」という前段部分は、「一時の所得」という後段部分とは異なる意味を有し、後段部分により示される範囲を限定する役割を果たすものとの有力な見解が存在しており、そこでは、前段部分は、具体的には、およそ所得を得ようとする活動に由来する所得は非課税とされず、課税の対象とされていたのである。

そして、戦前においては、「一時の」という文言によって、性質上、一回限りである収入を（非課税となるものを見つけるために）特定した上で、「営利の事業に属せざる」という文言により、継続するとの外観がある一定の行為類型を除外するという扱いが行われていたことからすれば、現行所得税法における非継続要件についても、そのような解釈が同様に当てはまるものというべきであり、一定の行為類型に該当するか否かは、具体的な回数ではなく、継続的な活動の一環のものか否か、つまりは、営利活動により発生する定期的、回帰的な所得かどうかにより判断すべきである。したがって、所得税法34条1項の「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得」という文言の指す範囲は、およそ性質上一度しか得られない収入を指すものと理解すべきではない。

- (3) 本件ローン債務免除益は「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」であり非継続要件を充足しないこと

ア 本件組合は任意組合に該当するところ、本件組合事業は、本件各組合員による出資金及び本件借入金をもって本件航空機を取得し、これを賃貸、管理、売却すること及びこれらに附帯する一切の業務を含むものであり、これにより組合員相互の利益を図ることを目的とするものであるから、原告らを含む本件各組合員が共同事業として営んでいた本件組合事業（航空機賃貸事業）が「営利を目的とする継続的行為」に該当することは明らかである。

イ 加えて、本件ローン債務免除益が得られた直接的な原因は、本件組合と本件融資銀行によ

る債務免除の合意によるものであるが、先に述べたとおり、その所得区分を判断するに当たっては、直接的な原因である債務免除行為のみをもって判断すべきでなく、① 当該免除益の直接の発生原因である本件組合と本件融資銀行による債務免除の合意に加え、② 本件ローン契約の締結、③ 本件ローン契約に定められた義務の履行、④ ノン・リコース条項の存在に加えて、⑤ これらの行為が本件組合事業の一環として行われたものであることといった所得の性質や発生の態様及びこれらに関連する事実関係をも併せて総合的に検討すべきである。

ウ そして、本件ローン債務免除益は、原告ら本件各組合員が営む本件組合事業を遂行するに当たって不可欠な、言い換えれば原告らの業務の遂行上欠かすことのできない本件航空機の取得資金を調達するために締結した本件ローン契約について、追加出資のリスクを回避するためにノン・リコース条項が設けられていることを前提として、本件組合が本件ローン契約において定められた債務者としての義務を履行し続けたことにより、本件航空機を売却した際にその売却代金を含む組合財産によって返済できなかった本件ローン契約に係る残債務につき、本件融資銀行との間でその免除を受ける合意が成立したことにより発生したものである。

このように、本件ローン債務免除益は、原告らが営む航空機賃貸事業の一環として生じたものであると認められるのであって、賃貸料収入等と同様、営利事業から生じる定期的、回帰的な所得と把握し得るものである。したがって、当該免除益は、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」に該当することから、非継続要件を充足しない。

(4) 原告らの主張は非継続要件を正解しないものであること

ア 原告らは、「『営利を目的とする継続的行為』か否かは『所得の基礎（発生原因）に源泉性を認めるに足る継続性、恒常性があるか否か、より具体的にいえば、所得の基礎（発生原因）となった事実が繰り返し生じることが予定されているか否か』により判断される」とした上で、「『一時の所得』の発生が反復継続する場合には、『一時の所得』の基礎（発生原因）に源泉性が認められるようになる」と主張する。

しかしながら、上記（2）で述べたとおり、非継続要件を充足するというためには、単に一時の所得であることだけでは足りず、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外のものとして、定期的、回帰的な所得と把握し得る継続的な活動の一環から生じたもの以外のものでなければならないと解すべきであるから、一時の所得自体が反復継続して得られる場合に限り源泉性が認められるとする原告らの主張には理由がない。

イ そして、原告らは、本件ローン債務免除益について、「本件のローン債務免除行為は明らかに一回限りのものであり、債務免除益それ自体が反覆継続して取得され得るものではない」ことから、「一時所得に該当するための非継続要件を満たしているものと判断される」とも主張するが、上記（3）で述べたとおり、本件ローン債務免除益は、一回限りであっても、営利事業から生じる定期的、回帰的な所得と把握し得るものであることから、当該免除益は、営利を目的とする継続的行為から生じた所得に該当し、非継続要件を充足しない。

ウ したがって、原告らの主張はいずれも理由がない。

4 本件ローン債務免除益は非対価要件を充足しないこと

(1) 非対価要件に係る規定の変遷

一時所得という所得種類が最初に登場するのは、昭和22年の第二次改正（昭和22年法律

第142号)後の旧所得税法であるが、その際に現在の非対価要件に相当する文言はなく、昭和27年の改正(昭和27年法律第53号)において、「一時の所得」を「一時の所得のうち労務その他の役務の対価たる性質を有しないもの」と改める形で導入されており、この改正の趣旨は、アマチュア作家などの原稿料を一時所得に分類させず雑所得に分類させるようにするところにあったとされる。

非対価要件の文言が現在の形になったのは、旧所得税法が全面改正となった昭和39年の税制改正の時であり、この際に、「又は資産の譲渡」という文言が「役務」の後に挿入されており、この改正の趣旨は、山林の伐採・譲渡による所得がおおよそ譲渡所得に分類され得ないとの前提がある中で、取得後5年以内の山林の伐採・譲渡による所得を山林所得の範囲から除外することへの対応であったと説明されている。すなわち、そのままでは、取得後5年以内の山林がまとめて譲渡されると、当該譲渡による所得が一時所得に分類されてしまう可能性を排除するために、これに対処すべく、非対価要件が修正されたものである。

(2) 非対価要件は、ある者が別の者から何かを受け取る場合において、そこに牽連関係が存在したと認め得る状況があれば充足しないこと

ア 所得税法34条1項に規定する「労務その他の役務(中略)の対価としての性質を有しない所得」については、「労務その他の役務」という規定振りに明らかなように、役務は労務より広い意味内容を持つ。また、同項は、労務その他の役務の対価としての「性質を有しないもの」と規定しており、対価そのものであることを要求するのではなく、対価としての性質を有するか否かを問題としていることからすれば、「労務その他の役務の対価としての性質」とは、直接的な対価関係より相対的に広い概念であり、具体的には、ある給付が人の地位及び職務に関連してされる場合も、偶発的とはいえないものについては、非対価要件を充足しないと解すべきである。

イ また、非対価要件を充足するか否か、すなわち、労務その他の役務の対価としての性質を有するか否かは、地位と受領との間の牽連性の有無により決定されると解すべきであり、ある者が別の者から何かを受け取る場合において、そこに牽連関係が存在したと認め得る状況があれば非対価要件を充足しないというべきである。

ウ さらに、「職務や地位に関連して交付される経済的利益」における「労務その他の役務」とは、「当該人が一般的な職務又は何らかの義務を伴う地位」にあり、その地位を継続しつつ必要とされる時は当該責任を履行する関係、あるいは自らの判断で当該活動ができる関係にある場合において、経済的な利益を供与する者が上記関係に着目して当該利益を与えた場合を指すというべきであり、このような場合においては非対価要件を充足しないこととなる。

エ 結局のところ、労務その他の役務の対価としての性質を有するといえるためには、ある者が別の者から何かを受け取る場合において、そこに牽連関係が存在したと認め得る状況があれば足り、このような状況とは、例えば、当該人が一般的な職務又は何らかの義務を伴う地位にあり、その地位を継続しつつ必要とされる時は当該責任を履行する関係、あるいは自らの判断で当該活動ができる関係が存在したと認めることができる状況を指すというべきである。

そうすると、経済的な利益を供与する者が上記関係に着目して当該利益を与えた状況が認められる場合には、当該利益は「労務その他役務」の「対価としての性質を有しないもの」ということはできず、非対価要件を充足しない。

(3) 本件ローン債務免除益は労務その他の役務の対価としての性質を有しており非対価要件を充足しないこと

ア 本件ローン契約では、Fが本件組合の組合員(出資者)を募集するために、いわゆるノン・リコース条項が設けられており、本件各組合員は、本件融資銀行を貸主、自らを借主として本件ローン契約を締結し、ノン・リコース条項を前提とした通常よりも高い利息の支払を続け、契約上の義務を履行した結果、本件組合を清算する際、本件ローン債務免除益を受けることができたのである。このように、本件ローン債務免除益は、原告らが本件組合の組合員であるが故に生じたものであって、本件各組合員の航空機賃貸事業における事業主という地位を離れては生じ得ないものである。

イ 一方、本件借入金の貸し手である本件融資銀行の側からみても、本件融資銀行にとって、本件航空機等の本件組合の財産のみを本件融資銀行の担保権の対象にしたとしてもなお、ノン・リコース条項を設けた本件ローン契約を締結することに経済的合理性があったというべきであるから、本件ローン債務免除益は、原告らが本件融資銀行に対し、本件ローン契約により本件航空機等の本件組合の財産のみを本件融資銀行の担保権の対象にした契約上の地位を継続し、必要な時にその義務を履行する状態の下で、実際に当該責任を履行したことに対応して本件融資銀行から与えられたものであり、「当該人が一般的な職務又は何らかの義務を伴う地位」にあって、その地位を継続して必要とされる時に当該責任を履行する状態、あるいは自らの判断で当該活動ができる状態にある場合において、経済的な利益を供与する者が上記状態に着目して当該利益を与えたものと認められる。

ウ 以上のとおり、本件ローン債務免除益の発生の態様及び考慮すべき事実関係をみれば、本件融資銀行と原告らとの間の関係を、ノン・リコース条項が設けられていない通常の金銭消費貸借における借主と貸主の関係と同様のものとして所得区分の判断を行うことは適切ではなく、原告らは、航空機賃貸事業における事業主であり、本件ローン契約により本件航空機等の本件組合の財産のみを本件融資銀行の担保権の対象にした契約上の地位にあることに加え、本件融資銀行における本件ローン契約の締結及びその後の債務免除までの一連の行為に経済的合理性が認められることからすれば、原告らが本件融資銀行にリスク投資の機会を与えたとの関係が認められ、このような関係から生じた本件ローン債務免除益には牽連関係が存在した状況を認めることができるから、本件ローン債務免除益は非対価要件を充足しないというべきである。

(4) 非対価要件に係る原告らの主張には理由がないこと

原告らは、「本件ローン債務免除益に関し、原告らは、本件融資銀行に対して何らの役務も提供しておらず、また、資産の譲渡も行っていない。したがって、本件ローン債務免除益は、役務や資産の譲渡の対価としての性質を有するものではなく、非対価要件を充足する」と主張するとともに、「本件融資銀行は本件組合から間接的・抽象的にも『労務その他の役務』を受けることを期待する立場になく、実際に『労務その他の役務』の提供を受けていないので、被告が主張するように『対価としての性質』をいくら広く解したとしても、本件ローン債務免除益が『労務その他の役務の対価としての性質』を有する所得ということはできない。」と主張する。

しかしながら、上記(2)及び(3)で述べたとおり、原告らが本件融資銀行にリスク投資の機会を与えたとの関係が認められ、このような関係を前提として本件融資銀行から受けた本

件ローン債務免除益には牽連関係が存在した状況を確認することができるのであるから、本件ローン債務免除益は非対価要件を充足しないというべきである。

したがって、原告らの主張には理由がない。

5 小括

以上のとおり、本件ローン債務免除益は、非継続要件及び非対価要件をいずれも充足しないから、一時所得には該当せず、雑所得に該当する。

第2 本件手数料免除益は不動産所得に該当すること

1 本件手数料免除益は不動産所得に該当すること

- (1) 不動産所得に係る必要経費に算入した未払債務が免除されたことにより生じた債務免除益については、当該債務免除益が生じた日の属する年分の不動産所得の総収入金額に算入すべきものであること

ア 不動産所得の意義及び計算

(ア) 不動産所得について、所得税法26条1項は、「不動産所得とは、不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機（括弧内省略）の貸付け（地上権又は永小作権の設定その他他人に不動産等を使用させることを含む。）による所得（事業所得又は譲渡所得に該当するものを除く。）をいう」と規定しているところ、貸付けによる所得とは、使用収益期間に対応して定期的かつ継続的に支払われる賃料がその典型であるが、これに限らず、賃借人から賃貸人に移転される経済的利益のうち、目的物を使用収益する対価としての性質を有するもの又はこれに代わる性質を有するものをいうと解するのが相当である。

(イ) また、所得税法は、各種所得の「総収入金額に算入すべき金額」について、「別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする。」（同法36条1項）とし、この「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする。」（同条2項）と規定しており、経済的な利益も各種所得の金額の計算上総収入金額に算入すべき金額に該当することを明らかにしている。

そして、同法26条2項は、「不動産所得の金額は、その年中の不動産所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額」と規定し、総収入金額から控除する必要経費については、「不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額（括弧内省略）の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用（償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。）の額とする」と規定している（同法37条1項）。

(ウ) 以上の規定からも明らかとなおり、所得税法は、10種類の所得分類を設け、それぞれ所得の種類ごとに所得金額を計算することとしている以上、ある支出がある所得の必要経費に該当するというためには、ある所得の必要経費は、単に「必要経費」に当たるかどうかだけではなく、「その所得の必要経費」に当たるかどうかという点を吟味し、判断される必要があり、消費との区別を厳格に行い、かつ、特定の所得類型との結びつきを明らかにする必要があることから、必要経費は、所得を得るための特定の経済活動（所得稼得活

動)との結びつきによって判断するものと理解され、特定の経済活動と直接の関連を有し、その経済活動を行うために客観的にみて必要な支出が必要経費であるとされる必要がある。

これを不動産所得についてみれば、不動産所得の必要経費に該当するというためには、当該所得を得るための活動、すなわち不動産貸付事業(ないし業務)と直接の関連を有し、当該事業(ないし業務)を行うために客観的に必要な支出であることが必要とされるのであり、このような必要経費に該当する支出と当該事業(ないし業務)との関連性は、事後的にその支払が免除されたからといって直ちに失われるものではない。

(エ) そうすると、既に不動産所得の必要経費に算入された金額に係る支払が免除された場合、すなわち、不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入した金額が未払となり、その後、当該未払となっている債務について債権者から債務免除を受けた場合の当該債務免除を受けた部分については、特別な事情がない限り、不動産貸付事業(ないし業務)の必要経費に該当していたことを前提としてその性質決定を行い、当該債務免除益の所得区分の判断を行うことが、所得税法における所得区分の合理的な解釈というべきである。ただし、所得を生ずべき業務について生じた費用に係る必要経費の計上時期には、いわゆる債務確定基準が適用されていることから、確定した債務が免除された場合、当該免除の時に経済的利益が生ずることとなるが、一旦、必要経費に算入した未払債務が免除されたことにより生じた債務免除益については、当該未払債務を必要経費に算入した年分の各種所得の金額を遡って是正するのではなく、原則として当該債務免除益が生じた日の属する年分の各種所得の総収入金額に算入すべきものと解される。

この取扱い、当該債務免除益の発生が過去に計上した各種所得の必要経費を事後的に減少させるものであり、その結果、当該各種所得の金額が増加するという所得金額の計算方法から見ても合理性を有するものといえ、また、上記(ウ)で述べた同法における必要経費の解釈にも妥当するものであり、不動産所得の必要経費に算入された金額について、その支払が後に免除された場合でも、当該必要経費と不動産貸付事業(ないし業務)との直接の関連が直ちに失われるものではなく、特別な事情がない限り、上記関連を前提として所得区分を判断し、当該免除益を不動産所得の総収入金額に算入させることが不動産所得の金額の計算方法からみても合理性を有するものである。

イ 所得税法の他の規定からみても、不動産所得の金額の計算に係る被告の主張には理由があること

(ア) 上記ア(エ)で述べた解釈については、所得税法の他の規定をみても、損益通算後も残存した純損失(同法2条1項25号)について、翌年以降での繰越控除(同法70条)や、前年での繰戻控除(同法140条以下)が認められていることからすれば、同法における暦年ごとの課税の原則は絶対的なものではなく、経済的負担がないことが事後に判明した必要経費に算入済みの費用に対応する債務免除益を、発生、認識した後の課税期間において、必要経費が算入された所得区分に分類することは、同法や所得税法施行令に明文の規定がないことを理由に許されないとはいえない上、そもそも未払費用に係る債務の免除は、所得税の目的上費用として把握される債務それ自体を対象とするものであるから、仮に、債務の発生と当該債務に係る債務免除益とが同じ1年の間で生じたとした場合には、当該債務免除益をある所得区分の総収入金額に算入せずに当該債務を当該所得区分の必要経

費に算入することは認められないというのが同法における所得金額の計算の前提であることからすれば、当該債務免除益が生じた日の属する年分の当該債務と同じ所得区分の総収入金額に算入すべきとの解釈が同法に反するものでないことは明らかである。

- (イ) また、所得税法施行令 9 4 条（事業所得の収入金額とされる保険金等） 1 項 1 号は、事業所得者がその業務に係るたな卸資産の滅失に対応して保険金を受け取る場合などにおいて、損失を事業所得の必要経費に算入する一方で、当該損失を填補する収入を事業所得の総収入金額に算入することを定め、同項 2 号は、従前どおり発生した業務遂行に係る費用が事業所得などの必要経費に算入される状況において、補償された収入を同じ所得の総収入金額に算入することを定めており、この対応する費用と収入とを同種の所得に分類するという要求は、同法における共通の要求として、同法 2 6 条 1 項において不動産等の貸付けに対応した所得区分を設け、同条 2 項において当該貸付業務に係る収入と費用とを対応させた所得計算を規定していることの前提となるものでもある。

ウ 小括

以上のとおり、ある所得が不動産所得に該当するか否かは、当該所得が得られた直接的な原因だけでなく、所得の性質や発生の様態及びこれらに関連する事実関係も考慮要素に含め判断することを前提に、所得税法 2 6 条 2 項における不動産所得の金額の計算との関係も踏まえ判断すべきであり、不動産所得に係る必要経費に算入した未払債務が免除されたことにより生じた債務免除益については、特別の事情がない限り、当該債務免除益が生じた日の属する年分の不動産所得の総収入金額に算入すべきである。

- (2) 本件手数料免除益は所得税法 2 6 条 1 項の貸付けによる所得そのものであり不動産所得に該当すること

本件航空機の賃貸及び管理は、本件組合における経常的な業務であると認められるところ、本件手数料は、これら本件組合事業の執行を本件組合の組合員でもある本件業務執行者に委託したことによる当該業務執行に対する報酬であり、本件手数料免除益は、本件各組合員が負担することとされていた本件手数料について、本件業務執行者が未収となっていた平成 1 3 年 1 1 月分以降の本件手数料 2 3 万 1 3 7 0 ドル全額を債権放棄したことによって生じた経済的利益である。

同金額は、既に原告らの不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入されていたものであって、本件手数料免除益は、本件航空機の賃貸収入を得るために必要な費用のうち未払となっている債務が免除されたことにより生じた利益であり、課税標準である所得の計算上、賃貸収入（賃借人から賃貸人に移転される経済的利益）から控除される費用（未払債務）が免除されたことによる利益（所得そのものの取戻し）であるから、貸付けによる所得（所得税法 2 6 条 1 項）そのものであるといえ、不動産所得に該当する。

すなわち、本件手数料免除益の発生の直接的な原因は本件業務執行者による債務免除であるものの、本件手数料免除益は、過去に計上した不動産所得の必要経費（支払手数料）を事後的に減少させるものであり、過去に同条 2 項の規定に基づき総収入金額から必要経費を控除することにより算出された不動産所得の金額とは同条 1 項にいう貸付けによる所得にほかならず、過去の課税期間中の必要経費算入の事後的訂正のための項目という性格が強く認められる本件手数料免除益については、既に必要経費に算入した支払手数料の訂正を通じて過去の貸付けによる所得を訂正するものである。

このような解釈は所得金額の計算方法からみても合理性を有するものといえることができるし、同条から導かれる不動産所得の意義及び過去の裁判例とも齟齬するものでもなく、本件手数料免除益が本件組合事業（航空機賃貸事業）と直接の関連を有するものであることは明らかであるから、本件手数料免除益は不動産所得に該当する。

- （３）原告らの主張は所得税法における所得区分の判断手法を正解しないものであり、本件手数料免除益が一時所得に該当するとの主張には理由がないこと

ア 原告らは、「所得税法の枠組みは所得（区分）は収入の性質により判断されと考えられ」、「いかなる支出が必要経費や控除と認められるかは、所得の意義や所得区分と直接関係するものではなく立法政策と密接に関わるものであり、所得区分とは切り離された概念といえる。」と主張する。

しかしながら、前記のとおり、所得区分の判断は、当該所得が得られた直接的な原因だけではなく、所得の性質や発生の態様及びこれらに関連する事実関係をも考慮要素に含めて行うべきものであり、また、前記（１）ア（イ）、（ウ）で述べたとおり、必要経費は、所得を得るための特定の経済活動（所得稼得活動）との結びつきによって判断され、特定の経済活動と直接の関連を有し、その経済活動を行うために客観的にみて必要な支出が必要経費とされるのである。

したがって、原告らの主張は、所得区分の判断手法を正解しないものといわざるを得ない。

イ また、原告らは、本件手数料免除益についても、「過去に不動産所得の必要経費として計上されていたであるとか、組合事業の最後の活動に際して受けたものであるなどという事情は、その所得分類を検討するにあたって影響」せず、本件手数料免除益は、「貸主が借主に対して一定の期間、不動産等を使用又は収益させる対価としての性質を有する経済的利益又はこれに代わる性質を有するもの」のいずれにも該当せず、一時所得に該当する旨主張する。

しかしながら、上記アでも述べたとおり、所得税法における所得区分の判断は、当該所得が得られた直接的な原因（本件手数料免除益でいえば本件業務執行者による債務免除）のみで判断するものではなく、また、上記（１）で述べたとおり、本件手数料免除益は、本件航空機の賃貸収入を得るために必要な費用のうち未払となっている債務が免除されたことにより生じた利益であり、所得そのものの取戻しであるから、同法２６条にいう「貸付けによる所得」そのものであるといえることができる。

したがって、本件手数料免除益は、不動産所得に該当することが明らかであるから、原告らの主張には理由がない。

２ 本件手数料免除益が一時所得に該当しないこと（予備的主張）

上記１で述べたとおり、本件手数料免除益は不動産所得に該当するが、仮に本件手数料免除益が不動産所得に該当しないとしても、これが一時所得に該当することはなく、雑所得に該当する。

すなわち、本件手数料免除益が一時所得に該当するというためには、前述したように、所得税法が規定する利子所得ないし譲渡所得のいずれの所得にも該当しないことを前提として、①営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得であること（非継続要件）、②労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しない所得であること（非対価要件）のいずれの要件をも具備していることが必要であるところ、本件手数料免除益は、本件業務執行者が未収となっていた平成１３年１１月分以降の本件手数料２３万１３７０ドル全額を債権放棄したことによって生じた経済的利益であり、本件組合の活動から得られた損益として認識されたもの

である。そして、本件手数料免除益は、本件手数料が本件組合事業における業務執行の対価であり、営利を目的とする継続的行為である本件組合事業（航空機賃貸事業）の一環から生じたものであること及び原告らが本件組合事業の委託者である本件組合の組合員であるが故に生じたものであることからすれば、偶発的に生じたものではなく、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」であり、「労務その他の役務」の「対価としての性質」を有する所得であることは明らかである。

したがって、本件手数料免除益は、仮に不動産所得に該当しないとしても、一時所得に該当することはなく、雑所得に該当する。

第3 結語

以上のとおり、本件各免除益が一時所得に該当するとする原告らの主張はいずれも理由がなく、本件各更正処分等は適法であるから、原告らの請求はいずれも棄却されるべきである。

以上

原告らの主張

第1 本件ローン債務免除益は一時所得に該当すること

1 本件ローン債務免除益の所得の発生原因について

所得税法は10種類の所得区分を法定し、それぞれの担税力に応じた所得の計算方法や課税方法を定めて課税するものであるので、所得区分を適正に判断する必要がある、そのためには所得の法的性質や発生態様による「所得の発生原因」を特定する必要がある。

特に、何らかの継続的な行為等に関連してある所得が得られたという状況下での所得の発生原因は、その所得が得られた直接的な原因により決定される。何らかの継続的な行為等と関係があるからといって、直ちにその継続的な関係から得られる所得（給与所得、事業所得、不動産所得等）に包摂されるとの考え方は誤りであって、判例上も採用されていない。

これを本件について当てはめると、本件ローン債務免除益の所得の発生原因は、本件ローン債務免除行為、すなわち、平成19年3月5日付けの「DEED OF RELEASE」（甲A10）の締結によって本件融資銀行が本件借入金に係る残債務を免除したという事実であり、この点については当事者間に争いがない。

2 本件ローン債務免除益が原則として一時所得であること

法人の個人に対する債務免除によって発生した本件ローン債務免除益は、原則として所得税法34条の一時所得となり、例外として雑所得になるかどうかについて非継続要件と非対価要件のみを検討すれば足りることになる。

また、上記の点は、1回限りの所得の発生が予定されている生命保険契約に基づく一時金（退職手当等とみなす場合を除く。）を一時所得とする同法施行令183条2項によっても裏付けられる。

3 一時所得に該当するための要件

所得が一時所得に該当するためには、①利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち（除外要件）、② 営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で（非継続要件）、③ 労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないもの（非対価要件）という要件を充足する必要があるところ（所得税法34条1項）、本件ローン債務免除益が除外要件を充足することは、当事者間に争いがない。

4 本件ローン債務免除益が非継続要件を充足すること

（1）非継続要件の意義

非継続要件については、営利を目的とする継続的行為から生じた所得である否かは、所得の発生原因に源泉性を認めるに足る継続性や恒常性があるか否か、本件ローン債務免除益について、より具体的に言えば、本件ローン債務免除行為とは別に、本件組合において本件借入金に係る債務免除行為が繰り返し生じることが予定されているか否かによって判断されるべきであり、所得の発生に関連する業務（被告の主張する本件組合事業）に継続性や恒常性が認められることとは無関係であり、このような解釈は、複数の裁判例で示された解釈に沿うものである。

例えば、馬券の当選による所得についても、所得の発生原因たる「一回的な行為」が、「強

度に連続することによって、その所得が質的に変化して上記の継続性、恒常性を獲得し、所得源泉性を有することとなる場合」や、「単に繰り返されただけでなく、一定の条件の下で機械的、網羅的に購入され、個々の購入行為の独立性が希薄になっている場合、全体的に見れば継続性を帯びる」場合に初めて、「営利を目的とする継続的行為により生じた所得」になるものとされている。

(2) 本件ローン債務免除益が非継続要件を充足すること

前記のとおり、本件ローン債務免除益の所得の発生原因は本件ローン債務免除行為である。

そして、本件組合は、本件ローン契約による資金で購入した本件航空機1機のみを賃貸する事業を行うことを目的として組成されたものであり、組合組成から約6年後には本件航空機のリース料及び売却代金により本件借入金を全額返済し、組合事業を終了することが予定されていた。つまり、本件組合が本件融資銀行から本件借入金について債務免除を受けることは当初から予定されておらず、仮に本件のように最終的に免除を受けることになったとしても、繰り返し債務免除を受けることは全く予定されていなかったのであり、事実としても本件借入金に係る債務免除は一回限りしか行われていない。

また、本件航空機の担保権者であった本件融資銀行は、本件組合事業の終了時である平成19年3月当時、本件借入金の残債権として2117万ドル余を有しており、本件航空機の処分について、例えば、担保契約上の担保を実行してその売却代金を全額取得することも、代物弁済として本件航空機それ自体を自己の所有物とすることも可能であったし、本件のように任意売却するにしても、売却価格、時期、相手方等については様々な選択肢を有していたが、中古航空機市場や航空機リース市場の低迷等諸々の事情を考慮の上、上記のような選択肢の中から、本件航空機の任意売却に同意し、その売却代金をもってF借入金を完済させ、その残額を受けるだけで本件ローン契約を終了させるとの判断を行ったのである。すなわち、本件融資銀行は、本来は本件航空機の売却代金1700万ドル全額を受領できる権利を有していたにもかかわらず、本件組合との新たな合意により1400万ドル（本件航空機の売却代金からF借入金の残高を控除した額）の受領をもって、残債務を免除するという本件ローン債務免除行為をすることを選択したのであり、本件ローン債務免除益は、その時点で本件融資銀行と本件組合が新たな合意により形成した法律関係（本件ローン債務免除行為）によって生じたものであって、本件組合の解散の結果として当然に生じたものではなく、本件ローン契約にノン・リコース条項が設けられていたことによって自動的に生じたものでもない。

したがって、本件ローン債務免除益の発生原因である本件ローン債務免除行為は、繰り返し生じることが予定されているものではなく、所得の源泉性を認めるに足る継続性や恒常性はないから、営利を目的とする継続的行為ではなく、これによって発生した本件ローン債務免除益は、非継続要件を充足する。

(3) 被告の主張に対する反論

ア 被告は、本件ローン債務免除行為が所得の発生原因であることを認め、除外要件の判断では、そのことを前提とした主張をしながら、非継続要件の判断においては、所得の発生原因を意図的に本件組合事業にすり替えて主張しており、原告から繰り返し指摘を受けたにもかかわらず、説得力ある反論を一切行っていない。

イ また、被告は、所得区分の判断に当たり「当該所得が得られた直接的な原因に限らず、所得の性質や発生の態様及びそれに関連する事実関係をも総合考慮した上で、事実関係に即し

た法的評価を行い、各種所得の意義・要件を定めた規定のいずれに該当するかによって、所得区分が定まる」などと主張する。

しかし、上記のような被告の主張を前提とすると、非継続要件の判断において、所得の発生原因の他にあらゆる要素を同時に並列的に考慮することになる上、それらの要素をどのような基準又は順序で判断して非継続要件に当てはめるのかが一切明らかにされておらず、判断が恣意的にならざるを得ない。特に本件のように継続的な行為等に関連して所得が発生した場合、継続的な行為を「一時の所得」とどのように総合考慮するのか、その結果いかなる所得が一時所得となるのか、また「営利を目的とする継続的な行為から生じた所得」であるとして雑所得に該当するのか、はたまた、その場合除外要件で否定した事業所得や不動産所得などとの相違をどのように考えるべきかなどについて、被告からは全く説明がない。

被告は上記のようなあいまいな解釈の下に、本件組合事業自体が営利性のある継続的な行為であることや、本件ローン契約にノン・リコース条項が設けられていたことなど、被告の望む結論に沿う事情のみを強調して、「総合判断」と称する恣意的判断を行って本件ローン債務免除益が継続的な行為から生じた所得であると主張するが、このような解釈及び当てはめは租税法律主義に反するものである。

ウ さらに、民法上の任意組合を通じて得た所得については、構成員課税の原則が判例及び通説によって確立しており、構成員課税の原則に従うならば、本件組合によって行われた本件組合事業による所得に対する課税関係は、原告らが任意組合によらず個人で本件と同様の航空機賃貸事業を行い、事業終了時に原告らが本件ローン債務免除益を直接得た場合の所得分類を判断する際と同一にならなければならない、非継続要件を充足するかどうかに関しても、本件融資銀行による債務免除に所得源泉性を認めるに足りる継続性や恒常性があるか否かで判断しなければならないのであるが、所得の発生原因を意図的に本件組合事業とする被告の主張は、構成員課税の原則を無視するものである。

(4) 小括

以上のとおりであるから、本件ローン債務免除益は営利を目的とする継続的な行為から生じた所得ではなく、非継続要件を充足する。

5 本件ローン債務免除益が非対価要件を充足すること

非対価要件とは、法文上は「労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しない所得」のことである。したがって、所得を受けた側において「労務その他の役務」を提供するか、又は、「資産の譲渡」を行う必要があるところ、原告らが当初から一貫して主張してきたとおり、本件では原告らは一切そのような行為を行っていない。

被告の主張は、要するに経済的利益を受領する者の地位とその受領との間に何らかの牽連性があれば足りるということであると考えられるところ、経済的利益の給付を受ける者の地位及び職務を考慮し、「労務その他の役務」の対価を直接的な対価関係よりも広く解釈したとしても、「労務その他の役務」の提供を不要とするような解釈は明らかに文言に反する。

原告らは本件組合を通じて本件融資銀行から金員を借り入れ、その返済を行ってきただけであり、金員を借り入れた以上その返済を行うのは当然であって、これが役務の提供や資産の譲渡という債務免除の対価性を基礎付ける事情とはならないことは明白である。借り入れた金員を返済したという事実をもって役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有するというのであれば、債務免除益が一時所得に該当する場合は皆無となってしまうのであって、極めて不合理である。

以上のとおり、本件ローン債務免除益は、労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものであり、非対価要件を充足する。

6 本件ローン債務免除益の所得区分

以上によれば、本件ローン債務免除益は、一時所得に該当する。

第2 本件手数料免除益は一時所得に該当すること

1 本件手数料免除益の所得の発生原因について

本件手数料免除益の所得の発生原因は、本件業務執行者が本件組合に対して行った本件手数料免除行為であり、この点は被告も認めるところである。

2 本件手数料免除益が不動産所得に該当しないこと

(1) 不動産所得の意義

不動産所得の法文上の要件である貸付けによる所得について、貸主が借主に対して一定の期間、不動産等を使用又は収益させる対価としての性質を有する経済的利益又はこれに代わる性質を有するものと解釈することは当事者間に争いが無い。

(2) 本件手数料免除益が不動産所得に該当しないこと

本件手数料免除益は、本件組合事業の終了に当たり、本件組合に航空機売却後において支払う余剰資金がない等の事情を勘案し、本件業務執行者が本件組合に対して債務免除（本件手数料免除行為）をしたことによって発生したものである。本件手数料免除益の発生原因となった本件手数料免除行為を行った本件業務執行者は、本件航空機の借主ではないし、本件債務免除行為が、本件航空機を使用又は収益させたことの対価としてされたという事実がないことも明らかである。

前記の不動産所得の要件に当てはめると、本件手数料免除益は、貸主が借主に対して一定の期間航空機を使用又は収益させる対価としての性質を有する経済的利益、又は、これに代わる性質を有するものではないことは明白であるから、航空機の貸付けによる所得ではなく、不動産所得には該当しない。

(3) 被告の主張に対する主な反論

ア 被告は、本件手数料免除益が不動産所得に該当するとの理由として、所得区分の判断には「所得の性質や発生の様態及びこれらに関連する事実関係も考慮要素に含まれる」ところ、本件手数料免除益は「本件航空機の賃貸収入を得るために必要な費用のうち未払となっている債務が免除されたことにより生じた利益であり、課税標準である不動産所得の計算上、賃貸収入（賃借人から賃貸人に移転される経済的利益）から控除される費用（未払債務）が免除されたことによる利益（所得そのものの取戻し）」であるので、「賃借人から賃貸人に移転される経済的利益のうち目的物を使用収益する対価としての性質を有するもの」（貸付けによる所得）そのものに当たるなどとする経済的実質論を主張するが、被告の上記主張は、法解釈論から逸脱した単なる直感論又は裸の実質論であり、所得税法の解釈論たり得ないのみならず租税法律主義にも反するものである。

そもそも、ある所得の所得区分は収入等によって判断されるものであり、必要経費は所得区分とは異なる概念である。本件手数料免除行為により免除された債務が不動産所得の必要経費に算入されていたとしても、それが本件航空機を使用収益する対価となるか否かは別問題である。すなわち、本件手数料免除益が不動産所得であるといえるためには、それが同法26条1項に規定される「航空機（中略）の貸付けによる所得」でなければならない、単に本

件手数料が同法37条1項に基づいて不動産所得の必要経費となることや、必要経費に算入された本件手数料の債務免除によって経済的には所得の取戻しが生じたということを主張するだけでは失当である。

なお、被告は所得税法施行令94条1項に触れ、同項は「対応関係にある収入と費用とを同じ所得種類に属させる典型的な状況を例示的に定めたものと理解されるべき」などと根拠なく主張するが、対応関係にある収入と費用を同じ所得区分に属させるとの規範は所得税法上見当たらず、これを根拠なく前提として論証すること自体が誤りである。

イ また、被告は、本件手数料免除益は「不動産所得の計算上、賃貸収入（中略）から控除される費用（中略）が免除されたことによる利益（所得そのものの取戻し）」であるので、「賃借人から賃貸人に移転される経済的利益のうち目的物を使用収益する対価としての性質を有するもの」そのものに当たるとも主張するが、本件手数料免除益は本件業務執行者から本件組合（すなわち本件業務執行者以外の本件各組合員）に移転した経済的利益であって、本件航空機の賃借人である航空会社から移転したものではない。

ウ 仮に、被告の主張するように、本件手数料免除益は所得の取戻しであるため不動産所得となるとすれば、過去の課税処分に通って修正申告させるか、年度毎に更正処分を行うことが検討されなければならない。

特に本件においては、納税者が個人であるところ、所得税法は累進税率を採用しているため（平成25年法律第5号による改正前の同法89条）、債務免除された金額を当該年に一括して帰属させる場合と、経費として毎年に分けて帰属させる場合とでは、大きく税額が異なり得る。このため、本来あるべき税額とは異なる税額により課税がなされるという不合理な結論となってしまう。このような結論は実質的にみても不当であり、被告の主張する所得の取戻し論が誤りであることを示すものである。

（4）小括

以上のとおりであるから、本件手数料免除益は「航空機の貸付けによる所得」に該当せず、不動産所得に該当しない。

3 本件手数料免除益は一時所得に該当すること

被告は、予備的主張として、本件手数料免除益が本件組合の組合員であるが故に生じたものであるから、営利を目的とする継続的行為から生じた所得及び労務その他の役務の対価としての性質を有する所得に該当するとして、雑所得に該当すると主張するが、このような主張がすり替え論法であり、かつ、構成員課税の原則に反するものであることは、本件ローン債務免除益について検討したのと同様である。

本件手数料免除益の発生原因は本件手数料免除行為であるところ、本件手数料免除行為は、本件組合事業終了時に本件手数料を支払う資金がない等の事情に鑑みて、本件業務執行者がやむなく行ったものであり、本件組合事業の開始時において想定されず、本件組合契約上も繰り返して生じることは予定されていなかったし、事実としても本件業務執行者により行われた1回限りのものであったから、本件手数料免除益は非継続要件を充足する。

また、本件組合契約上、本件各組合員が本件業務執行者に対して労務その他の役務を提供することは想定されておらず、実際に労務その他の役務を提供した事実はないのであるから、本件手数料免除益は、労務その他の役務の対価としての性質を有するものではなく、非対価要件も充足する。

したがって、本件手数料免除益は、前記のとおり、不動産所得に該当せず、除外要件を充足するし、非継続要件及び非対価要件も充足するから、一時所得に該当する。

第3 結語

以上のとおり、本件各免除益は、一時所得に該当する。

以上

原告らに係る所得税の計算書

1 原告甲

(1) 総所得金額

8879万6320円

上記金額は、次のアの不動産所得の金額、イの給与所得の金額及びウの雑所得の金額と、エの長期譲渡所得の金額及びオの一時所得の金額の各2分の1に相当する金額との合計額である(所得税法22条2項)。

ア 不動産所得の金額

23万6929円

上記金額は、原告甲が本件組合を通じて行っていた本件航空機の賃貸による賃貸料収入のうちの原告甲の出資割合に応じた部分の金額207万9090円から、当該賃貸料収入に係る為替差損12万6218円、支払手数料4万4354円、支払利息127万5482円及び減価償却費29万6107円を差し引いた上で、租税特別措置法25条の2第1項1号に規定する青色申告特別控除額10万円を控除した後の残額であり(甲Bイ3)、被告が本件訴訟において主張する原告甲の不動産所得の金額から、原告甲の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額124万9588円を控除した金額と一致するものである(本件手数料免除益を除けば、原告甲の不動産所得が上記金額となることは、当事者間に争いが無い)。

イ 給与所得の金額

3392万5000円

上記金額は、原告甲確定申告と原告甲更正処分で一致するものであり(甲Bイ2)、当事者間に争いが無い。

ウ 雑所得の金額

360万1513円

上記金額は、本件航空機の売却日における借入金及び未払金の残高に係る同日の為替レートを基礎として算定された為替差益のうち、原告甲の出資割合に応じた部分の金額であり(甲Bイ1)、被告が本件訴訟において主張する原告甲の雑所得の金額から、原告甲の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額3874万8538円を控除した金額と一致するものである(本件ローン債務免除益を除けば、原告甲の雑所得が上記金額となることは、当事者間に争いが無い)。

エ 長期譲渡所得の金額

6256万7630円

上記金額は、所得税法33条3項の規定に従って、次の(ア)の総収入金額から、(イ)の取得費及び譲渡費用の金額を控除した残額から、同条4項に規定する譲渡所得の特別控除額50万円を控除した金額(同法22条2項2号による2分の1相当額算定前のもの)であり、当事者間に争いが無い。

(ア) 総収入金額

1億2381万3977円

上記金額は、本件航空機の売却に係る収入金額のうち原告甲の出資割合に応じた部分の金額9181万3977円と、原告甲が平成19年中に行った船舶の売却に係る収入金額3200万円との合計額である(甲Bイ3)。

(イ) 取得費及び譲渡費用の金額

6074万6347円

上記金額は、本件航空機の取得費(未償却残高)1557万7921円、弁護士費用23万9718円及び売却調整金58万5089円並びに上記(ア)の船舶の取得費(未償却残高)4434万3619円の合計額である(甲Bイ3)。

オ 一時所得の金額 3949万8126円

上記金額は、所得税法34条2項の規定に従って、次の（ア）の原告甲の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額と（イ）の原告甲の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額の合計額から、同条3項に規定する一時所得の特別控除額50万円を控除した金額（同法22条2項2号による2分の1相当額算定前のもの）である。

（ア）原告甲の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額 3874万8538円

上記金額は、本件組合が本件融資銀行から本件ローン債務免除行為を受けたことによって生じた本件ローン債務免除益のうち、別紙3出資金等一覧表のとおり、原告甲の出資割合に応じた部分の金額であり、本文中の判断のとおり、原告甲の一時所得に該当する。

（イ）原告甲の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額 124万9588円

上記金額は、本件組合が本件業務執行者から本件手数料免除行為を受けたことによって生じた本件手数料免除益のうち、別紙3出資金等一覧表のとおり、原告甲の出資割合に応じた部分の金額であり、本文中の判断のとおり、原告甲の一時所得に該当する。

（2）所得控除の額の合計額 152万5834円

上記金額は、原告甲確定申告と原告甲更正処分で一致するものであり（甲Bイ2）、当事者間に争いがない。

（3）課税される所得金額（課税総所得金額） 8727万0000円

上記金額は、上記（1）の総所得金額8879万6320円から上記（2）の所得控除の額の合計額152万5834円を控除した後の金額（国税通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

（4）納付すべき税額 2209万1700円

上記金額は、次のアの算出税額から、イの源泉徴収税額を差し引いた後の金額（国税通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

ア 算出税額 3211万2000円

上記金額は、上記（3）の課税総所得金額8727万円に所得税法（平成25年法律第5号による改正前のもの）89条1項所定の税率を乗じて算出した金額である。

イ 源泉徴収税額 1002万0290円

上記金額は、原告甲確定申告と原告甲更正処分で一致するものであり（甲Bイ2）、当事者間に争いがない。

2 原告乙

（1）総所得金額 6299万5849円

上記金額は、次のアの事業所得の金額（損失の額）をイの不動産所得の金額及びウの雑所得の金額と損益通算（所得税法69条1項及び同法施行令198条）した後の金額と、エの長期譲渡所得の金額及びオの一時所得の金額の各2分の1に相当する金額との合計額である（同法22条2項）。

ア 事業所得の金額 △58万9636円

上記金額は、原告乙確定申告と原告乙更正処分で一致するものであり（甲Bロ2）、当事者間に争いがない。なお、金額の前の△は、損失の額を表す。

イ 不動産所得の金額 53万0539円

上記金額は、原告乙確定申告における金額であり（甲Bロ2）、被告が本件訴訟において

主張する原告乙の不動産所得の金額から、原告乙の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額124万9588円を控除した金額と一致するものである（本件手数料免除益を除けば、原告乙の不動産所得が上記金額となることは、当事者間に争いがない。）。

ウ 雑所得の金額 536万4611円

上記金額は、原告乙確定申告における雑所得の金額4536万2737円から、原告乙の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額124万9588円及び原告乙の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額3874万8538円を差し引いた金額（原告乙更正請求における雑所得の金額）であり（甲Bロ1、甲Bロ4の1）、被告が本件訴訟において主張する原告乙の雑所得の金額から、原告乙の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額3874万8538円を控除した金額と一致するものである（本件ローン債務免除益を除けば、原告乙の雑所得が上記金額となることは、当事者間に争いがない。）。

エ 長期譲渡所得の金額 7588万2544円

上記金額は、原告乙確定申告と原告乙更正処分で一致するもの（所得税法22条2項2号による2分の1相当額算定前のもの）であり（甲Bロ2、甲Bロ3）、当事者間に争いがない。

オ 一時所得の金額 3949万8126円

上記金額は、所得税法34条2項の規定に従って、次の（ア）の原告乙の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額と（イ）の原告乙の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額の合計額から、同条3項に規定する一時所得の特別控除額50万円を控除した金額（同法22条2項2号による2分の1相当額算定前のもの）である。

（ア）原告乙の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額 3874万8538円

上記金額は、本件組合が本件融資銀行から本件ローン債務免除行為を受けたことによって生じた本件ローン債務免除益のうち、別紙3出資金等一覧表のとおり、原告乙の出資割合に応じた部分の金額であり、本文中の判断のとおり、原告乙の一時所得に該当する。

（イ）原告乙の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額 124万9588円

上記金額は、本件組合が本件業務執行者から本件手数料免除行為を受けたことによって生じた本件手数料免除益のうち、別紙3出資金等一覧表のとおり、原告乙の出資割合に応じた部分の金額であり、本文中の判断のとおり、原告乙の一時所得に該当する。

（2）上場株式等の譲渡所得等の金額 493万7493円

上記金額は、原告乙確定申告と原告乙更正処分で一致するものであり（甲Bロ2）、当事者間に争いがない。

（3）先物取引に係る雑所得等の金額 0円

上記金額は、原告乙確定申告と原告乙更正処分で一致するものであり（甲Bロ2）、当事者間に争いがない。

（4）所得控除の額の合計額 92万6004円

上記金額は、次のアの社会保険料控除の額及びイのその他の所得控除の額の合計額である。

ア 社会保険料控除の額 45万8600円

上記金額は、原告乙更正請求と原告乙更正処分で一致するものであり（甲Bロ2、甲Bロ4）、当事者間に争いがない。

イ その他の所得控除の額 46万7404円

上記金額は、原告乙確定申告と原告乙更正処分で一致するものであり（甲Ｂロ２、甲Ｂロ４）、当事者間に争いがない。

（５）課税される所得金額

ア 課税総所得金額 6206万9000円

上記金額は、上記（１）の総所得金額6299万5849円から上記（４）の所得控除の合計額92万6004円を控除した後の金額（国税通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

イ 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 493万7000円

上記金額は、上記（２）の上場株式等の譲渡所得等の金額493万7493円から国税通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

ウ 先物取引に係る課税雑所得等の金額 0円

上記金額は、上記（３）の先物取引に係る雑所得等の金額が0円であることから0円となる。

（６）納付すべき税額 2104万5400円

上記金額は、次のアの算出税額から、イの源泉徴収税額を差し引いた後の金額（国税通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

ア 算出税額 2237万7190円

上記金額は、次の（ア）の課税総所得金額に対する税額及び（イ）の上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額の合計額である。

（ア）課税総所得金額に対する税額 2203万1600円

上記金額は、前記（５）アの課税総所得金額6206万9000円に所得税法（平成25年法律第5号による改正前のもの）89条1項所定の税率を乗じて算出した金額である。

（イ）上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額 34万5590円

上記金額は、前記（５）イの上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額493万7000円に租税特別措置法37条の11第1項所定の税率（7%）を乗じて算出した金額である。

（ウ）先物取引に係る課税雑所得等の金額に対する税額 0円

上記金額は、前記（５）ウの先物取引に係る課税雑所得等の金額が0円であることから0円となる。

イ 源泉徴収税額 133万1712円

上記金額は、原告乙確定申告と原告乙更正処分で一致するものであり（甲Ｂロ２）、当事者間に争いがない。

３ 原告丙

（１）総所得金額 6186万4106円

上記金額は、次のアの不動産所得の金額及びイの雑所得の金額と、ウの長期譲渡所得の金額及びエの一時所得の金額の各2分の1に相当する金額の合計額である（所得税法22条2項）。

ア 不動産所得の金額 40万0670円

上記金額は、原告丙確定申告における金額であり（甲Ｂハ４の１）、被告が本件訴訟において主張する原告丙の不動産所得の金額から、原告丙の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額124万9588円を控除した金額と一致するものである（本件手数料免除益を除けば、原告丙の不動産所得が上記金額となることは、当事者間に争いがない。）。

イ 雑所得の金額 360万1513円

上記金額は、本件航空機の売却日における借入金及び未払金の残高に係る同日の為替レートを基礎として算定された為替差益のうち、原告丙の出資割合に応じた部分の金額（原告丙更正請求における雑所得の金額）であり（甲Bハ1、甲Bハ4の1）、被告が本件訴訟において主張する原告丙の雑所得の金額から、原告丙の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額3874万8538円を控除した金額と一致するものである（本件ローン債務免除益を除けば、原告丙の雑所得が上記金額となることは、当事者間に争いがない。）。

ウ 長期譲渡所得の金額 7622万5721円

上記金額は、原告丙確定申告における金額（所得税法22条2項2号による2分の1相当額算定前のもの）であり（甲Bハ3、甲Bハ4の1）、被告が本件訴訟において主張する原告丙の長期譲渡所得の金額と一致しており、当事者間に争いがない。

エ 一時所得の金額 3949万8126円

上記金額は、所得税法34条2項の規定に従って、次の（ア）の原告丙の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額と（イ）の原告丙の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額の合計額から、同条3項に規定する一時所得の特別控除額50万円を控除した金額（同法22条2項2号による2分の1相当額算定前のもの）である。

（ア）原告丙の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額 3874万8538円

上記金額は、本件組合が本件融資銀行から本件ローン債務免除行為を受けたことによって生じた本件ローン債務免除益のうち、別紙3出資金等一覧表のとおり、原告丙の出資割合に応じた部分の金額であり、本文中の判断のとおり、原告丙の一時所得に該当する。

（イ）原告丙の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額 124万9588円

上記金額は、本件組合が本件業務執行者から本件手数料免除行為を受けたことによって生じた本件手数料免除益のうち、別紙3出資金等一覧表のとおり、原告丙の出資割合に応じた部分の金額であり、本文中の判断のとおり、原告丙の一時所得に該当する。

（2）上場株式等の譲渡所得等の金額 387万7910円

上記金額は、原告丙確定申告における金額であり（甲Bハ4の1）、被告が本件訴訟において主張する原告丙の上場株式等の譲渡所得等の金額と一致しており、当事者間に争いがない。

（3）所得控除の額の合計額 218万5816円

上記金額は、原告丙確定申告における金額であり（甲Bハ3）、被告が本件訴訟において主張する原告丙の所得控除の額の合計額と一致しており、当事者間に争いがない。

（4）課税される所得金額

ア 課税総所得金額 5967万8000円

上記金額は、上記（1）の総所得金額6186万4106円から上記（3）の所得控除の額の合計額218万5816円を控除した後の金額（国税通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

イ 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 387万7000円

上記金額は、上記（2）の上場株式等の譲渡所得等の金額387万7910円から、国税通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

（5）納付すべき税額 2134万6500円

上記金額は、次のアの課税総所得金額に対する税額及びイの上場株式等に係る課税譲渡所得

等の金額に対する税額の合計額（国税通則法１１９条１項により１００円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

ア 課税総所得金額に対する税額 ２１０７万５２００円

上記金額は、前記（４）アの課税総所得金額５９６７万８０００円に所得税法（平成２５年法律第５号による改正前のもの）８９条１項所定の税率を乗じて算出した金額である。

イ 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額 ２７万１３９０円

上記金額は、前記（４）イの上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額３８７万７０００円に租税特別措置法３７条の１１第１項所定の税率（７％）を乗じて算出した金額である。

４ 原告丁

（１）総所得金額 ３億５１４３万７４４１円

上記金額は、次のアの事業所得の金額、イの不動産所得の金額及びウの雑所得の金額と、エの長期譲渡所得の金額及びオの一時所得の金額の各２分の１に相当する金額との合計額である（所得税法２２条２項）。

ア 事業所得の金額 ２億２７５３万８５４０円

上記金額は、原告丁確定申告と原告丁更正処分で一致するものであり（甲Ｂニ２）、当事者間に争いがない。

イ 不動産所得の金額 ３５万１３３４円

上記金額は、原告丁確定申告における金額であり（甲Ｂニ２）、被告が本件訴訟において主張する原告丁の不動産所得の金額から、原告丁の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額２４９万９１７６円を控除した金額と一致するものである（本件手数料免除益を除けば、原告丁の不動産所得が上記金額となることは、当事者間に争いがない。）。

ウ 雑所得の金額 ７３２万０７３７円

上記金額は、原告丁確定申告における金額であり（甲Ｂニ２）、被告が本件訴訟において主張する原告丁の雑所得の金額から、原告丁の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額７７４９万７０７６円を控除した金額と一致するものである（本件ローン債務免除益を除けば、原告丁の雑所得が上記金額となることは、当事者間に争いがない。）。

エ 長期譲渡所得の金額 １億５２９５万７４０９円

上記金額は、原告丁確定申告と原告丁更正処分で一致するもの（所得税法２２条２項２号による２分の１相当額算定前のもの）であり（甲Ｂニ２、弁論の全趣旨）、当事者間に争いがない。

オ 一時所得の金額 ７９４９万６２５２円

上記金額は、所得税法３４条２項の規定に従って、次の（ア）の原告丁の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額と（イ）の原告丁の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額の合計額から、同条３項に規定する一時所得の特別控除額５０万円を控除した金額（同法２２条２項２号による２分の１相当額算定前のもの）である。

（ア）原告丁の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額 ７７４９万７０７６円

上記金額は、本件組合が本件融資銀行から本件ローン債務免除行為を受けたことによって生じた本件ローン債務免除益のうち、別紙３出資金等一覧表のとおり、原告丁の出資割合に応じた部分の金額であり、本文中の判断のとおり、原告丁の一時所得に該当する。

（イ）原告丁の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額 ２４９万９１７６円

上記金額は、本件組合が本件業務執行者から本件手数料免除行為を受けたことによって生じた本件手数料免除益のうち、別紙3出資金等一覧表のとおり、原告丁の出資割合に応じた部分の金額であり、本文中の判断のとおり、原告丁の一時所得に該当する。

(2) 所得控除の額の合計額 232万9515円

上記金額は、原告丁確定申告と原告丁更正処分で一致するものであり（甲Bニ2）、当事者間に争いがない。

(3) 課税される所得金額（課税総所得金額） 3億4910万7000円

上記金額は、上記（1）の総所得金額3億5143万7441円から上記（2）の所得控除の額の合計額232万9515円を控除した後の金額（国税通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(4) 申告納税額 1億2847万5900円

上記金額は、次のアの算出税額から、イの源泉徴収税額を差し引いた後の金額（国税通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

ア 算出税額 1億3684万6800円

上記金額は、上記（3）の課税総所得金額3億4910万7000円に所得税法（平成25年法律第5号による改正前のもの）89条1項所定の税率を乗じて算出した金額である。

イ 源泉徴収税額 837万0815円

上記金額は、原告丁確定申告と原告丁更正処分で一致するものであり（甲Bニ2）、当事者間に争いがない。

(5) 納付すべき税額 8101万6300円

上記金額は、前記（4）の申告納税額から、原告丁確定申告と原告丁更正処分で一致する予定納税額4745万9600円（甲Bニ2）を差し引いた後の金額（国税通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

5 原告戊

(1) 総所得金額 1億2405万8438円

上記金額は、次のアの不動産所得の金額、イの給与所得の金額及びウの雑所得の金額と、エの長期譲渡所得の金額及びオの一時所得の金額の各2分の1に相当する金額との合計額である（所得税法22条2項）。

ア 不動産所得の金額 3117万5366円

上記金額は、原告戊確定申告における金額であり（甲Bホ2）、被告が本件訴訟において主張する原告戊の不動産所得の金額から、原告戊の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額124万9588円を控除した金額と一致するものである（本件手数料免除益を除けば、原告戊の不動産所得が上記金額となることは、当事者間に争いがない。）。

イ 給与所得の金額 3174万0000円

上記金額は、原告戊確定申告と原告戊更正処分で一致するものであり（甲Bホ2）、当事者間に争いがない。

ウ 雑所得の金額 393万8385円

上記金額は、原告戊確定申告における金額であり（甲Bホ2）、被告が本件訴訟において主張する原告戊の雑所得の金額から、原告戊の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額3874万8538円を控除した金額と一致するものである（本件ローン債務免除益を除

けば、原告戊の雑所得が上記金額となることは、当事者間に争いが無い。)

エ 長期譲渡所得の金額 7491万1249円

上記金額は、原告戊確定申告と原告戊更正処分で一致する金額(所得税法22条2項2号による2分の1相当額算定前のもの)であり(甲Bホ2、弁論の全趣旨)、当事者間に争いが無い。

オ 一時所得の金額 3949万8126円

上記金額は、所得税法34条2項の規定に従って、次の(ア)の原告戊の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額と(イ)の原告戊の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額の合計額から、同条3項に規定する一時所得の特別控除額50万円を控除した金額(同法22条2項2号による2分の1相当額算定前のもの)である。

(ア) 原告戊の出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額 3874万8538円

上記金額は、本件組合が本件融資銀行から本件ローン債務免除行為を受けたことによって生じた本件ローン債務免除益のうち、別紙3出資金等一覧表のとおり、原告戊の出資割合に応じた部分の金額であり、本文中の判断のとおり、原告戊の一時所得に該当する。

(イ) 原告戊の出資割合に応じた本件手数料免除益の金額 124万9588円

上記金額は、本件組合が本件業務執行者から本件手数料免除行為を受けたことによって生じた本件手数料免除益のうち、別紙3出資金等一覧表のとおり、原告戊の出資割合に応じた部分の金額であり、本文中の判断のとおり、原告戊の一時所得に該当する。

(2) 所得控除の額の合計額 482万7822円

上記金額は、原告戊確定申告と原告戊更正処分で一致するものであり(甲Bホ2)、当事者間に争いが無い。

(3) 課税される所得金額(課税総所得金額) 1億1923万0000円

上記金額は、上記(1)の総所得金額1億2405万8438円から上記(2)の所得控除の額の合計額482万7822円を控除した後の金額(国税通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

(4) 申告納税額 3734万6200円

上記金額は、次のアの算出税額から、イの源泉徴収税額を差し引いた後の金額(国税通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

ア 算出税額 4489万6000円

上記金額は、上記(3)の課税総所得金額1億1923万円に所得税法(平成25年法律第5号による改正前のもの)89条1項所定の税率を乗じて算出した金額である。

イ 源泉徴収税額 754万9800円

上記金額は、原告戊確定申告と原告戊更正処分で一致するものであり(甲Bホ2)、当事者間に争いが無い。

(5) 納付すべき税額 3448万7000円

上記金額は、前記(4)の申告納税額から、原告戊確定申告と原告戊更正処分で一致する予定納税額285万9200円(甲Bホ2)を差し引いた後の金額(国税通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

6 原告A

(1) 総所得金額 1億2632万0379円

上記金額は、次のアの不動産所得の金額、イの給与所得の金額及びウの雑所得の金額と、エの長期譲渡所得の金額及びオの一時所得の金額の各2分の1に相当する金額との合計額である（所得税法22条2項）。

ア 不動産所得の金額 946万5504円

上記金額は、原告A修正申告における金額であり（甲Bへ2）、被告が本件訴訟において主張する原告Aの不動産所得の金額から、原告Aの出資割合に応じた本件手数料免除益の金額124万9588円を控除した金額と一致するものである（本件手数料免除益を除けば、原告Aの不動産所得が上記金額となることは、当事者間に争いがない。）。

イ 給与所得の金額 3785万8000円

上記金額は、原告A修正申告と原告A更正処分で一致するものであり（甲Bへ2）、当事者間に争いがない。

ウ 雑所得の金額 2115万9935円

上記金額は、原告A修正申告における金額であり（甲Bへ2）、被告が本件訴訟において主張する原告Aの雑所得の金額から、原告Aの出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額3874万8538円を控除した金額と一致するものである（本件ローン債務免除益を除けば、原告Aの雑所得が上記金額となることは、当事者間に争いがない。）。

エ 長期譲渡所得の金額 7617万5755円

上記金額は、原告A修正申告と原告A更正処分で一致するもの（所得税法22条2項2号による2分の1相当額算定前のもの）であり（甲Bへ2、甲Bへ3）、当事者間に争いがない。

オ 一時所得の金額 3949万8126円

上記金額は、所得税法34条2項の規定に従って、次の（ア）の原告Aの出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額と（イ）の原告Aの出資割合に応じた本件手数料免除益の金額の合計額から、同条3項に規定する一時所得の特別控除額50万円を控除した金額（同法22条2項2号による2分の1相当額算定前のもの）である。

（ア）原告Aの出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額 3874万8538円

上記金額は、本件組合が本件融資銀行から本件ローン債務免除行為を受けたことによって生じた本件ローン債務免除益のうち、別紙3出資金等一覧表のとおり、原告Aの出資割合に応じた部分の金額であり、本文中の判断のとおり、原告Aの一時所得に該当する。

（イ）原告Aの出資割合に応じた本件手数料免除益の金額 124万9588円

上記金額は、本件組合が本件業務執行者から本件手数料免除行為を受けたことによって生じた本件手数料免除益のうち、別紙3出資金等一覧表のとおり、原告Aの出資割合に応じた部分の金額であり、本文中の判断のとおり、原告Aの一時所得に該当する。

（2）上場株式等の譲渡所得等の金額 3312万6721円

上記金額は、原告A修正申告と原告A更正処分で一致するものであり（甲Bへ2）、当事者間に争いがない。

（3）所得控除の額の合計額 298万3165円

上記金額は、原告A修正申告と原告A更正処分で一致するものであり（甲Bへ2）、当事者間に争いがない。

（4）課税される所得金額

ア 課税総所得金額 1億2333万7000円

上記金額は、上記（１）の総所得金額1億2632万0379円から上記（３）の所得控除の額の合計額298万3165円を控除した後の金額（国税通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

イ 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 3312万6000円

上記金額は、上記（２）の上場株式等の譲渡所得等の金額3312万6721円から国税通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

（５）納付すべき税額 3722万5600円

上記金額は、次のアの算出税額から、イの源泉徴収税額を差し引いた後の金額（国税通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

ア 算出税額 4885万7620円

上記金額は、次の（ア）の課税総所得金額に対する税額及び（イ）の上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額の合計額である。

（ア）課税総所得金額に対する税額 4653万8800円

上記金額は、前記（４）アの課税総所得金額1億2333万7000円に所得税法（平成25年法律第5号による改正前のもの）89条1項所定の税率を乗じて算出した金額である。

（イ）上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額 231万8820円

上記金額は、前記（４）イの上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額3312万6000円に租税特別措置法37条の11第1項所定の税率（7％）を乗じて算出した金額である。

イ 源泉徴収税額 1163万1937円

上記金額は、原告A修正申告と原告A更正処分で一致するものであり（甲Bへ2）、当事者間に争いが無い。

7 原告B

（１）総所得金額 1億5477万5308円

上記金額は、次のアの不動産所得の金額と、ウの長期譲渡所得の金額及びエの一時所得の金額の各2分の1に相当する金額との合計額である（所得税法22条2項）。なお、マイナスとなっているイの雑所得の金額については、損益通算をすることができない。

ア 不動産所得の金額 332万5996円

上記金額は、原告B確定申告における金額であり（甲Bト2）、被告が本件訴訟において主張する原告Bの不動産所得の金額から、原告Bの出資割合に応じた本件手数料免除益の金額212万4300円を控除した金額と一致するものである（本件手数料免除益を除けば、原告Bの不動産所得が上記金額となることは、当事者間に争いが無い。）。

イ 雑所得の金額 △191万2489円

上記金額は、原告B確定申告における金額であり（甲Bト4）、被告が本件訴訟において主張する原告Bの雑所得の金額から、原告Bの出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額6587万2514円を控除した金額と一致するものである（本件ローン債務免除益を除けば、原告Bの雑所得が上記金額となることは、当事者間に争いが無い。）。なお、金額の前の△は損失の金額を表す。

ウ 長期譲渡所得の金額 2億3540万1811円

上記金額は、原告B確定申告と原告B更正処分で一致するもの（所得税法22条2項2号による2分の1相当額算定前のもの）であり（甲Bト2、甲Bト3）、当事者間に争いがない。

エ 一時所得の金額 6749万6814円

上記金額は、所得税法34条2項の規定に従って、次の（ア）の原告Bの出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額と（イ）の原告Bの出資割合に応じた本件手数料免除益の金額の合計額から、同条3項に規定する一時所得の特別控除額50万円を控除した金額（同法22条2項2号による2分の1相当額算定前のもの）である。

（ア）原告Bの出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額 6587万2514円

上記金額は、本件組合が本件融資銀行から本件ローン債務免除行為を受けたことによって生じた本件ローン債務免除益のうち、別紙3出資金等一覧表のとおり、原告Bの出資割合に応じた部分の金額であり、本文中の判断のとおり、原告Bの一時所得に該当する。

（イ）原告Bの出資割合に応じた本件手数料免除益の金額 212万4300円

上記金額は、本件組合が本件業務執行者から本件手数料免除行為を受けたことによって生じた本件手数料免除益のうち、別紙3出資金等一覧表のとおり、原告Bの出資割合に応じた部分の金額であり、本文中の判断のとおり、原告Bの一時所得に該当する。

（2）所得控除の額の合計額 265万1530円

上記金額は、原告B確定申告と原告B更正処分で一致するものであり（甲Bト2）、当事者間に争いがない。

（3）課税される所得金額（課税総所得金額） 1億5212万3000円

上記金額は、上記（1）の総所得金額1億5477万5308円から上記（2）の所得控除の額の合計額265万1530円を控除した後の金額（国税通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

（4）納付すべき税額 5805万3200円

上記金額は、上記（3）の課税総所得金額1億5212万3000円に所得税法（平成25年法律第5号による改正前のもの）89条1項所定の税率を乗じて算出した金額である。

8 原告C

（1）総所得金額 2億8132万8525円

上記金額は、次のアの不動産所得の金額、イの配当所得の金額、ウの給与所得の金額及びエの雑所得の金額と、オの長期譲渡所得の金額及びカの一時所得の金額の各2分の1に相当する金額との合計額である（所得税法22条2項）。

ア 不動産所得の金額 74万6779円

上記金額は、原告C確定申告における金額であり（甲Bチ2）、被告が本件訴訟において主張する原告Cの不動産所得の金額から、原告Cの出資割合に応じた本件手数料免除益の金額249万9176円を控除した金額と一致するものである（本件手数料免除益を除けば、原告Cの不動産所得が上記金額となることは、当事者間に争いがない。）。

イ 配当所得の金額 3568万1300円

上記金額は、原告C確定申告と原告C更正処分で一致するものであり（甲Bチ2）、当事者間に争いがない。

- ウ 給与所得の金額 9833万5000円
上記金額は、原告C確定申告と原告C更正処分で一致するものであり（甲Bチ2）、当事者間に争いがない。
- エ 雑所得の金額 79万6620円
上記金額は、原告C確定申告における金額であり（甲Bチ2）、被告が本件訴訟において主張する原告Cの雑所得の金額から、原告Cの出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額7749万7076円を控除した金額と一致するものである（本件ローン債務免除益を除けば、原告Cの雑所得が上記金額となることは、当事者間に争いがない。）。
- オ 長期譲渡所得の金額 2億1204万1401円
上記金額は、原告C確定申告と原告C更正処分で一致するもの（所得税法22条2項2号による2分の1相当額算定前のもの）であり（甲Bチ2、甲Bチ3）、当事者間に争いがない。
- カ 一時所得の金額 7949万6252円
上記金額は、所得税法34条2項の規定に従って、次の（ア）の原告Cの出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額と（イ）の原告Cの出資割合に応じた本件手数料免除益の金額の合計額から、同条3項に規定する一時所得の特別控除額50万円を控除した金額（同法22条2項2号による2分の1相当額算定前のもの）である。
- （ア）原告Cの出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額 7749万7076円
上記金額は、本件組合が本件融資銀行から本件ローン債務免除行為を受けたことによって生じた本件ローン債務免除益のうち、別紙3出資金等一覧表のとおり、原告Cの出資割合に応じた部分の金額であり、本文中の判断のとおり、原告Cの一時所得に該当する。
- （イ）原告Cの出資割合に応じた本件手数料免除益の金額 249万9176円
上記金額は、本件組合が本件業務執行者から本件手数料免除行為を受けたことによって生じた本件手数料免除益のうち、別紙3出資金等一覧表のとおり、原告Cの出資割合に応じた部分の金額であり、本文中の判断のとおり、原告Cの一時所得に該当する。
- （2）株式等に係る譲渡所得等の金額 0円
上記金額は、原告C確定申告と原告C更正処分で一致するものであり（甲Bチ2）、当事者間に争いがない。
- （3）所得控除の額の合計額 313万7366円
上記金額は、原告C確定申告と原告C更正処分で一致するものであり（甲Bチ2）、当事者間に争いがない。
- （4）課税される所得金額
- ア 課税総所得金額 2億7819万1000円
上記金額は、上記（1）の総所得金額2億8132万8525円から上記（3）の所得控除の額の合計額313万7366円を控除した後の金額（国税通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。
- イ 株式等に係る課税譲渡所得等の金額 0円
上記金額は、上記（2）の株式等に係る譲渡所得等の金額が0円であることから0円となる。
- （5）申告納税額 6402万9100円

上記金額は、次のアの算出税額から、イの配当控除の額及びウの源泉徴収税額を差し引いた後の金額（国税通則法１１９条１項により１００円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

ア 算出税額 １億０８４８万０４００円

上記金額は、次の（ア）の課税総所得金額に対する税額及び（イ）の株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額の合計額である。

（ア）課税総所得金額に対する税額 １億０８４８万０４００円

上記金額は、前記（４）アの課税総所得金額２億７８１９万１０００円に所得税法（平成２５年法律第５号による改正前のもの）８９条１項所定の税率を乗じて算出した金額である。

（イ）株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額 ０円

上記金額は、前記（４）イの株式等に係る課税譲渡所得等の金額が０円であることから０円となる。

イ 配当控除の額 １７８万４０６５円

上記金額は、上記（１）イの配当所得の金額３５６８万１３００円に、所得税法９２条１項所定の１００分の５の割合を乗じて算出した金額である。

ウ 源泉徴収税額 ４２６６万７１８４円

上記金額は、原告Ｃ確定申告と原告Ｃ更正処分で一致するものであり（甲Ｂチ２）、当事者間に争いが無い。

（６）納付すべき税額 ６０２４万４１００円

上記金額は、前記（５）の申告納税額から、原告Ｃ確定申告及び原告Ｃ更正処分で一致する予定納税額３７８万５０００円（甲Ｂチ２）を差し引いた後の金額（国税通則法１１９条１項により１００円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

９ 原告Ｄ

（１）総所得金額 １億５５３３万６６８９円

上記金額は、次のアの不動産所得の金額、イの配当所得の金額、ウの給与所得の金額及びエの雑所得の金額と、オの長期譲渡所得の金額及びカの一時所得の金額の各２分の１に相当する金額との合計額である（所得税法２２条２項）。

ア 不動産所得の金額 １７万３０２０円

上記金額は、原告Ｄ確定申告における金額であり（甲Ｂリ２）、被告が本件訴訟において主張する原告Ｄの不動産所得の金額から、原告Ｄの出資割合に応じた本件手数料免除益の金額１７４万９４２３円を控除した金額と一致するものである（本件手数料免除益を除けば、原告Ｄの不動産所得が上記金額となることは、当事者間に争いが無い。）。

イ 配当所得の金額 １１９５万２０００円

上記金額は、原告Ｄ確定申告と原告Ｄ更正処分で一致するものであり（甲Ｂリ２）、当事者間に争いが無い。

ウ 給与所得の金額 ５５３０万００００円

上記金額は、原告Ｄ確定申告と原告Ｄ更正処分で一致するものであり（甲Ｂリ２）、当事者間に争いが無い。

エ 雑所得の金額 ７６２万５１０８円

上記金額は、原告Ｄ確定申告における金額であり（甲Ｂリ２）、被告が本件訴訟において

主張する原告Dの雑所得の金額から、原告Dの出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額5424万7953円を控除した金額と一致するものである（本件ローン債務免除益を除けば、原告Dの雑所得が上記金額となることは、当事者間に争いが無い。）。

オ 長期譲渡所得の金額 1億0507万5747円

上記金額は、原告D確定申告と原告D更正処分で一致するもの（所得税法22条2項2号による2分の1相当額算定前のもの）であり（甲Bリ2、甲Bリ3）、当事者間に争いが無い。

カ 一時所得の金額 5549万7376円

上記金額は、所得税法34条2項の規定に従って、次の（ア）の原告Dの出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額と（イ）の原告Dの出資割合に応じた本件手数料免除益の金額の合計額から、同条3項に規定する一時所得の特別控除額50万円を控除した金額（同法22条2項2号による2分の1相当額算定前のもの）である。

（ア）原告Dの出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額 5424万7953円

上記金額は、本件組合が本件融資銀行から本件ローン債務免除行為を受けたことによって生じた本件ローン債務免除益のうち、別紙3出資金等一覧表のとおり、原告Dの出資割合に応じた部分の金額であり、本文中の判断のとおり、原告Dの一時所得に該当する。

（イ）原告Dの出資割合に応じた本件手数料免除益の金額 174万9423円

上記金額は、本件組合が本件業務執行者から本件手数料免除行為を受けたことによって生じた本件手数料免除益のうち、別紙3出資金等一覧表のとおり、原告Dの出資割合に応じた部分の金額であり、本文中の判断のとおり、原告Dの一時所得に該当する。

（2）上場株式等の譲渡所得等の金額 935万9621円

上記金額は、原告D確定申告と原告D更正処分で一致するものであり（甲Bリ2）、当事者間に争いが無い。

（3）所得控除の額の合計額 123万8880円

上記金額は、原告D確定申告と原告D更正処分で一致するものであり（甲Bリ2）、当事者間に争いが無い。

（4）課税される所得金額

ア 課税総所得金額 1億5409万7000円

上記金額は、上記（1）の総所得金額1億5533万6689円から上記（3）の所得控除の額の合計額123万8880円を控除した後の金額（国税通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

イ 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 935万9000円

上記金額は、上記（2）の上場株式等の譲渡所得等の金額935万9621円から国税通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

（5）申告納税額 3769万8900円

上記金額は、次のアの算出税額から、イの配当控除の額及びウの源泉徴収税額を差し引いた後の金額（国税通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

ア 算出税額 5949万7930円

上記金額は、次の（ア）の課税総所得金額に対する税額及び（イ）の上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額の合計額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 5884万2800円

上記金額は、前記(4)アの課税総所得金額1億5409万7000円に所得税法(平成25年法律第5号による改正前のもの)89条1項所定の税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額 65万5130円

上記金額は、前記(4)イの上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額935万9000円に租税特別措置法37条の11第1項所定の税率(7%)を乗じて算出した金額である。

イ 配当控除の額 59万7600円

上記金額は、前記(1)イの配当所得の金額1195万2000円に、所得税法92条1項所定の100分の5の割合を乗じて算出した金額である。

ウ 源泉徴収税額 2120万1340円

上記金額は、原告D確定申告と原告D更正処分で一致するものであり(甲Bリ2)、当事者間に争いが無い。

(6) 納付すべき税額 3689万7900円

上記金額は、前記(5)の申告納税額から、原告D確定申告と原告D更正処分で一致する予定納税額80万1000円(甲Bリ2)を差し引いた後の金額(国税通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

10 原告E

(1) 総所得金額 4億1755万9504円

上記金額は、次のアの不動産所得の金額、イの配当所得の金額、ウの給与所得の金額及びエの雑所得の金額と、オの長期譲渡所得の金額及びカの一時所得の金額の各2分の1に相当する金額との合計額である(所得税法22条2項)。

ア 不動産所得の金額 187万9066円

上記金額は、原告E確定申告に係る確定申告書に記載された不動産所得の金額197万9066円から、租税特別措置法25条の2第1項1号に規定する青色申告特別控除額10万円を控除した後の金額であり(甲Bヌ2)、被告が本件訴訟において主張する原告Eの不動産所得の金額から、原告Eの出資割合に応じた本件手数料免除益の金額374万8765円を控除した金額と一致するものである(本件手数料免除益を除けば、原告Eの不動産所得が上記金額となることは、当事者間に争いが無い。)

イ 配当所得の金額 8568万7875円

上記金額は、原告E確定申告と原告E更正処分で一致するものであり(甲Bヌ2)、当事者間に争いが無い。

ウ 給与所得の金額 1億2113万5000円

上記金額は、原告E確定申告と原告E更正処分で一致するものであり(甲Bヌ2)、当事者間に争いが無い。

エ 雑所得の金額 479万0575円

上記金額は、原告E確定申告における金額であり(甲Bヌ2)、被告が本件訴訟において主張する原告Eの雑所得の金額から、原告Eの出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額1億1624万5612円を控除した金額と一致するものである(本件ローン債務免除益を除けば、原告Eの雑所得が上記金額となることは、当事者間に争いが無い。)

オ 長期譲渡所得の金額 2億8863万9599円

上記金額は、原告E確定申告と原告E更正処分で一致するもの（所得税法22条2項2号による2分の1相当額算定前のもの）であり（甲Bヌ2、甲Bヌ3）、当事者間に争いが無い。

カ 一時所得の金額 1億1949万4377円

上記金額は、所得税法34条2項の規定に従って、次の（ア）の原告Eの出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額と（イ）の原告Eの出資割合に応じた本件手数料免除益の金額の合計額から、同条3項に規定する一時所得の特別控除額50万円を控除した金額（同法22条2項2号による2分の1相当額算定前のもの）である。

（ア）原告Eの出資割合に応じた本件ローン債務免除益の金額

1億1624万5612円

上記金額は、本件組合が本件融資銀行から本件ローン債務免除行為を受けたことによって生じた本件ローン債務免除益のうち、別紙3出資金等一覧表のとおり、原告Eの出資割合に応じた部分の金額であり、本文中の判断のとおり、原告Eの一時所得に該当する。

（イ）原告Eの出資割合に応じた本件手数料免除益の金額

374万8765円

上記金額は、本件組合が本件業務執行者から本件手数料免除行為を受けたことによって生じた本件手数料免除益のうち、別紙3出資金等一覧表のとおり、原告Eの出資割合に応じた部分の金額であり、本文中の判断のとおり、原告Eの一時所得に該当する。

（2）上場株式等の譲渡所得等の金額

222万4287円

上記金額は、原告Eが株式等の取引を行っていたO証券株式会社本店が発行した原告Eに係る平成19年分の年間取引報告書の記載に基づき、譲渡の対価の額5397万5000円から取得費及び譲渡に要した費用の額等5175万0713円を控除した金額であり（甲Bヌ2）、当事者間に争いが無い。

（3）所得控除の額の合計額

303万6166円

上記金額は、原告E確定申告と原告E更正処分で一致するものであり（甲Bヌ2）、当事者間に争いが無い。

（4）課税される所得金額

ア 課税総所得金額

4億1452万3000円

上記金額は、上記（1）の総所得金額4億1755万9504円から上記（3）の所得控除の額の合計額303万6166円を控除した後の金額（国税通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

イ 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額

158万0000円

上記金額は、上記（2）の上場株式等の譲渡所得等の金額222万4287円から原告Eが確定申告書に記載した前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額64万3724円を控除した後の金額（国税通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

（5）申告納税額

9703万1000円

上記金額は、次のアの算出税額から、イの配当控除の額及びウの源泉徴収税額を差し引いた後の金額（国税通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

ア 算出税額

1億6312万3800円

上記金額は、次の（ア）の課税総所得金額に対する税額及び（イ）の上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額の合計額である。

（ア）課税総所得金額に対する税額 1 億 6 3 0 1 万 3 2 0 0 円

上記金額は、前記（４）アの課税総所得金額 4 億 1 4 5 2 万 3 0 0 0 円に所得税法（平成 2 5 年法律第 5 号による改正前のもの）8 9 条 1 項所定の税率を乗じて算出した金額である。

（イ）上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額 1 1 万 0 6 0 0 円

上記金額は、前記（４）イの上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 1 5 8 万円に租税特別措置法 3 7 条の 1 1 第 1 項所定の税率（7 %）を乗じて算出した金額である。

イ 配当控除の額 4 2 8 万 4 3 9 3 円

上記金額は、上記（１）イの配当所得の金額 8 5 6 8 万 7 8 7 5 円に、所得税法 9 2 条 1 項所定の 1 0 0 分の 5 の割合を乗じて算出した金額である。

ウ 源泉徴収税額 6 1 8 0 万 8 3 7 6 円

上記金額は、次の（ア）の上場株式等の譲渡所得等に係る源泉徴収税額及び（イ）の（ア）以外の源泉徴収税額の各金額の合計額である。

（ア）上場株式等の譲渡所得等に係る源泉徴収税額 1 5 万 5 6 9 7 円

上記金額は、原告 E が株式等の取引を行っていた O 証券株式会社本店が発行した原告 E に係る平成 1 9 年分の年間取引報告書に源泉徴収税額として記載された金額であり（甲 B ヌ 2）、当事者間に争いがない。

（イ）（ア）以外の源泉徴収税額 6 1 6 5 万 2 6 7 9 円

上記金額は、原告 E の保有する P 株式会社株式から生じる平成 1 9 年分の配当所得に係る源泉徴収税額 1 7 1 3 万 7 5 7 5 円及び原告 E が同社から得た平成 1 9 年分の給与所得に係る源泉徴収税額 4 4 5 1 万 5 1 0 4 円の合計額であり（甲 B ヌ 2）、当事者間に争いがない。

（６）納付すべき税額 8 8 8 0 万 6 2 0 0 円

上記金額は、前記（５）の申告納税額から、原告 E 確定申告と原告 E 更正処分で一致する予定納税額 8 2 2 万 4 8 0 0 円（甲 B ヌ 2）を差し引いた後の金額（国税通則法 1 1 9 条 1 項により 1 0 0 円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

以上